平成２７年度鹿児島県環境物品等調達方針

１　目的

環境に配慮した製品等（以下「環境物品等」という。）の購入・使用等については，これまで「県庁環境保全率先実行計画」（以下「実行計画」という。）により取り組んできているところであるが，今後さらに一層の推進を図るため，より具体的かつ計画的な調達方針を作成するものである。

なお，この調達方針は，「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（通称「グリーン購入法」）第１０条第１項に基づく本県における調達方針とする。

２　調達に当たっての基本的な考え方

（１）環境物品等の調達に当たっては，「環境物品等調達推進品目等一覧」に掲げる調達推進品目ごとの調達基準及び調達目標に基づき実行するものとする。

（２）環境物品等の調達や使用等に当たっては，さらに次の事項を遵守するものとする。

ア　環境物品等の調達に当たっては，物品等の合理的な使用に努めるなど調達総量をできるだけ抑制する。

イ　調達された環境物品等については，長期使用に努めるとともに，適正使用や分別廃棄などを確実に行う。

ウ　調達基準は，あくまでも調達の推進に当たっての最低基準を示すものであり，できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努める。

３　対象機関

知事部局，議会，県立病院局，教育委員会，公安委員会，その他の各種委員会等及びこれらの出先機関の全てとする。

４　具体的な調達方法

（１）各所属においては，各部局の調達推進責任者である「主任計画推進員」及び各所属の調達推進責任者である「計画推進員」を中心とする推進体制のもと，年間を通じ，環境物品等の調達に努める。

（２）調達の実施に当たっては，国の基本方針に定められた特定調達品目の判断基準を満たす物品（「特定調達物品」又は「グリーン購入法判断基準適合商品」という。）や本調達方針の調達基準に適合した環境物品等と認められる「エコマーク」，「国際エネルギースターロゴ」，「省エネ性マーク（緑色）」などが表示された商品・製品，職員コミュニケーションシステムのライブラリに登載されているものなどを参考にしながら，環境物品等の調達に努める。

５　環境物品等に係る情報収集

「グリーン購入法判断基準適合商品」や「エコマーク」，「国際エネルギースターロゴ」，「省エネ性マーク（緑色）」のついた環境物品等については，それらに関連するホームページなどにより情報を収集するものとする。

・県環境物品等調達方針に適合する製品が掲載されているホームページ
①エコ商品ネット（グリーン購入ネットワーク）
http://gpn.jp/econet/
②エコマーク商品情報ページ（公益財団法人日本環境協会）
http://www.greenstation.net/
③国際エネルギースタープログラム（一般財団法人省エネルギーセンター）
http://www.energystar.jp/
④省エネ性能カタログ（資源エネルギー庁）
http://www.enecho.meti.go.jp/policy/general/more/index.html

６　実行計画との関係

この調達方針は，実行計画の取組項目のうち，「環境に配慮した製品の購入・使用」及び「公共建築物の建築・改修における環境配慮」について，さらに積極的に推進するためのより具体的かつ計画的な調達方針として定めるものであり，毎年度作成する。

７　適用期間

この調達方針は，平成２７年度中の調達に適用する。

（参考）

○調達推進品目及び調達目標

①紙類（コピー用紙，トイレットペーパーなど７品目）　１００％
②納入印刷物（ポスター，報告書，チラシなどの印刷物）　１００％
③文具類（鉛筆，ボールペン，ファイルなど８３品目）　１００％
④オフィス家具等（いす，机，棚，掲示板など１０品目）　１００％
⑤画像機器等（コピー機，プリンタ，ファクシミリなど８品目）　１００％
⑥電気計算機等（電子計算機，磁気ディスク装置など４品目）　１００％
⑦オフィス機器等（シュレッダー，デジタル印刷機など５品目）　１００％
⑧移動電話等（携帯電話，ＰＨＳ，スマートフォンの３品目）　１００％
⑨家電製品（電気冷蔵庫，テレビジョン受信機など６品目）　１００％
⑩エアコンディショナー等（エアコンディショナーなど３品目）　１００％
⑪温水器等（電気給湯器，ガス温水機器，石油温水機器など４品目）　１００％
⑫照明（蛍光灯照明器具，蛍光ランプ，電球形状のランプの５品目）　１００％
⑬自動車等（自動車，ＥＴＣ対応車載器など４品目）　１００％
・利用ニーズに合い，調達基準に適合する車種がある場合
（大型特殊自動車，小型特殊自動車，二輪の車，県警の緊急自動車は除く。）
⑭消火器（消火器の１品目）　１００％
⑮制服・作業服（制服，作業服，帽子の３品目）　１００％
⑯インテリア・寝装寝具（カーテン，カーペット，ベッドなど１１品目）　１００％
⑰作業手袋（作業手袋の１品目）　１００％
⑱その他繊維製品（集会用テント，ブルーシート，モップなど７品目）　１００％
⑲設備（太陽光発電システム，太陽熱利用システムの２品目）　１００％
（節水機器，日射調整フィルムの２品目）　１００％
⑳災害備蓄用品（ペットボトル飲料水，乾パンなど１５品目）　１００％
㉑公共工事（再生加熱アスファルト混合物，再生骨材等，製材等など１０品目）　１００％
㉒役務（庁舎管理，庁舎等において営業する小売業務，クリーニングなど１２品目）　１００％

○本県の調達方針における別表１，別表２の考え方

（１）別表１：　公共工事分野において，当該工事に要求される品質等を考慮した上で，調達目標の設定は行わないが調達に努める品目として設定するものをとりまとめている。

（２）別表２：　環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図るという，グリーン購入法及び「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の趣旨を踏まえ，今後，普及啓発を図る観点から調達することが望ましい品目について，調達目標の設定は行わないが調達するよう配慮する品目として設定する。

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 配慮事項

分野	調達推進品目		調達基準	調達目標	備　考
1 紙類	情報用紙	(1)コピー用紙	①　古紙パルプ配合率，森林認証材パルプ利用割合，間伐材等パルプ利用割合，その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合，白色度及び坪量を備考④の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 ②　バージンパルプが使用される場合にあっては，その原料の原木は，伐採に当たって，原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし，間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材，林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③　製品に総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの，指標値又は加算値，及び評価値）が記載されていること。ただし，製品にその内訳が記載できない場合は，ウエブサイト等で容易に確認できるようにし，参照先を明確にすること。 ○　間伐材パルプが原料として使用される場合にあっては，可能な限り九州地域で流通している間伐材を利用したものであること。	100％（枚数の割合）	①「エコマーク」商品は，本項の調達基準に適合した物品とする。 ②「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは，次のいずれかをいう。 ア　森林の有する多面的機能を維持し，森林を劣化させず，森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され，かつ，生物多様性の保全等の環境的優位性，労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ イ　資源の有効活用となる再・未利用木材（廃木材，建設発生木材，低位利用木材（林地残材，かん木，木の根，病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材，曲がり材，小径材などの木材）及び廃植物繊維）を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ ③「間伐材等」とは，間伐材又は竹をいう。 ④「指標項目」とは，古紙パルプ配合率，森林認証材パルプ利用割合，間伐材等パルプ利用割合，その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合，白色度及び坪量をいう。 また，「その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合」とは，森林認証材パルプ利用割合及び間伐材等パルプ利用割合に数量計上したものを除く持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプをいう。 ⑤「総合評価値」とは備考⑥に示されるYの値をいう。 「指標値」とは，備考⑤に示されるx1,x2,x3,x4の指標項目ごとの値を，「加算値」とは，備考4に示されるx5,x6の指標項目ごとの値をいう。 「評価値」とは，備考⑥のy1,y2,y3,y4,y5について示される式により算出された数値をいう。 ⑥ 総合評価値，評価値，指標値，加算値は以下の式による。 Y=(y1+y2+y3)+y4+y5 y1=x1-20（70≦x1≦100） y2=x2+x3（0≦x2+x3≦30） y3=0.5×x4（0≦x4≦30） y4=-x5+75（60≦x5≦75，x5＜60→x5=60，x5＞75→x5=75） y5=-2.5x6+170（62≦x6≦68,x6＜62→x6=62,x6＞68→x6=68） Y及びy1,y2,y3,y4,y5,x1,x2,x3,x4,x5,x6は次の数値を表す。 Y（総合評価値）:y1,y2,y3,y4,y5の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値 y1:古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値 y2:森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値 y3:その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値 y4:白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値 y5:坪量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値 x1:最低保証の古紙パルプ配合率（%） x2:森林認証材パルプ利用割合（%） x2＝（森林認証材パルプ／バージンパルプ）×（100－x1） x3:間伐材等パルプ利用割合（%） x3＝（間伐材等パルプ／バージンパルプ）×（100－x1）
		(2)フォーム用紙	①　古紙パルプ配合率70％以上かつ白色度70％程度以下であること。 ②　バージンパルプが原料として使用される場合にあっては，その原料の原木は伐採に当たって生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし，間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材，林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③　塗工されているものについては，塗工量が両面で12g／㎡以下であること。		
		(3)インクジェットカラープリンター用塗工紙	①　古紙パルプ配合率70％以上であること。 ②　バージンパルプが原料として使用される場合にあっては，その原料の原木は伐採に当たって生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし，間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材，林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③　塗工量が両面で20g／㎡以下であること。ただし，片面の最大塗工量は12g／㎡とする。		

分野	調達推進品目		調達基準	調達目標	備　考
					x4：その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合（%） x4＝（その他の持続可能性を目指したパルプ／バージンパルプ）×（100－x1） x5：白色度（%） 白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし，管理標準値±3%の範囲内については許容する。ただし，ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合（意図的に白色度を下げる場合）は加点対象とならない。 x6：坪量（g/㎡） 坪量は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし，管理標準値の±5%の範囲内については許容する。 ⑦　調達を行う各機関は，坪量の小さいコピー用紙は，複写機等の使用時に相対的にカール，紙詰まり，裏抜け等が発生するリスクが高まる場合があるため，過度に坪量の小さい製品の調達には留意が必要である。 ⑧　紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には，林野庁作成の「木材・木材製品の合法性，持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」 に準拠して行うものとする。 ただし，平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については，平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には，上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。 ⑨　紙の原料となる間伐材の確認は，林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン（平成21年2月13日）」に準拠して行うものとする。 ⑩　紙の場合は，複数の木材チップを混合して生産するため，製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し，間伐材の管理方法は「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン（平成21年2月13日）」に準拠したクレジット方式を採用してもよい。 また，森林認証材については，各制度に基づくクレジット方式により運用を行ってもよい。 なお，「クレジット方式」とは，個々の製品に実配合されているか否かを問わず，一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材とそれ以外の原料の使用量　に基づき，個々の製品に対し森林認証材・間伐材が等しく使われているとみなす方式をいう。
	印刷用紙	(4)塗工されていない印刷用紙 (5)塗工されている印刷用紙	①　次のいずれかの要件を満たすこと。 ア　塗工されていないものにあっては，古紙パルプ配合率，森林認証材パルプ利用割合，間伐材等パルプ利用割合，その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び白色度を備考4の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 イ　塗工されているものにあっては，古紙パルプ配合率，森林認証材パルプ利用割合，間伐材等パルプ利用割合，その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び塗工量を備考4の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 ②　バージンパルプが使用される場合にあっては，その原料の原木は，伐採に当たって，原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし，間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材，林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③　製品の総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの，指標値又は加算値，及び評価値）がウエブサイト等で容易に確認できること。		①　「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは，次のいずれかをいう。 ア　森林の有する多面的機能を維持し，森林を劣化させず，森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され，かつ，生物多様性の保全等の環境的優位性，労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ イ　資源の有効活用となる再・未利用木材（廃木材，建設発生木材，低位利用木材（林地残材，かん木，木の根，病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材，曲がり材，小径材などの木材）及び廃植物繊維）を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ ②　「間伐材等」とは，間伐材又は竹をいう。 ③　「指標項目」とは，古紙パルプ配合率，森林認証材パルプ利用割合，間伐材等パルプ利用割合，その他の持続可能性を目指したパルプ利用割

分野	調達推進品目		調達基準	調達目標	備　考
			④　再生利用しにくい加工が施されていないこと。		合，白色度及び塗工量をいう。 ④　「総合評価値」とは備考5に示されるY1又はY2の値をいう。 「指標値」とは，備考5に示されるx1,x2,x3,x4の指標項目ごとの値を，「加算値」とは，備考5に示されるx5,x6の指標項目ごとの値をいう。 「評価値」とは，備考4のy1,y2,y3,y4,y5について示される式により算出された数値又は定められた数値をいう。 ⑤　総合評価値，評価値，指標値，加算値は以下の式による。 Y1 = (y1 + y2 + y3) + y4 Y2 = (y1 + y2 + y3) + y5 y1 = x1 -10　(60≦x1≦100) y2 = x2 + x3　(0≦x2 + x3≦40) y3 = 0.5×x4　(0≦x4≦40) y4 = -x5 + 75　(60≦x5≦75，x5＜60→x5=60，x5＞75→x5=75) y5 = -0.5x6 + 20　(0＜x6≦10→x6=10，10＜x6≦20→x6=20，20＜x6≦30→x6=30， x6＞30→x6=40) Y1,Y2及びy1,y2,y3,y4,y5,x1,x2,x3,x4,x5,x6は次の数値を表す。 Y1（塗工されていない印刷用紙に係る総合評価値）：y1,y2,y3,y4の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値 Y2（塗工されている印刷用紙に係る総合評価値）：y1,y2,y3,y5の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値 y1：古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値 y2：森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値 y3：その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値 y4：白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値（ファンシーペーパー又は抄色紙（色上質紙及び染料を使用した色紙一般を含む。）には適用しない。） ファンシーペーパー又は抄色紙であって，印刷に係る判断の基準（印刷参照）に示されたAランク（紙へのリサイクルにおいて阻害とならないもの）の紙である場合は5，それ以外の紙である場合は0 y5：塗工量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値 x1：最低保証の古紙パルプ配合率（%） x2：森林認証材パルプ利用割合（%） x2 ＝（森林認証材パルプ／バージンパルプ）×（100－x1） x3：間伐材等パルプ利用割合（%） x3 ＝（間伐材等パルプ／バージンパルプ）×（100－x1） x4：その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合（%） x4 ＝（その他の持続可能性を目指したパルプ／バージンパルプ）×（100－x1） x5：白色度（%） 白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし，管理標準値±3%の範囲内については許容する。ただし，ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合（意図的に白色度を下げる場合）は加点対象とならない。 x6：塗工量（g/㎡） ⑥　調達を行う各機関は，印刷用紙を複写機，プリンタ等に使用する場合は原料表示や製品使用等，紙製造事業者等が製品及びウェブサイトに公表する情報提供を踏まえ，本体機器への適正や印刷品質に留意し，調達を行うこと。 ⑦　紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。
	衛生用紙	(6)トイレットペーパー	①　古紙パルプ配合率100%であること。		
		(7)ティッシュペーパー			

分野	調達推進品目		調達基準	調達目標	備　考
					ただし，平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については，平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には，上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。 ⑧　紙の原料となる間伐材の確認は，林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン（平成21年2月13日）」に準拠して行うものとする。 ⑨　紙の場合は，複数の木材チップを混合して生産するため，製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し，間伐材の管理方法は「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン（平成21年2月13日）」に準拠したクレジット方式を採用してもよい。 また，森林認証材については，各制度に基づくクレジット方式により運用を行ってもよい。 なお，「クレジット方式」とは，個々の製品に実配合されているか否かを問わず，一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材とそれ以外の原料の使用量　に基づき，個々の製品に対し森林認証材・間伐材が等しく使われているとみなす方式をいう。 ⑩　各品目において判断の基準となっている古紙及び関連する用語，古紙パルプ配合率の定義については表1及び表2（細目一覧（以下「細」1頁）
2 納入印刷物	(1)印刷（報告書類，ポスター，チラシ，パンフレット等）		①　印刷用紙に係る調達基準(1 紙類参照）を満たす用紙が使用されていること。 ただし，冊子形状のものについては表紙を除くものとし，紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては，その原料の原木は，伐採に当たって，原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし，間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材，林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ②　表3（細2頁）に示されたB、C及びDランクの古紙再生の阻害要因となる材料が使用されていないこと。ただし，印刷物の目的からやむを得ず使用する場合は，使用部位、廃棄方法を記載すること。 ③　印刷物へリサイクル適性を表示すること。 ④　オフセット印刷については，植物由来の油を含有したインキであって、かつ、芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。 インキの化学安全性が確認されていること。 ⑤　デジタル印刷について，電子写真方式（乾式トナーに限る。）にあっては、トナーカートリッジの化学安全性に係る判断の基準（「トナーカートリッジ」参照。）を満たすトナーが使用されていること。 電子写真方式（湿式トナーに限る。）又はインクジェット方式にあっては、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。	100%（件数の割合）	①　本項の判断の基準の対象とする「印刷」は，紙製の報告書類，ポスター，チラシ，パンフレット等の印刷とする。 ②　調達基準②及び③の印刷物リサイクル適性の表示等については，古紙再生促進センター作成，日本印刷産業連合会運用の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」を参考とすること。 ③　調達基準③の「リサイクル適性の表示」は，次の表現とすること。なお，表示方法については，「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」の検討結果を踏まえ，適切に見直しを行うものとする。 ア　Aランクの材料のみ使用する場合は「紙へリサイクル可」 イ　AまたはBランクの材料のみ使用（ア．の場合を除く）する場合は「板紙へリサイクル可」 ウ　CまたはDランクの材料を使用する場合は「リサイクルに適さない資材を使用しています」 なお，「リサイクル適正の表示」については，平成27年度は試行期間とするが，できる限り積極的に調達基準を満たす印刷物を調達するよう努めること。 ④　調達を行う各機関は，印刷物作製の発注にあたっては，表4（細3頁）の資材確認票を参考とし，使用される資材等について確認を行い，リサイクル対応型印刷物の作成に努めること。なお，資材確認票の適用については，**平成27年度**を試行期間とし引き続き内容の検討を行うとともに，普及促進を図るものとする。 ⑤　芳香族成分 →　日本工業規格K2536に規定されている石油製品の成分試験法をインキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物をいう。 ⑥　紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には，林野庁作成の「木材・木材製品の合法性，持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。 ただし，平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については，平成18年4月1日の

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備　考
				時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には，上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。
3 文具類	文具類共通	①　金属を除く主要材料が，プラスチックの場合はA，木質の場合はB，紙の場合はCの要件を満たすこと。また，主要材料以外の材料に木質が含まれる場合はB，紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合はCイの要件をそれぞれ満たすこと。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する　端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 A　再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 B　間伐材，合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること，又は原料の原木は伐採に当たって，原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 C　次の要件を満たすこと。 ア　紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。 イ　紙の原料にバージンパルプが原料として使用される場合にあっては，その原料の原木は伐採に当たって生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし，間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材，林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 注)　ただし，【特例】を定めている個別の品目については，上記の判断基準に代えて，当該品目について定める基準を適用すること。 また，適用箇所を定めているものについては，適用箇所のみに上記の基準を適用すること（※印）。 ② 個別の品目について上記以外の基準を定めているものについては，その基準も満たすこと（○印）	100%（点数の割合）	①　「エコマーク」商品は，本項の調達基準に適合した物品とする。 ②　再生プラスチック →　使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし，原料として同一工程内で再生利用されるものは除く）。 ③　木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には，林野庁作成の「木材・木材製品の合法性，持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。 ただし，平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については，平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には，上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。 ④　文具類に係る調達基準は，金属以外の主要材料としてプラスチック，木質又は紙を使用している場合について定めたものであり，金属が主要材料であって，プラスチック，木質又は紙を使用していないものは，本項の調達基準の対象とする品目に含まれないものとする。 ⑤　古紙及び古紙パルプ配合率とは表1及び表2（細1頁）による。
	(1)シャープペンシル			
	(2)シャープペンシル替芯	※　容器に文具類共通の調達基準を適用		
	(3)ボールペン	○　芯が交換できること。		
	(4)マーキングペ	○　消耗品が交換又は補充できること。		
	(5)鉛筆			⑥　ポストコンシューマ材料 →　製品として使用された後に，廃棄された材料又は製品をいう。 ⑦　消耗部分 →　使用することにより消耗する部分をいう。なお，消耗部分が交換可能な場合（カートリッジ等）は，交換可能な部分すべてを，消耗部分が交換不可能な場合（ワンウエイ）は，当該部分（インク等）のみを製品全体重量から除く。
	(6)スタンプ台	【特例】主要材料がプラスチックの場合にあっては，再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし，ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては，製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては，文具類共通の調達基準を満たすこと。 ○　インク又は液が補充できること。		
	(7)朱肉			
	(8)印章セット	○　液が補充できること。		
	(9)印箱			
	(10)公印			
	(11)ゴム印			
	(12)回転ゴム印			
	(13)定規			
	(14)トレー			
	(15)消しゴム	※　巻紙（スリーブ）又はケースに文具類共通の調達基準を適用		⑧　ステープラー　→　針を用いない方式のものを含む。
	(16)ステープラー	【特例】主要材料がプラスチックの場合にあっては，再生プラスチックが製品全体重量の70%以		
	(17)ステープラー（汎用型以外）	○　再使用，再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるように，分離又は分別の工夫がなされていること。		
	(18)ステープラー針リムーバー	○　再使用，再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるように，分離又は分別の工夫がなされていること。		
	(19)連射式クリップ(本体)	【特例】主要材料がプラスチックの場合にあっては，再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし，ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては，製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては，		

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備　考
		文具類共通の調達基準を満たすこと。		
	(20)事務用修正具(テープ)	【特例】主要材料がプラスチックの場合にあっては，再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること(消耗部分を除く。)。ただし，ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては，製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては，文具類共通の調達基準を満たすこと。 ○　消耗品が交換できること。		
	(21)事務用修正具(液状)	※　容器に文具類共通の調達基準を適用		
	(22)クラフトテープ	【特例】テープ基材については，古紙パルプ配合率40%以上であること。また，紙の原料にバージンパルプが原料として使用される場合にあっては，その原料の原木は伐採に当たって生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし，間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材，林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ○　粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で，溶解又は細かく分散するものであり，樹脂ラミネート加工がされていないこと。		
	(23)粘着テープ(布粘着)	【特例】テープ基材(ラミネート層を除く。)については，再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること		
	(24)両面粘着紙テープ	【特例】テープ基材については，古紙パルプ配合率40%以上であること。また，紙の原料にバージンパルプが原料として使用される場合にあっては，その原料の原木は伐採に当たって生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし，間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材，林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。		
	(25)製本テープ	※　テープ基材に文具類共通の調達基準を適用		
	(26)ブックスタンド	【特例】主要材料がプラスチックの場合にあっては，再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし，ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては，製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては，文具類共通の調達基準を満たすこと。		
	(27)ペンスタンド			
	(28)クリップケース			
	(29)はさみ	○　再使用，再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるように，分離又は分別の工夫がなされていること。		
	(30)マグネット(玉)			
	(31)マグネット(バー)			
	(32)テープカッター			
	(33)パンチ(手動)			
	(34)モルトケース(紙めくり用スポンジケース)			
	(35)紙めくりクリーム	※　容器に文具類共通の調達基準を適用		
	(36)鉛筆削(手動)	○　再使用，再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるように，分離又は分別の工夫がなされていること。		
	(37)OAクリーナー(ウェットタイプ)	※　容器に以下の手順を適用 【特例】主要材料がプラスチックの場合にあっては，再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし，ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては，製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては，文具類共通の調達基準を満たすこと。		
	(38)OAクリーナー(液タイプ)	※　容器に文具類共通の調達基準を適用 ○　内容物が補充できること。		
	(39)ダストブロワー	**【特例】フロン類が使用されていないこと。ただし，可燃性の高い物質が使用されている場合にあっては，製品に，その取り扱いについての適切な記載がなされていること。**		**⑨　ダストブロワーに係る調達基準における「フロン類」とは，フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第1項に定める物質をいう。調達基準において使用できる物質は，二酸化炭素，ジメチルエーテル及びハイドロフルオロオレフィン(HFO1234ze)等。**
	(40)レターケース			
	(41)メディアケース(CD・DVD及	【特例】次のいずれかの要件を満たすこと。 ①　主要材料がプラスチックの場合にあっては，再生プラスチックが製品全体重量の70%以上		

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備　考
	びBD用）	使用されていること。ただし，ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては，製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては，文具類共通の調達基準を満たすこと。 ②　CD，DVD及びBD用にあっては，厚さ5㎜程度以下のスリムタイプケースであること。 ③　植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。		
	(42)マウスパッド			⑩ 「環境負荷低減効果が確認されたもの」 → 製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め，定量的，客観的かつ科学的に分析・評価し，第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
	(43)OAフィルター（枠あり）	【特例】次のいずれかの要件を満たすこと。 ①　文具類共通の調達基準を満たすこと，又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ②　枠部は，再生プラスチックが枠部全体重量の50%以上使用されていること。		
	(44)丸刃式紙裁断機	○　再使用，再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるように，分離又は分別の工夫がなされていること。		
	(45)カッターナイ			
	(46)カッティングマット	○マットの両面が使用できること。		
	(47)デスクマット			
	(48)OHPフィルム	【特例】次のいずれかの要件を満たすこと。 ①　再生プラスチックがプラスチック重量の30%以上使用されていること。 ②　インクジェット用のものにあっては，上記要件を満たすこと，又は植物を原料とする プラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。		
	(49)絵筆	【特例】主要材料がプラスチックの場合にあっては，再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし，ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては，製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては，文具類共通の調達基準を満たすこと。		
	(50)絵の具	※　容器に文具類共通の調達基準を適用		
	(51)墨汁			
	(52)のり（液状）	※　容器に文具類共通の調達基準を適用		
	(53)のり（澱粉のり）	○　内容物が補充できること。		
	(54)のり（固形）	※　容器・ケースに文具類共通の調達基準を適用		
	(55)のり（テープ）	○　消耗品が交換できること。		⑪　ファイル →　穴をあけてとじる各種ファイル（フラットファイル，パイ　プ式ファイル，とじこみ表紙，ファスナー（とじ具),コンピュータ用キャップ式等）及び穴をあけずにとじる各種ファイル（フォルダー，ホルダー，ボックスファイル，ドキ　ュメントファイル，透明ポケット式ファイル，スクラップ　ブック，Z式ファイル，クリップファイル，用箋挟，図面ファイル，ケースファイル等）等をいう。
	(56)ファイル	【特例】金属を除く主要材料が紙の場合にあっては，紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。また，紙の原料にバージンパルプが原料として使用される場合にあっては，その原料の原木は伐採に当たって生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし，間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材，林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては，次のいずれかの要件を満たすこと。 (1)　文具類共通の調達基準を満たすこと。 (2)　クリアホルダーにあっては，上記(1)の要件を満たすこと，又は，植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ○表紙ととじ具を分離し，部品を再使用，再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。		
	(57)バインダー	【特例】金属を除く主要材料が紙の場合にあっては，紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。また，紙の原料にバージンパルプが原料として使用される場合にあっては，その原料の原木は伐採に当たって生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし，間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材，林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては，文具類共通の調達基準を満たすこと。 ○表紙ととじ具を分離し，部品を再使用，再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。		⑫　バインダー →　MPバインダー，リングバインダー等をいう
	(58)ファイリング用品			⑬　ファイリング用品 →　ファイル又はバインダーに補充して用いる背見出し，ポケット及び仕切紙をいう。
	(59)アルバム			
	(60)つづりひも	【特例】次のいずれかの要件を満たすこと。		

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備　考
		ア　主要材料が紙の場合にあっては、原料として使用した古紙パルプの重量が製品全体重量の70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 イ　主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。 ウ　上記①又は②以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ○　バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。		
	(61)カードケース			
	(62)事務用封筒（紙製）	【特例】 ①　古紙パルプ配合率40%以上であること。また，紙の原料にバージンパルプが原料として使用される場合にあっては，その原料の原木は伐採に当たって生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし，間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材，林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ②　県のシンボルマーク入りの封筒については，竹パルプが配合されていること。		⑭　品目(62)の判断基準②について，各課が単独で発注する場合等においては，この限りではない。
	(63) 窓付き封筒（紙製）	【特例】 ①　古紙パルプ配合率40%以上であること。また，紙の原料にバージンパルプが原料として使用される場合にあっては，その原料の原木は伐採に当たって生産された国又は　地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし，間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材，林地　残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。（窓部分に紙を使用している場合は，古紙パルプ配合率の調達基準を窓部分には適用しない。） ②　窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は，窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されているか，植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。		
	(64)けい紙 (65)起案用紙 (66)ノート	【特例】 ①　古紙パルプ配合率70%以上であること。また，紙の原料にバージンパルプが原料として使用される場合にあっては，その原料の原木は伐採に当たって生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし，間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材，林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ②　塗工されているものについては，塗工量が両面で30g/㎡以下であること。 ③　塗工されていないものについては，白色度70%程度以下であること。		
	(67)パンチラベル	○　粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で，溶解又は細かく分散するものであり，樹脂ラミネート		
	(68)タックラベル (69)インデックス (70)付箋紙	【特例】主要材料が紙の場合にあっては，原料として使用した古紙パルプの重量が製品全体重量の70%以上であること（粘着部分を除く。）。また，紙の原料にバージンパルプが原料として使用される場合にあっては，その原料の原木は伐採に当たって生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし，間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材，林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては，文具類共通の調達基準を満たすこと。 ○　粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で，溶解又は細かく分散するものであり，樹脂ラミネート加工がされていないこと。		⑮　粘着部分 →　主としてラベル等に用いる感圧接着剤を塗布した面をいう。なお，粘着材及び剥離紙・剥離基材（台紙）を製品全体重量から除く。
	(71)付箋フィルム	○　粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で，溶解又は細かく分散するものであること。		
	(72)黒板拭き			
	(73)ホワイトボード用イレーザー			

分野	調達推進品目		調達基準	調達目標	備　考
		(74)額縁			
		(75)ごみ箱			
		(76)リサイクルボックス	【特例】主要材料がプラスチックの場合にあっては，再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし，ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては，製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては，文具類共通の調達基準を満たすこと。		
		(77)缶・ボトルつ			
		(78)名札			
		(79)名札（衣服取付型・首下げ型）			
		(80)鍵かけ（フック			
		(81)チョーク	【特例】再生材料が製品全体重量比で10%以上使用されていること。		
		(82)グラウンド用白線	【特例】再生材料が製品全体重量比で70%以上使用されていること。		
		(83)梱包用バンド	【特例】 ①　主要材料が紙の場合にあっては，古紙パルプ配合率100%であること。 ②　主要材料がプラスチックの場合にあっては，ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックが製品全体重量の25%以上使用されていること。ただし，廃ペットボトルのリサイクル製品は除く。		
4 オフィス家具等	(1)いす (2)机 (3)棚 (4)収納用什器（棚以外） (5)ローパーテーション (6)コートハンガー (7)傘立て (8)掲示板 (9)黒板 (10)ホワイトボード（黒板以外の各種方式の筆記ボード）		①　大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器にあってはAの要件を，それ以外にあっては，金属を除く主要材料が，プラスチックの場合はB，木質の場合はC，紙の場合はDの要件を満たすこと。また，主要材料以外の材料に木質が含まれる場合はCア，紙が含まれる場合はDイの要件をそれぞれ満たすこと。 A　表5（細3頁）に示された区分の製品にあっては，次のア，イ及びウの要件を，それ以外の場合にあっては，イ及びウの要件を満たすこと。 ア　区分ごとの基準を上回らないこと。 イ　単一素材分解可能率が85%以上であること。 ウ　表6(細3頁)の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。 B　再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること，又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものがプラスチック重量の25%以上使用されていること。 C　次の要件を満たすこと。 ア　間伐材，合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること，又は原料の原木は，伐採に当たって，原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。 イ　材料からのホルムアルデヒドの放散速度が，0.02mg/㎡h以下又はこれと同等のものであること。 D　次の要件を満たすこと。 ア　紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。 イ　紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては，その原料の原木は伐採に当たって原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし，間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材，林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 E　保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上とすること。	100%（台数の 割合）	①　「エコマーク」商品は，本項の調達基準に適合した物品とする。 ②　「大部分の材料が金属類」とは，製品に使用されている金属類が製品全体重量の95%以上であるものをいう。 ③　調達基準Aの「単一素材分解可能率」は次式の算定方法による。 単一素材分解可能率（%）＝ 単一素材まで分解可能な部品数／製品部品数×100 次のいずれかに該当するものは，単一素材分解可能率の算定対象となる部品に含まれないものとする。 ア　盗難，地震屋捜査上起こりうる点灯を防止するための部品（錠前，転倒防止機構部品，安定保持部品等） イ　部品落下防止の観点から，本体より張り出しが起きる部位を保持する部品（ヒンジ，引出レール等） ウ　日本工業規格又はこれに準ずる部品の固定又は連結等に使用する付属のネジ ④　古紙及び古紙パルプ配合率とは表1及び表2（細1頁）による。 ⑤　「再生プラスチック」の説明は，文具類と同じ。 ⑥　「環境負荷低減効果が確認されたもの」の説明は，文具類と同じ。 ⑦　木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には，林野庁作成の「木材・木材製品の合法性，持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。 ただし，平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については，平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には，上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。 ⑧　「放散速度が，0.02mg/㎡h以下と同等のもの」とは，次によるものとする。 ア　対応した日本工業規格又は日本農林規格があり，当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については，F☆☆☆の基準を満たしたもの。JIS S 1031に適合するオフィス用机・テーブル・、JIS S 1032に適合するオフィス用いす、JIS S 1039に適合する書架・物品棚，及びJIS S 1033に適合するオフィス用収納家具は，本

分野	調達推進品目		調達基準	調達目標	備　考
					基準を満たす。 イ　上記ア. 以外の木質材料については，JIS A 1460の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。 平均値：0.5mg／L　最大値：0.7mg／L
5 画像機器等	(1)コピー機等		＜共通事項＞ ①　使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は，調達基準（1 紙類参照）を満たす用紙に対応可能であること。 ②　次のいずれかの要件を満たすこと。 ア　リユースに配慮したコピー機及び複合機並びに拡張性のあるデジタルコピー機（以下「コピー機等」という。）であること。 イ　特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 **③　使用済製品の回収及び部品の再使用又は材料のマテリアルリサイクルのシステムがあること。また，回収した機器の再使用又は再生利用できない部分については，減量化等が行われた上で，適正処理され，単純埋立されないこと。** ＜個別事項＞ ①　コピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機 ア　**モノクロ**コピー機又は拡張性のある**モノクロ**デジタルコピー機（大判機を除く。）にあっては，表7－1（細3頁）に示された区分ごとの基準を満たすこと。 イ　カラーコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機（大判機を除く。）にあっては，表7－2（細4頁）に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ウ　大判コピー機又は拡張性のある大判デジタルコピー機にあっては，表9（細4頁）に示され ②　複合機（インクジェット方式を除く） ア　**モノクロ複合機（大判機を除く。）**にあっては，表8－1(細4頁)に示された区分ごとの基準を満たすこと。 イ　**カラー複合機（大判機を除く。）**にあっては，表8－2(細4頁)に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ウ　大判複合機にあっては，**表9(細4頁)**に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ○ 使用される電池には，カドミウム化合物，鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし，それらを含む電池が確実に回収され，再使用，再生利用又は適正処理される場合は，こ ○ 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ，部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。特に希少金属類を含む部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。 ○ 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ○ プラスチック部品が使用される場合には，再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 **○ 紙の使用量を削減できる機能を有すること。** ○ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ○ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。	100％（台数の割合）	①　品目**(1)～(4)**については，「エコマーク」商品は，本項の調達基準に適合した物品とする。 ②　「国際エネルギースタープログラム」のロゴ」が付された商品は，本項の消費電力の基準を満たす。 ③　品目**(1)～(4)**については，リース・レンタル契約により新規導入する場合及び現在設置されている機器を変更して導入する場合を含む。 **④　複合機** **→　コピー機能に加えて，プリント，ファクシミリ送信又はスキャンのうち，1以上の機能を有する機器をいう。** ⑤　リユースに配慮したコピー機等 →　製造時にリユースを行うシステムが構築・維持され，そのシステムから製造されたものであり，以下の「再生型機」又は「部品リユース型機」を指す。 1)　「再生型機」とは，使用済みの製品を部分分解・洗浄・修理し，新品同等品質又は一定品質に満たない部品を交換し，専用ラインで組み立てた製品をいう。 2)　「部品リユース型機」とは，使用済みの製品を全分解・洗浄・修理し，新造機と同一品質を保証できる部品を新造機と同等の製造ラインで組み立てた製品をいう。 ⑥　特定の化学物質 →　鉛及びその化合物，水銀及びその化合物，カドミウム及びその化合物，六価クロム化合物，ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。 ⑦　特定の化学物質の含有率基準値 →　JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号，算出対象物質及び含有率基準値）の含有率基準値以下とし，基準値を超える含有が許容される項目については，上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお，その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950:2008に準ずるものとする。 **⑧　マテリアルリサイクル** **→　材料としてのリサイクルをいう。エネルギー回収や油化，ガス化，高炉還元，コークス炉化学原料化は含まない。** **⑨　大判機** **→　幅が406mm以上の連続媒体に対応する製品を含み，A2判又はそれ以上の媒体用に設計された製品が含まれる。** ⑩　希少金属類 →　昭和59年8月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された31鉱種（希土類は17元素を1鉱種として考慮）の金属をいう。 ⑪　「再生プラスチック」の説明は，文具類と同じ。
	プリンタ等	**(2)プリンタ** **(3)プリンタ複合機**	①　プリンタ又は**プリンタ複合機（大判機を除く。）**にあっては，次の基準を満たすこと。 A　モノクロプリンタ（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）にあっては、**表12－1（細6頁）**に示された区分ごとの基準。**モノクロプリンタ複合機**にあっては、**表12－2（細6頁）**に示された区分ごとの基準。 B　カラープリンタ（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）にあっては，**表13－1（細7頁）**に示された区分ごとの基準。**カラープリンタ複合**		

分野	調達推進品目		調達基準	調達目標	備　考
			機にあっては、**表13－2（細7頁）**に示された区分ごとの基準。 C　インクジェット方式又はインパクト方式のプリンタにあっては，**表14－1(細7頁)**に示された区分ごとの基準。**インクジェット方式のプリンタ複合機にあっては，表14－2(細7頁)に示された区分ごとの基準。** ②　**大判機**のうちインクジェット方式の**プリンタ又はプリンタ複合機**にあっては，**表15－1(細7頁)**に示された区分ごとの基準，それ以外のものにあっては，**表15－2（細7頁）**に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ③　使用される用紙が調達推進品目に該当する場合は，調達基準（1 紙類参照）を満たす用紙に対応可能であること。 **④　特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。** ○ 使用される電池には，カドミウム化合物，鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし，それらを含む電池が確実に回収され，再使用，再生利用又は適正処理される場合は，この限りでない。 ○ 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ○ 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること，又は，プラスチック部品が使用される場合には，再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ○ 紙の使用量を削減できる機能を有すること。 ○ 製品の包装は，可能な限り簡易であって，再生利用の容易さ，及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること，又は，包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。		⑫　コピー機等の調達時に，機器本体の消耗品としてトナー容器単体で構成される消耗品を有する場合にあっては，本調達方針に示した品目「トナーカートリッジ」の調達基準⑤の「トナーの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は，本項の調達基準を満たす物品と同等の扱いとする。 ⑬　共通事項①については，本体機器への影響や印刷品質に問題がなく使用できる用紙であることが前提となる。 ⑭　リユースに配慮されたコピー機等の調達基準の個別事項については，使用済みの製品の回収までに相当程度期間を要することから，表7－1（細3頁），7－2，8－1，8－2，9（細4頁）の基準を満たす製品が市場に供給されるまでの期間は，**表11－1～11－6**(細5～6頁)の該当する要件を満たすことで本項の調達基準を満たす物品とみなすこととする。 なお，期間については，市場動向を勘案しつつ，検討を実施することとする。 **⑮　「プリンタ複合機」とは，プリント機能に加えて，コピー，ファクシミリ送信又はスキャンのうち，1以上の機能を有する機器をいう。** ⑯　プリンタ等の調達時に，機器本体の消耗品としてトナー容器単体で構成される消耗品を有する場合にあっては，本調達方針に示した品目「トナーカートリッジ」の調達基準⑤の「トナーの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は，本項の調達基準を満たす物品と同等の扱いとする。 ⑰　プリンタ等の調達基準③については，本体機器への影響や印刷品質に問題がなく使用できる用紙であることが前提となる。
	(4)ファクシミリ		①　モノクロファクシミリ（インクジェット方式を除く。）にあっては，**表16(細7頁)**に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ②　カラーファクシミリ（インクジェット方式を除く。）にあっては，**表17(細8頁)**に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ③　インクジェット方式のファクシミリにあっては，**表18(細8頁)**に示された基準を満たすこと。 **④　特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。** ○ 使用される電池には，カドミウム化合物，鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし，それらを含む電池が確実に回収され，再使用，再生利用又は適正処理される場合は，この限りでない。 ○ 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ○ 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること，又は，プラスチック部品が使用される場合には，再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ○ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ○ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。		
	(5)スキャナ		①　**表19(細8頁)**に示された基準を満たすこと。 **②　特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。** ○ 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり，再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ○ 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ○ 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること，又は，プラスチック部品が使用される場合には，再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ○ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ○ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。		

分野	調達推進品目		調達基準	調達目標	備　考
	(6)プロジェクタ		① 製品本体の重量が**表20－1(細8頁)**に示された区分ごとの算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。 ② 消費電力が**表20－2(細8頁)**に示された区分ごとの算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。 ③ 待機時消費電力が0.5W以下であること。ただし，ネットワーク待機時は適用外とする。 ④ 光源ランプに水銀を使用している場合は，次の要件を満たすこと。 ア　水銀の使用に関する注意喚起及び適切な廃棄方法に関する情報提供がなされていること。 イ　使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みがあること。 ⑤　保守部品又は消耗品の供給期間は，当該製品の製造終了後5年以上とすること。 ⑥　特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また，当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 ○ 光源ランプの交換時期が3,000時間以上であること。 ○ 可能な限り低騒音であること。 ○ 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり，再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ○ 製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ○ 筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。 ○ 筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には，再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ○ 製品の包装は，可能な限り簡易であって，再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ○ 製品とともに提供されるマニュアルや付属品等が可能な限り削減されていること。 ○ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。		① 本項の調達基準の対象とする「プロジェクタ」は，コンピュータ入力端子を有し，コンピュータ等の画像を拡大投写できるフロント投写方式の有効光束が5,000lm未満の機器であって，一般の会議室，教室等で使用するものをいい，1m以内の距離で60インチ（1.2m×0.9m）以上のスクリーンに投写できるプロジェクタ（以下「短焦点プロジェクタ」という。短焦点プロジェクタのうち，特に0.5m以内の距離で同様に投写できるプロジェクタを「超短焦点プロジェクタ」という。）を含むものとする。 ② 待機時消費電力 → 製品が主電源に接続され，不定時間保たれる最低消費電力をいう。待機（スタンバイ）は，製品の最低消費電力モードである。 ③ 調達基準③については，AC遮断装置付の製品及び主として携帯目的の軽量型の製品には適用しない。 ④ 調達基準④アの「情報提供がなされていること」とは，光源ランプ及び製品本体の包装，同梱される印刷物，取扱説明書又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し水銀が使用されている旨，及び使用済の光源ランプの適正な廃棄方法に関する情報提供がなされていることをいう。 ⑤ 調達基準④イの「回収する仕組みがあること」とは，次の要件を満たすことをいう。 ア　製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済の光源ランプ又は製品を回収（自ら回収し，又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（販売店における回収ルート、逆流通ルートによる回収，使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。 イ　回収が適切に行われるよう，光源ランプ及び製品本体に製品名及び事業者名（ブランド名なども可）がユーザに見やすく記載されていること。 ウ　光源ランプ及び製品本体の包装，同梱される印刷物，取扱説明書又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し使用済の光源ランプ又は製品の回収に関する具体的な情報（回収方法，回収窓口等）提供がなされていること。 ⑥ 「特定の化学物質」の説明は，コピー機等の説明と同じ。 ⑦ 「特定の化学物質の含有率基準値」の説明は，コピー機等の説明と同じ。 ⑧ 「光源ランプの交換時期」とは，光源ランプが初期照度の50%まで低下する平均点灯時間であって，適正なランプ交換を促すための目安の時間をいう。 ⑨ 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。 ア　調達に当たって，使用目的・業務内容を十分勘案し，必要な機器・機能のみを要件とすること。 イ　マニュアルや付属品については必要最小限とするような契約の方法を検討すること。 ウ　物品の調達時に取扱説明書等に記載されている配慮事項を確認し，使用・廃棄等に当たって当該事項に配慮すること。 エ　使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みが構築されている場合は，回収の仕組みを利用した適切な処理を行うこと。
	カートリッジ等	(7)トナーカートリッジ	①　使用済トナーカートリッジの回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。 ②　回収したトナーカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が回収した使用済製品全体質量（トナーを除く）の50%以上であること。 ③　回収したトナーカートリッジ部品の再資源化率が回収した使用済製品全体質量（トナーを除	100%（個数の割合）	① 本項の調達基準の対象とする「トナーカートリッジ」又は「インクカートリッジ」は，新たに購入する補充用の製品であって，コピー機やプリンタなどの機器の購入時に装着又は付属しているものは含まない。 ② 「マテリアルリサイクル」の説明は，画像機器等と同じ。

分野	調達推進品目		調達基準	調達目標	備　考
			く）の95%以上であること。 ④　回収したトナーカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については適正処理されるシステムがあること。 ⑤　トナーの化学安全性が確認されていること。 ⑥　感光体は，カドミウム，鉛，水銀，セレン及びその化合物を処方構成成分として含まないこと。 ⑦　使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は，調達基準（1 紙類参照）を満たす用紙に対応可能であること。 注）「トナーカートリッジ」とは，電子写真方式を利用したコピー機，プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるトナーを充填したトナー容器，感光体又は現像ユニットのいずれか2つ以上を組み合わせて構成される印字のためのカートリッジであって，「新品トナーカートリッジ」又は「再生トナーカートリッジ」をいう。ただし，現像ユニット及び感光体から構成されるカートリッジについては、トナー容器とのセット販売品に限り対象とし，トナー容器単体、感光体単体又は現像ユニット単体で構成される製品は対象外とする。 1）「新品トナーカートリッジ」とは，本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたトナーカートリッジをいう。 2）「再生トナーカートリッジ」とは，使用済トナーカートリッジにトナーを再充てんし，必要に応じて消耗部品を交換し，包装又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたトナーカートリッジをいう。 ○ 回収したトナーカートリッジのプラスチックが，材料又は部品として再びトナーカートリッジに使用される仕組みがあること。 ○ 各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等を備えていること。 ○ 製品の包装は，可能な限り簡易であって，再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。		③　再使用・マテリアルリサイクル率 →　使用済みとなって排出され，再資源化を目的に回収後，再資源化工程へ投入された製品質量又は回収したトナーカートリッジ質量のうち，再使用又はマテリアルリサイクルされた部品質量の割合をいう。 ④　再資源化率 →　使用済みとなって排出され，再資源化を目的に回収後，再資源化工程へ投入された製品質量又は回収したカートリッジ等質量のうち，再使用，マテリアルリサイクル，エネルギー回収や油化，ガス化，高炉還元又はコークス炉化学原料化された部品質量の割合をいう。 ⑤ トナーカートリッジの調達基準①及びインクカートリッジにの調達基準①の「回収システムがあること」とは，次の要件を満たすことをいう。 ・　製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みのカートリッジ等を回収（自ら回収し，又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（販売店における回収ルート，逆流通ルートによる回収，使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。 ・　カートリッジ本体に，製品名及び事業者名（ブランド名なども可）をユーザーが見やすいように記載していること。 ・　製品の包装，同梱される印刷物，本体機器製品の取扱説明書又はウェブのいずれかでユーザーに対し使用済カートリッジ等の回収に関する具体的な情報（回収方法，回収窓口等）提供がなされていること。 ⑥ トナーカートリッジの調達基準④及びインクカートリッジの調達基準④の「適正処理」とは，再使用又は再生利用できない部分については，使用済カートリッジ等を回収した事業者が自らの責任において適正に処理・処分していることをいい，他の事業者が実施する回収システムによって行う処理（事業者間において交わされた契約，合意等によって行う場合を除く。）は含まれない。ただし，その対象から，ウエブサイト又はカタログ等において回収対象外として公表しているカートリッジ等は除く。 ⑦ トナー及びインクの「化学安全性」とは，**表24(細10頁)**の基準による。 ⑧ 調達を行う各機関は，カートリッジ等の調達に当たって，製品の化学安全性及び事業者の回収システム・リサイクルシステム・適正処理システム等の構築に関する信頼性の確保の観点から，事業者が次の書類を備えていること（例えば，事業者の判断で公開するウエブサイト等で確認できることなど）に十分留意すること。 ア　トナー又はインクに関するAmes試験に係る報告書等 イ　トナー又はインクに関するMSDS（化学物質等安全データシート） ウ　各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等
		(8)インクカートリッジ	①　使用済インクカートリッジの回収システムがあること。 ②　回収したインクカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が回収した使用済製品全体質量（インクを除く）の25%以上であること。 ③　回収したインクカートリッジ部品の再資源化率が回収した使用済製品全体質量（インクを除く）の95%以上であること。 ④　回収したインクカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については適正処理されるシステムがあること。 ⑤　インクの化学安全性が確認されていること。 ⑥　使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は，調達基準（1 紙類参照）を満たす用紙		

分野	調達推進品目		調達基準	調達目標	備　考
			に対応可能であること。 注）「インクカートリッジ」とは，インクジェット方式を利用したコピー機，プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるインクを充填したインクタンク及び印字ヘッド付きインクタンクである印字のためのカートリッジであって，「新品インクカートリッジ」又は「再生インクカートリッジ」をいう。 1)　「新品インクカートリッジ」とは，本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたインクカートリッジをいう。 2)　「再生インクカートリッジ」とは，使用済インクカートリッジにインクを再充填し，必要に応じて消耗部品を交換し，包装又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたインクカートリッジをいう。 ○ 各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等を備えていること。 ○ 製品の包装は，可能な限り簡易であって，再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。		
6 電子計算機等	(1)電子計算機		**① サーバ型電子計算機にあっては、次のいずれかの要件を満たすこと。** **ア　表22－1（細9頁）に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率から算定したエネルギー基準達成率が180以上であること。ただし，CPUの種別が専用CISCの場合は、エネルギー消費効率が表22－1（細9頁）に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。** **イ　オフモード消費電力が1.0W以下であること，かつ，長期アイドルモード消費電力が備考⑥の算定式により算定された最大アイドルモード消費電力以下であること。** **② クライアント型電子計算機にあっては，アの要件又はイ，ウ及びエのいずれかの要件を満たすこと。** **ア　表22－2（細10頁）示された区分ごとの基準エネルギー消費効率から算定したエネルギー基準達成率が200以上であること。** **イ　デスクトップコンピュータ，一体型デスクトップコンピュータ又はノートブックコンピュータの場合は，備考⑦アの算定式により算定した標準年間消費電力量が備考⑦イの算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。** **ウ　ワークステーションの場合は，備考⑧アの算定式により算定した加重消費電力が備考⑧イの算定式により算定した最大加重消費電力以下であること。** **エ　シンクライアントの場合は，備考⑦アの算定式により算定した標準年間消費電力量が備考⑨の算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。** **③ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また，当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。** ○ 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ，製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ○ 一般行政事務用ノートパソコンの場合にあっては，二次電池（バッテリ）の駆動時間が必要以上に長くないこと。 ○ 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること。 ○ 筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には，再生プラスチックが可能な限り使用されていること，又は，植物を原料とするプラスチックであって環境負荷提言効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。 ○ 筐体又は筐体部品にマグネシウム合金が使用される場合には，再生マグネシウム合金が可能な限り使用されていること。 ○ 製品とともに提供されるマニュアルやリカバリCD等の付属品が可能な限り削減されていこ ○ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ○ 包装装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。	100％（台数の割合）	①　次のいずれかに該当するものは，本項の調達基準の対象とする「電子計算機」には含めない。 ・ **サーバ型電子計算機のうち，**複合理論性能が1秒につき20万メガ演算以上のもの ・ 256を超えるプロセッサからなる演算処理装置を用いて演算を実行することができるもの ・ 入出力用信号伝送路（最大データ転送速度が1秒につき100メガビット以上のものに限る。）が512本以上のもの ・ 演算処理装置，主記憶装置，入出力制御装置及び電源装置がいずれも多重化された構造のもの ・ 複合理論性能が1秒につき100メガ演算未満のもの ②　「サーバ型電子計算機」とは，ネットワークを介してサービス等を提供するために設計された電子計算機をいう。 ③　「クライアント型電子計算機」とは，サーバ型電子計算機以外の電子計算機をいう。 **④　エネルギー基準達成率の算出方法は，次式による。なお，小数点以下は切り捨てるものとする。** **エネルギー基準達成率＝EM／E×100** **E :エネルギー消費効率（単位:W/ギガ演算）** **EM:基準エネルギー消費効率（単位:W/ギガ演算）** **⑤　調達基準①イ，調達基準②イ，ウ及びエ，備考⑥から備考⑨において使用するコンピュータの種類及び動作モードは，以下のとおり。** **ア コンピュータの種類** **・　デスクトップコンピュータとは，主要装置（本体）が机又は床の上等に設置されることを想定したコンピュータであって，携帯用には設計されておらず，外付けのモニタ，キーボード，マウス等を使用するものをいう。** **・　一体型デスクトップコンピュータとは，1つのケーブルを通じて交流電力の供給を受ける単一機器としてコンピュータとコンピュータディスプレイが機能するデスクトップコンピュータをいう。** **・　ノートブックコンピュータとは，携帯用に設計され、交流電力源への直接接続有り又は無しのいずれかで長時間動作するように設計されたコンピュータであって，一体型ディスプレイ1，一体型の物理キーボード及びポインティングデバイスを装備しているものをいう。** **・　ワークステーションとは，集約的演算タスクのうち，グラフィックス，CAD，ソフトウェア開発，金融や科学的用途などに通常使用される高機能単一ユーザコンピュータをいう。**

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備　考
				・　シンクライアントとは，主要機能を得るために遠隔コンピュータ資源への接続に依存する独立給電型コンピュータであって，携帯用ではなく，卓上等の常設場所への設置を想定しているものをいう（回転式記憶媒体のない機器に限る。）。また，ハードウェアとディスプレイが1つのケーブルを通じて交流電力の供給を受ける一体型シンクライアントを含む。なお，携帯用として設計され，シンクライアント及びノートブックコンピュータの定義をともに満たすコンピュータは，本項においてノートブックコンピュータに含まれるものとする。 イ 動作モード ・　オフモードとは，主電源に接続され，製造事業者の説明書に従って使用される製品において，最低消費電力状態であり、使用者が解除する（影響を与える）ことができない状態。 ・　スリープモードとは，一定時間使用されない時に，自動的に又は手動選択により入る低電力状態をいう。 ・　アイドル状態とは，オペレーティングシステムやその他のソフトウェアの読込が終了し，ユーザプロファイルが作成され，初期設定によって当該コンピュータが開始する基本アプリケーションに動作が限定されており，スリープモードではない状態をいう。アイドル状態は，長期アイドルモードと短期アイドルモードの2つのモードにより構成される。 ・　長期アイドルモードとは，コンピュータがアイドル状態に達しており，画面を表示しない低電力状態に移行しているが，作業モードに維持されている時のモードをいう。 ・　短期アイドルモードとは，コンピュータがアイドル状態に達しており，画面はオン状態で，長期アイドルは開始していないモードをいう。 各動作モードにおける消費電力の測定方法については，「国際エネルギースタープログラム制度運用細則（平成26年7月施行） 別表２－１」による。 ⑥ 調達基準①イのオフモード消費電力については，出荷時にイーサネットを介したネットワークからの要求に応じて、コンピュータをスリープモード又はオフモードから復帰させる機能（以下「ウェイクオンラン（WOL）」という。）が有効にされている場合は許容値として0.4Wを加算した1.4Wを適合判断に用いるものとする。 また，最大アイドルモード消費電力の算定方法は，次式による。 最大アイドルモード消費電力（W）＝24.0＋（N－1）×8.0＋PEEE N：HDD（ハードディスクドライブ）又はSSD（半導体ドライブ）の搭載数 PEEE：IEEE802.3az準拠型（節電型イーサネット）ギガビットイーサネットポートごとに適用する許容値0.2W/ギガビット ⑦ デスクトップコンピュータ，一体型デスクトップコンピュータ，ノートブックコンピュータ及びシンクライアントに係る標準年間消費電力量の算定方法，デスクトップコンピュータ，一体型デスクトップコンピュータ及びノートブックコンピュータに係る最大年間消費電力量の算定方法は、以下の式による。 ア 標準年間消費電力 E＝（8,760/1,000）×（POFF×TOFF＋PSL×TSL＋PLI×TLI＋PSI×TSI） E：標準年間消費電力量（単位：kWh/年） POFF：オフモード消費電力（単位：W） PSL：スリープモード消費電力（単位：W） PLI：長期アイドルモード消費電力（単位：W） PSI：短期アイドルモード消費電力（単位：W） TX：表２３－１及び表２３－２（細10）に規定する年間の時間割合（単位：%）

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備　考
				スリープモードに替わり，代替低電力モード（10W以下の場合に限る。）を用いるデスクトップコンピュータ，一体型デスクトップコンピュータ及びノートブックコンピュータ並びに独立したシステムのスリープモードを持たないシンクライアントについては，上記算定式において，スリープモード消費電力（PSL）の代わりに長期アイドルモード消費電力（PLI）を使用することができる。 イ 最大年間消費電力量 EMAX＝（1＋A）×（TECBASE＋TECMEM＋TECGR＋TECST＋TECDIS＋TECSW＋TECEEE） EMAX：最大年間消費電力量（単位：kWh/年） A：表23－3（細10～11頁）に規定する効率を満たす電源装置に付与される許容値 TECBASE：表23－4（細11頁）に規定する基本許容値（単位：kWh） TECMEM：表23－5（細11頁）に規定するシステム搭載メモリの追加許容値（単位：kWh/ギガバイト） TECGR：表23－5に規定する独立型グラフィックス許容値（単位：kWh） TECST：表23－5に規定する内部記憶装置（ストレージ）の追加許容値（単位：kWh） TECDIS：表23－5に規定する性能強化ディスプレイの追加許容値（単位：kWh） TECSW：表23－5（細11頁）に規定する切替可能グラフィックスの追加許容値（単位：kWh） TECEEE：表23－5（細11）に規定するIEEE802.3az準拠型（節電型イーサネット）ギガビットイーサネットポートごとに適用する追加許容値（単位：kWh/ギガビット） ⑧ ワークステーションに係る加重消費電力及び最大加重消費電力の算定方法は，以下の式による。 ア 加重消費電力 加重消費電力（W）＝0.35×POFF＋0.10×PSL＋0.15×PLI＋0.40×PSI POFF：オフモード消費電力（単位：W） PSL：スリープモード消費電力（単位：W） PLI：長期アイドルモード消費電力（単位：W） PSI：短期アイドルモード消費電力（単位：W） イ 最大加重消費電力 最大加重消費電力（W）＝0.28×（PMAX＋NHDD×5）＋8.76×PEEE×0.65 PMAX：最大消費電力測定値（単位：W） NHDD：HDD（ハードディスクドライブ）又はSSD（半導体ドライブ）の搭載数 PEEE：IEEE802.3az準拠型（節電型イーサネット）ギガビットイーサネットポートごとに適用する許容値0.2W/ギガビット ⑨ シンクライアントに係る最大年間消費電力量の算定方法は、次式による。 ETMAX＝TECBASE＋TECGR＋TECWOL＋TECDIS＋TECEEE ETMAX：最大年間消費電力量（単位：kWh/年） TECBASE：基本許容値60W TECGR：独立型グラフィックス許容値36W TECWOL：ウェイクオンラン（WOL）許容値2W TECDIS：表3－5に規定する一体型デスクトップコンピュータに対する一体型ディスプレイ許容値（単位：kWh） TECEEE：表3－5に規定するIEEE802.3az準拠型（節電型イーサネット）ギガビットイーサネットポートごとに適用する追加許容値（単位：kWh/ギガビット）

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備　考
				ただし，TECGR，TECWOL，TECDIS及びTECEEEの許容値の加算については，出荷時に初期設定で有効にされている場合に限る。 ⑩　「特定の化学物質」の説明は，画像機器等の説明と同じ。 ⑪　調達基準③については，パーソナルコンピュータに適用する。
	(2)磁気ディスク装置	①　**表24(細11～12頁)**に示された区分ごとの算定式を用いて算出された基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 ○ 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり，再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ○ 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ，製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再 ○ 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること，又は，プラスチック部品が使用される場合には，再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ○ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。		①　次のいずれかに該当するものは，本項の調達基準の対象とする「磁気ディスク装置」には含めない。 ・　記憶容量が1ギガバイト以下のもの ・　ディスクの直径が40㎜以下のもの ・　最大データ転送速度が1秒につき70ギガバイトを超えるもの ②　配慮事項については，(3)ディスプレイにも適用する。
	(3)ディスプレイ	①　**表25（細12頁）及び表26(細13頁)**に示された基準を満たすこと。 ②　動作が再開されたとき，自動的に使用可能な状態に戻ること。 ③　特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また，含有情報がウェブ等で容易に確認できること。 ○ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。		①　本項の判断の基準の対象とする「ディスプレイ」は，主としてコンピュータの表示装置として使用する標準的なもの（コンピュータモニタ、デジタルフォトフレーム、サイネージディスプレイ等）であって，可視対角線画面サイズが61インチ以下のものとする。 ②　「特定の化学物質」の説明は，画像機器等の説明と同じ。 ③　調達基準③については，パーソナルコンピュータに適用する。 ④　「特定の化学物質の含有率基準値」の説明は，画像機器等の説明と同じ。
	(4)記録用メディア	※ ケースに下記の調達基準を適用 ①　次のいずれかの要件を満たすこと。 A　再生プラスチックがケース全体重量の30%以上使用されていること。 B　厚さ5㎜程度以下のスリムタイプケースであること，又は集合タイプ（スピンドルタイプなど）であること。 C　植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 D　紙製にあっては，古紙パルプ配合率70%以上であること。また，紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては，その原料の原木は伐採に当たって原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし，間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材，林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。	100%（個数の割合）	①　「エコマーク」商品は，本項の調達基準に適合した物品とする。 ②　本項の調達基準の対象とする「記録用メディア」は，直径12㎝のCD-R，CD-RW，DVD±R，DVD±RW，DVD-RAM，BD-R，BD-REとする。 ③　「再生プラスチック」の説明は，文具類と同じ。 ④　「環境負荷低減効果が確認されたもの」の説明は，文具類と同じ。 ⑤　木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には，林野庁作成の「木材・木材製品の合法性，持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。 　ただし，平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については，平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には，上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。
7 オフィス機器等	(1)シュレッダー	**① 待機時消費電力が1.5W以下であること。** **② 低電力モード又はオフモードを備える機器については，これらのモードへの移行時間が出荷時に10分以下に設定されていること。** **○ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。** ○ 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり，再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ○ 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ○ 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること，又は，プラスチック部品が使用される場合には，再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ○ 裁断された紙の減容及び再生利用の容易さに配慮されていること。 ○ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	100%（台数の割合）	①　次のいずれかに該当するものは，本項の調達基準の対象とする「シュレッダー」には含めない。 ・　裁断モーターの出力が500W以上のもの ・　裁断を行っていないときに，自動的に裁断モーターが停止しないもの ②　待機電力 →　電源を入れた状態で，裁断を行っていないときに消費される電力をいう。 ③　低電力モード →　一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。 ④　オフモード →　一定時間が経過した後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。

分野	調達推進品目		調達基準	調達目標	備　考
			○ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。		
	(2)デジタル印刷機		① **表29(細13頁)**に示された区分ごとの基準を上回らないこと。 ② 使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は，調達基準（1 紙類参照）を満たす用紙に対応可能であること。		① 「エコマーク」商品は，本項の調達基準に適合した物品とする。 ② デジタル印刷機 → デジタル製版機能を有した孔版方式の全自動印刷機をいう。
	(3)掛時計		① 次のいずれかの要件を満たすこと。 A 一次電池にあっては，**表30(細14頁)**に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を下回らないこと。 B 小形充電式電池（二次電池）であること。		① 「エコマーク」商品は，本項の調達基準に適合した物品とする。 ② 本項の判断の基準の対象とする「掛時計」は，通常の執務室・会議室等において使用する壁掛型の時計とし，講堂等において使用する大型のもの等は除く。 ③ 一次電池の電池寿命はJIS B 7026による。
	(4)電子式卓上計算機		① 使用電力の50%以上が太陽電池から供給されること。 ② 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。	100%（個数の割合）	① 本項の判断の基準の対象とする「電子式卓上計算機」は，通常の行政事務の用に供するものである（ただし，関数電卓は除く。）。 ② 「再生プラスチック」の説明は，文具類と同じ。
	電池	(5)一次電池又は小形充電式電池	① 次のいずれかの要件を満たすこと。 A 一次電池にあっては，**表30(細14頁)**に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を下回らないこと。 B 小形充電式電池（二次電池）であること。		① 本項の調達基準の対象とする「一次電池又は小形充電式電池」は，我が国における形状の通称「単1形」「単2形」「単3形」又は「単4形」とする。 ② 「最低平均持続時間」又は「最小平均持続時間」は，JIS C 8515に規定する放電試験条件に準拠して測定するものとする。JIS C 8515で規定されるアルカリ乾電池に適合する一次電池は，本基準を満たす。
8 **移動電話等**	(1)携帯電話 (2)PHS **(3)スマートフォン**		① 携帯電話又はPHSにあっては、ア又はイのいずれかの要件を満たすこと。 ア 搭載機器・機能の簡素化がなされていること。 イ 機器本体を交換せずに，端末に搭載するアプリケーションのバージョンアップが可能となる取組がなされていること。 ② 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていることなど，**表31（細14頁）**に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。環境配慮設計の実施状況については，その内容がウエブサイトをはじめ環境報告書等により公表され，容易に確認できること。 ③ 使用済製品の回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。回収及びマテリアルリサイクルのシステムについては，取組効果の数値が製造事業者，通信事業者又は販売事業者等のウエブサイトをはじめ環境報告書等により公表され，容易に確認できること。 ④ 回収した製品の部品の再使用又は再生利用できない部分については，製造事業者，通信事業者又は販売事業者において適正処理されるシステムがあること。 ⑤ バッテリー等の消耗品について，製造事業者，通信事業者又は販売事業者において修理するシステム，及び更新するための部品を保管するシステムがあること（製品製造終了後6年以上保有）。 ⑥ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また，当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。	100%（台数の割合）	**① 本項の調達基準の対象とする「携帯電話」とは，携帯用に搭載される移動局電話装置で携帯電話無線基地局に接続されるものであって，通常の行政事務の用に供するものをいう。** **② 本項の判断の基準の対象とする「PHS」とは，携帯用に搭載される移動局電話装置で公衆用PHS基地局に接続されるものであって，通常の行政事務の用に供するものをいう。** **③ 本項の判断の基準の対象とする「スマートフォン」とは，携帯電話又はPHSに携帯情報端末を融合させたもので，音声通話機能・ウエブ閲覧機能を有し，利用者が自由にアプリケーションソフトを追加して機能拡張等が可能な端末をいう。** ④ 「搭載機器・機能の簡素化」とは，可能な限り通話及びメール機能等に限定することとする。 ⑤ 調達基準②については，表の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていることを指す。 ⑥ 調達基準③の「回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること」とは，次の要件を満たすことをいう。 回収のシステムについては，次の要件ア，イ及びウを満すこと。 ア 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの移動電話等を回収（自ら回収し，又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（販売店における回収ルート，使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。 イ 回収が適切に行われるよう，移動電話本体に製品名及び事業者名（ブランド名なども可）が廃棄時に見やすく記載されていること。 ウ 製品の包装，同梱される印刷物，本体機器製品の取扱説明書又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し使用済移動電話等の回収に関する具体的な情報（回収方法，回収窓口等）の提供がなされているこ マテリアルリサイクルのシステムについては，次の要件エ及びオを満たすこと。 エ 金属やプラスチック等を材料としてリサイクルするための取組がなされ

分野	調達推進品目		調達基準	調達目標	備　考
					ていること。 オ　部品の素材情報については，廃棄時に分別が容易なよう可能な限り記載されていること。 ⑦　調達基準⑤については，通信システムの切替等にともない，当該機器が継続的に使用できない場合にあっては，「製品製造終了後6年以上保有」は適用しないものとする。 ⑧　「特定の化学物質」の説明は，画像機器等の説明と同じ。 ⑨　「特定の化学物質の含有率基準値」の説明は，画像機器等の説明と同じ。 ⑩　調達を行う各機関は，次の事項に十分留意すること。 ア　調達に当たって，使用目的・業務内容を十分勘案し，必要な機器・機能を要件とすること。 イ　マニュアルや充電器等の付属品については必要最小限とするような契約の方法を検討すること。 ウ　物品の調達時に取扱説明書等に記載されている配慮事項を確認し，配慮すること。 エ　移動電話端末の更新等により端末を処分するに当たっては，回収システムを利用した適切な処理を行うこと。
9 家電製品	電気冷蔵庫等	(1)電気冷蔵庫 (2)電気冷凍庫 (3)電気冷凍冷蔵庫	①　**表32(細14頁)**に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/165を乗じて整数以下を切り捨てたものを上回らないこと。 **②　冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。** **③　特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また，当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。** 注) 1　調達基準①については，定格内容積250リットル以下のものは、基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、**表32（細14)**に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。 2　定格内容積250リットル超400リットル以下のものは、**平成27年度**の1年間は経過措置とし、この期間においては、**表32（細14）**に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/133を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。	100%（台数の割合）	①　次のいずれかに該当するものは，本項の調達基準の対象とする「電気冷蔵庫等」には含めない。 ・ 熱電素子を使用するもの ・ 業務の用に供するために製造されたもの ・ 吸収式のもの ②　フロン類 →　フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。 ③　「特定の化学物質」の説明は，画像機器等の説明と同じ。 ④　「特定の化学物質の含有率基準値」の説明は，画像機器等の説明と同じ。 ⑤　各機関は，化学物質の適正な管理のため，物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を，当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。
	(4)テレビジョン受信機		**①**　液晶パネルを有するテレビジョン受信機（以下「液晶テレビ」という。）又はプラズマディスプレイパネルを有するテレビジョン受信機（以下「プラズマテレビ」という。）にあっては，エネルギー消費効率が**表33（細15～16頁）**に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に**100/198**を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。 **②　リモコン待機時の消費電力が0.5W以下であること。** **③　特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また，当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。** ○ 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ，製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ○ プラスチック部品が使用される場合には，再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ○ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって，再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ○ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。		①　「エコマーク」商品は，本項の調達基準に適合した物品とする。 ②　次のいずれかに該当するものは，本項の判断の基準の対象とする「テレビジョン受信機」に含まれないものとする。 **・ ブラウン管を有するテレビジョン受信機** ・ 産業用のもの ・ 水平周波数が33.8キロヘルツを超えるブラウン管方式マルチスキャン対応のもの ・ ツーリスト向け仕様のもの ・ リアプロジェクション方式のもの ・ 受信機型サイズが10型若しくは10V型以下のもの ・ ワイヤレス方式のもの ・ 電子計算機用ディスプレイであってテレビジョン放送受信機能を有するもの **③　調達基準②については，赤外線リモコンに適用することとし，「リモコン待機時の消費電力」とは，リモコンで電源を切った状態の消費電力をいう。**

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備　考
				④　「特定の化学物質」の説明は，画像機器等の説明と同じ。 ⑤　「特定の化学物質の含有率基準値」の説明は，画像機器等の説明と同じ。 ⑥　各機関は，化学物質の適正な管理のため。物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を，当該物品を廃棄するまで管理・保管するこ **⑦　調達基準①については，平成27年度1年間は経過措置とし，この期間においては，表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/149を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお，経過措置については，市場動向を勘案しつつ，適切に検討を実施することとする。**
	(5)電気便座	①　エネルギー消費効率が**表34(細16頁)**に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に100/159を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。		①　次のいずれかに該当するものは，本項の調達基準の対象とする「電気便座」には含めない。 ・他の給湯設備から温水の供給を受けるもの ・温水洗浄装置のみのもの ・可搬式のもののうち，福祉の用に供するもの ・専ら鉄道車両において用いるためのもの ②　温水洗浄便座のうち瞬間式であって，節電方式としてタイマー方式及び非使用状態（夜間等）を判別する機能を備えているものについては，**平成27年度**の1年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に100/129を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお，経過措置については，市場動向を勘案しつつ，適切に検討を実施することとする。 ③　暖房便座及び温水洗浄便座のうち貯湯式のものについては，判断の基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は，表38（細17）に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないことで特定調達物品等とみなす。なお，当該期間については，市場動向を勘案しつつ，検討する。
	(6)電子レンジ	①　エネルギー消費効率が**表35(細16頁)**に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 **②　待機時消費電力が0.05W未満であること。** **③　特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また，当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。**		①　次のいずれかに該当するものは，本項の調達基準の対象とする「電子レンジ」には含めない。 ・ガスオーブンを有するもの ・業務の用に供するために製造されたもの ・定格入力電圧が200ボルト専用のもの ・庫内高さが135ミリメートル未満のもの ・システムキッチンその他のものに組み込まれたもの ②　「特定の化学物質」の説明は，画像機器等の説明と同じ。 ③　「特定の化学物質の含有率基準値」の説明は，画像機器等の説明と同じ。 ④　各機関は，化学物質の適正な管理のため，物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を，当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。
10 エアコンディショナー等	(1)エアコンディショナー	①　家庭用品品質表示法施行令別表第3号（七）のエアコンディショナーであって，直吹き形で壁掛け形のもの（マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）のうち冷房能力が4.0kW以下のものについては，エネルギー消費効率が**表36－1（細16頁）**に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に114/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。 ②　上記①以外の家庭用のエアコンディショナーについては，エネルギー消費効率が表**36－2（細16～17頁）**に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に114/100を乗じて小数点以	100％（台数の割合）	①　台数には，リース・レンタル契約により新規導入する場合及び現在設置されている機器を変更して導入する場合を含む。 ②　次のいずれかに該当するものについては，本項の調達基準の対象とする「エアコンディショナー」には含めない。 ・　冷房能力が28kW（マルチタイプは50.4KW）を超えるもの ・　ウィンド形・ウォール形及び冷房専用のもの ・　水冷式のもの

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備　考
		下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。 ③　業務の用に供するエアコンディショナーについては，エネルギー消費効率が**表37（細17頁）**に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した基準エネルギー消費効率の数値に88/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。 ④　冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 **⑤　特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また，当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。**		・ 圧縮用電動機を有しない構造のもの ・ 電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの ・ 機械器具の性能維持若しくは飲食物の衛生管理を目的とするもの ・ 専ら室外の空気を冷却して室内に送風する構造のもの ・ スポットエアコンディショナー ・ 車両その他の輸送機関用に設計されたもの ・ 冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽（暖房用を兼ねるものを含む。）を有する構造のもの ・ 高気密・高断熱住宅用ダクト空調システム ・ 専用の太陽電池モジュールで発生した電力によって圧縮機，送風機その他主要構成機器を駆動する構造のもの ・ 床暖房又は給湯の機能を有するもの ・ 熱回収式マルチエアコン ③ 「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。 ④ 「特定の化学物質」の説明は，画像機器等の説明と同じ。 ⑤ 調達基準⑤はについては，ユニット型エアコンディショナー（パッケージ用のものを除く。）に適用する。 ⑥ 「特定の化学物質の含有率基準値」の説明は，画像機器等の説明と同じ。 ⑦ 各機関は，化学物質の適正な管理のため，物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を，当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。
	(2)ガスヒートポンプ式冷暖房機	①　成績係数が，**表38(細17頁)**に示された区分の数値以上であること。 ②　冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。		①　本項の調達基準の対象とする「ガスヒートポンプ式冷暖房機」は，定格冷房能力が，7.1kWを超え28kW未満のものとする。
	(3)ストーブ	①　ガスストーブにあっては，エネルギー消費効率が**表39(細17頁)**に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 ②　石油ストーブにあっては，エネルギー消費効率が**表40(細17～18頁)**に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出された値を下回らないこと。		①　本項の調達基準の対象とする「ストーブ」は，ガス又は灯油を燃料とするものに限り，次のいずれかに該当するものは，これには含めない。 ・ 開放式のもの ・ ガス（都市ガスのうち13Aのガスグループ（ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）第25条第3項のガスグループをいう。以下同じ。）に属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの。 ・ 半密閉式ガスストーブ ・ 最大の燃料消費量が，4.0L/h超える構造の半密閉式石油ストーブ ・ 最大の燃料消費量が，2.75L/hを超える構造の密閉式石
11 温水器等	(1)ヒートポンプ式電気給湯器	①　家庭用ヒートポンプ式電気給湯器にあっては，エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準基準エネルギー消費効率が**表41（細18頁）**に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 ② 業務用ヒートポンプ式電気給湯器にあっては，成績係数が3．50以上であること。 **③ 冷媒にフロン類が使用されていないこと。**		①　品目(2)～(4)については，「省エネ性マーク（緑色）」商品は,本項の調達基準に適合した物品とする。 ②　台数には，リース・レンタル契約により新規導入する場合及び現在設置されている機器を変更して導入する場合を含む。 ③　暖房の用に供することができるものは，判断の基準①に含まれないものとする。 ④　業務用ヒートポンプ式電気給湯器の成績係数の算出方法は，次式による 成績係数（COP）＝定格加熱能力／定格消費電力 ・ 定格加熱能力（単位：kW）： ヒートポンプユニットが表に規定された定格加熱条件で運転した時に，循環する湯水に与えられる熱量。加熱ヒータにより同時に加熱を行うシステムの場合は,その熱量も加えたものとする。 ・ 定格消費電力（単位：kW）： ヒートポンプユニットが表に規定された定格加熱条件で運転した時に，消費する電力の合計。加熱ヒータにより同時に加熱を行うシステム

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備　考
				の場合は，その消費電力も加えたものとする。 表　定格加熱条件 項　目 / 定格加熱条件（単位:℃） 外気温度(DB/WB) / 16/12 給水温度(単位:℃) / 17 出湯温度(単位:℃) / 65 給水温度:ヒートポンプ式給湯器に供給される市水温度。 出湯温度:ヒートポンプユニットの出口温度。 **⑤　「フロン類」の説明は，家電製品と同じ。** ⑥　調達基準**③**は，業務の用に供するために製造されたものについては適用しない。 ⑦　家庭用ヒートポンプ式電気給湯器については，**平成27年度**の1年間は経過措置を設けることとし，この期間においては，平成25年度のヒートポンプ式電気給湯器に係る判断の基準を満たすことをもって特定調達物品等とみなす。なお，当該期間については，市場動向を勘案しつつ，検討する。
	(2)ガス温水機器	①　エネルギー消費効率が**表42(細18～19頁)**に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。		①　次のいずれかに該当するものは，本項の調達基準の対象とする「ガス温水機器」には含めない。 ・ 貯蔵式湯沸器 ・ 業務の用に供するために製造されたもの ・ ガス(都市ガスのうち13Aのガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。)を燃料とするもの。 ・ 給排気口にダクトを接続する構造の密閉式ガスふろがま
	(3)石油温水機器	①　エネルギー消費効率が**表43(細19頁)**に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。		①　次のいずれかに該当するものは，本項の調達基準の対象とする「石油温水機器」には含めない。 ・ポット式バーナー付きふろがま ・業務の用に供するために製造されたもの ・薪材を燃焼させる構造を有するもの ・ゲージ圧力0.1MPaを超える温水ボイラー
	(4)ガス調理機器	①　こんろ部にあっては，**表44(細19頁)**に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 ②　グリル部にあっては，**表45(細19頁)**に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の算定式を用いて算定した値を上回らないこと。 ③　オーブン部にあっては，**表46(細20頁)**に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の算定式を用いて算定した値を上回らないこと。		①　次のいずれかに該当するものは，本項の調達基準の対象とする「ガス調理機器」には含めない。 ・ 業務の用に供するために製造されたもの ・ ガス(都市ガスのうち13Aのガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。)を燃料とするもの ・ ガスグリル ・ ガスクッキングテーブル ・ ガス炊飯器 ・ カセットこんろ
12 照明	(1)蛍光灯照明器具	①　次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 使用用途が施設用又は卓上スタンド用にあっては，エネルギー消費効率が**表47－1(細20頁)**に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 イ 使用用途が家庭用にあっては，エネルギー消費効率が**表47－1(細20頁)**に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に127/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り上げた数値を下回らないこと。 ②　特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また，含有情報がウェブ等で容易に確認できること。		①　次のいずれかに該当するものは，本項の調達基準の対象とする「蛍光灯照明器具」には含めない。 ・ 防爆型のもの ・ 耐熱型のもの ・ 防じん構造のもの ・ 耐食型のもの ・ 車両その他の運送機関用に設計されたもの ・ 40型未満の蛍光ランプを使用するものであって，壁掛け形又は施設用つり下げ形若しくはじか付け形のもの ・ 鉱工業用機械用に設計されたもの ・ 家具用に設計されたもの ・ さし込み口金及び蛍光ランプ用安定器が構造上一体となったもの ・ 蛍光ランプを保護するためのグローブが透明なもの ②　G23口金に対応する安定器内蔵コンパクト形蛍光ランプを用いた卓上ス

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備　考
				タンドについては，判断の基準②を満たすことで特定調達物品等とみなす。 ③　「特定の化学物質」の説明は，画像機器等の説明と同じ。 ④　「特定の化学物質の含有率基準値」の説明は，画像機器等の説明と同じ。 ⑤　「LED照明器具」とは，照明用白色LEDを用いた，つり下げ形，じか付け形，埋込み形，壁付け形及び卓上スタンドとして使用する照明器具とする。ただし、従来の蛍光ランプで使用されている口金と同一形状の口金を有するLEDランプを装着できる照明器具のうち、口金を経てLEDランプへ給電する構造を持つ照明器具については，当面の間，対象外とする。 ⑥　LED照明器具の「LED照明器具の固有エネルギー消費効率」とは、器具から出る全光束を定格消費電力で割った値とする（定格消費電力は、器具外部に独立型電源装置を設置する必要がある場合はその電源装置の定格消費電力とする。）。なお、調光・調色機能付器具の固有エネルギー消費効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。 ⑦　「平均演色評価数Ra」は、JIS C 7801（一般照明用光源の測光方法）及びJIS C 8152-2（照明用白色白色発光ダイオード（LED）の測光方法ー第2部：LEDモジュール及びLEDライトエンジン）に既定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。 ⑧　LED照明器具の「LEDモジュール寿命」とは，光源の初期の光束が70%まで減衰するまでの時間とする。また，その測定方法は，JIS C 8105-5:2011（照明器具ー第5部：配光測定方法）に準ずるものとする。 ⑨　LED照明器具の配光測定方法については，JISC8105-5:2011「照明器具ー第5部：配光測定方法」に準ずるものとする。 ⑩　「LEDを光源とした内照式表示灯」とは，内蔵するLED光源によって文字等を照らす表示板等とし，放熱等光源の保護に対応しているものとする。 LEDを光源とした内照式表示灯の「定格寿命」とは，光源の初期の光束が50%まで減衰するまでの時間とする。 ⑪　各機関は，LED照明器具の調達に当たって，現段階においてJIS規格が検討中であることを踏まえ，安全管理・品質管理が十分なされたものを比較検討の上，選択するよう留意すること。 ⑫　各機関は，化学物質の適正な管理のため，物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を，当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。
	(2)LED照明器具	①　固有エネルギー消費効率が**表47－2（細20頁）**に示された基準を満たすこと。 ②　演色性は平均演色評価数Raが**80**以上であること。 ③　LEDモジュール寿命は40,000時間以上であること。 ④　特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また，含有情報がウェブ等で容易に確認できること。		
	(3)LEDを光源とした内照式表示	①　定格寿命は30,000時間以上であること。 ②　特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また，含有情報がウェブ等で容易に確認できること。	100%（本数又は個数の割合）	①　本項の調達基準の対象とする「電球形LEDランプ」又は，「電球形蛍光ランプ」は，電球用のソケットにそのまま使用可能なランプとする。ただし，人感センサ非常用照明（直流電源回路）等は除く。 ②　「平均演色評価数Ra」は、JIS C 7801（一般照明用光源の測光方法）に既定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。 ③　「電球型LEDランプ」とは，一般照明として使用する白色LED使用の電球形状のランプとする。 ④　LEDランプの「定格寿命」とは，光源初期の光束が70%まで減衰するまでの時間とする。また。その測定方法は，JIS C 8152-3（照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法ー第3部：光束維持率の測定方法）に準じるものとする。
	ランプ　(4)蛍光ランプ（直管型：大きさの区分　40形直管蛍光ランプ）	①　次のいずれかの要件を満たすこと。 A　高周波点灯専用型（Hf）である場合は，次の基準を満たすこと。 ア　エネルギー消費効率はランプ効率で100lm／W以上であること。 イ　演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。 ウ　管径は25．5（±1．2）㎜以下であること。 エ　水銀封入量は製品平均5㎎以下であること。		

<table>
<tr><th>分野</th><th colspan="2">調達推進品目</th><th>調達基準</th><th>調達目標</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>オ　定格寿命は10，000時間以上であること。
B　ラピッドスタート形又はスタータ形である場合は，以下の基準を満たすこと。
ア　エネルギー消費効率はランプ効率で85lm／W以上であること。
イ　演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。
ウ　管径は32．5(±1．5)㎜以下であること。
エ　水銀封入量は製品平均5㎎以下であること。
オ　定格寿命は10，000時間以上であること。</td><td></td><td>⑤　電球形蛍光ランプの「定格寿命」とは，ランプが点灯しなくなるまでの総点灯時間又は全光束が初期値の60％に下がるまでの総点等時間のいずれか短いものとする。また，その測定方法は，JIS C 7620-2(一般照明用電球形蛍光ランプー第2部：性能仕様)の定格寿命に準ずるものとする。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>(5)電球形状のランプ</td><td>①　使用目的に不都合がなく器具に適合する場合，次のいずれかの要件を満たすこと。

A　LEDランプである場合は，次の基準を満たすこと。
ア　エネルギー消費効率が表47－3(細20頁)に示された区分ごとのランプ効率の基準を満たすこと。ただし，ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、エネルギー消費効率がランプ効率で50lm/W以上であること。
イ　演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。
ウ　定格寿命は40，000時間以上であること。ただし，ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は，30，000時間以上であること。
B 電球形蛍光ランプである場合は，次の基準を満たすこと。
ア エネルギー消費効率が右欄の表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下
イ 水銀封入量は製品平均4mg以下であること。
ウ 定格寿命は6,000時間以上であること。
C 上記A,B以外の電球形状のランプである場合は，次の基準を満たすこと。
ア　エネルギー消費効率は，ランプ効率で50lm/W以上であること。
イ 定格寿命は6，000時間以上であること。</td><td></td><td>表　電球形蛍光ランプに係る基準エネルギー消費効率
<table><tr><th colspan="3">蛍光ランプの区分</th><th rowspan="2">基準エネルギー消費効率</th></tr><tr><th>大きさ</th><th>光源色</th><th>形状</th></tr><tr><td rowspan="3">10</td><td>電球色</td><td rowspan="3"></td><td>60.6</td></tr><tr><td>昼白色</td><td>58.1</td></tr><tr><td>昼光色</td><td>55</td></tr><tr><td rowspan="3">15</td><td>電球色</td><td rowspan="3"></td><td>67.5</td></tr><tr><td>昼白色</td><td>65</td></tr><tr><td>昼光色</td><td>60.8</td></tr><tr><td rowspan="6">25</td><td rowspan="2">電球色</td><td>蛍光ランプが露出しているもの</td><td>72.4</td></tr><tr><td>蛍光ランプが露出していないもの</td><td>69.1</td></tr><tr><td rowspan="2">昼白色</td><td>蛍光ランプが露出しているもの</td><td>69.5</td></tr><tr><td>蛍光ランプが露出していないもの</td><td>66.4</td></tr><tr><td rowspan="2">昼光色</td><td>蛍光ランプが露出しているもの</td><td>65.2</td></tr><tr><td>蛍光ランプが露出していないもの</td><td>62.3</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>13 自動車等</td><td>(1)自動車</td><td></td><td>①　新しい技術の活用等により従来の自動車と比較して，著しく環境負荷の低減を実現した自動車であって，次に掲げる自動車であること。
A 電気自動車
B 天然ガス自動車
C ハイブリッド自動車
D プラグインハイブリッド自動車
E 燃料電池自動車
F 水素自動車
G クリーンディーゼル自動車(乗車定員10人以下の乗用の用に供する自動車(以下「乗用車」という。)に限る。以下同じ。)
H 乗用車・小型バス
ア　ガソリン自動車
(ア)　乗用車にあっては，表48－1(細21頁)に示された区分の排出ガス基準に適合し，表48－2(細21頁)に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t以下の乗用の用に供する自動車(以下「小型バス」という。)にあっては，表48－1(細21頁)に示された区分の排出ガス基準に適合し，表48－3(細21頁)に示された区分の燃費基準値を満たす自動車。
(イ)　ディーゼル自動車
小型バスにあっては、表48－3(細21頁)に示された区分の燃費基準値を満たす自動車。
I 小型貨物車
ア ガソリン自動車
(ア)　車両総重量3.5t以下の貨物自動車(以下「小型貨物車」という。)にあっては，表48－1(細21頁)に示された区分の排出ガス基準に適合し，表48－4(細21～22頁)に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車乗用車。
(イ)　ディーゼル自動車
小型貨物車にあっては，表49(細22～23頁)に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。
J 重量車
ア　乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t超の乗用自動車にあっては，表50(細23頁)に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車
イ　車両総重量3.5t超の貨物自動車(けん引自動車を除く。以下「トラック等」という。)にあっては，表51(細24頁)に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車
ウ　車両総重量3.5t超の貨物自動車(けん引自動車に限る。以下「トラクタ」という。)に</td><td>100％(台数の割合)</td><td>①　本項の判断の基準の対象とする「自動車」は，道路運送車両法施行規則(昭和26年8月16日運輸省令第74号)第2条の普通自動車，小型自動車及

②　ハイブリッド自動車及びクリーンディーゼル自動車については、当該自動車の燃料種及び車種に対応する表の区分ごとの燃費基準値を満たさない場合は、本項の判断の基準に適合しないものとする。

③　「車両総重量」とは，道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。</td></tr>
</table>

分野	調達推進品目		調達基準	調達目標	備　考
			あっては，**表52（細24頁）**に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 K　LPガス自動車 ア　乗用車にあっては，**表48－1(細21頁)**に示された区分の排出ガス基準に適合し，**表54(細24頁)に**示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。 イ　小型貨物車（車両総重量2.5t以下のものに限る。）にあっては，**表48－1(細21頁)**に示された区分の排出ガス基準に適合し，**表54(細24頁)**に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車軽量車。		
	ITS対応車載器	(2)ETC対応車載器	①　ノンストップ自動料金支払いシステム（ETC）に対応し，自動車に取り付け，有料道路の料金所に設置されたアンテナとの間で無線通信により車両や通行料金等に関する情報のやり取りを行う装置であること。	100％（個数の割合）	
	タイヤ	(3)乗用車用タイヤ	①　転がり抵抗係数が9．0以下であること。 ②　スパイクタイヤでないこと。	100％（本数の割合）	①　本項の調達基準の対象とする「乗用車用タイヤ」は，市販用のタイヤ（スタッドレスタイヤを除く。）であって，自動車の購入時に装着されているタイヤを規定するものではない。 ②　「転がり抵抗係数」の試験方法は，JIS D 4234による。 ③　判断の基準①については，EU規則「Wet Grip グレーディング試験法（案）」により測定されたウェットグリップ性能が110以上であるタイヤとする。
	エンジン油	(4)2サイクルエンジン油	①　生分解度が28日以内で60％以上であること。 ②　魚類による急性毒性試験の96時間LC50値が100㎎／ﾘｯﾄﾙ以上であること。	100％（ﾘｯﾄﾙの割合）	④　判断の基準②は，スパイクタイヤ粉じんの発生を防止し，もって国民の健康を保護するとともに，生活環境を保全するという「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」（平成2年法律第55号）の趣旨を踏まえたも ⑤　生分解度の試験方法は，次のいずれかの方法とする。ただし，これらの試験方法については，10-d window を適用しない。 ※　OECD（経済協力開発機構）化学品テストガイドライン ・ 301B（CO2発生試験） ・ 301C（修正MITI(I)試験） ・ 301F（Manometric Respirometry試験） ※　ASTM（アメリカ材料試験協会） ・ D5864（潤滑油及び潤滑油成分の水環境中の好気的生分解度を決定する標準試験法） ・ D6731（密閉 respirometer 中の潤滑油，又は潤滑油成分の水環境中の好気的生分解度を決定する標準試験法） ⑥　魚類の急性毒性試験方法は，次のいずれかの方法とする。 ※　JIS（日本工業規格） ・ K 0102（工場排水試験方法） ・ K 0420-71 シリーズ（10，20，30） （水質－淡水魚［ゼブラフィッシュ(真骨類，コイ科)］に対する化学物質の急性毒性の測定－第1部：止水法，第2部：半止水法，第3部：流水法） ※　OECD（経済協力開発機構） ・ 203（魚類急性毒性試験） なお，難水溶性の製品は，ASTM D6081（水環境中における潤滑油の毒性試験のための標準実施法：サンプル準備及び結果解釈）の方法などを参考に調製されたWAF（水適応性画分）やWSF（水溶解性画分）を試料として使ってもよい。この場合，96時間LL50値が100㎎/ﾘｯﾄﾙ以上であること。
14 消火器	(1)消火器		①　消火薬剤に，再生材料が重量比で40％以上使用されていること。 ②　製品の回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあり，再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。	100％（本数の割合）	①　「エコマーク」商品は，本項の調達基準に適合した物品とする。 ②　本項の調達基準の対象とする「消火器」は，粉末（ABC）消火器（「消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年　9月17日自治省令第27号）」による粉末消火器であって，A火災，B火災及び電気火災の全てに適用するものをいい，エアゾール式簡易消火具，船舶用消火器，航空用消火器は含まない。）とし，点検の際の消火薬剤の詰め替えも含むものとする。
15 制服・作業	(1))制服		①　使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち，ポリエステル繊維を使用した製品につい	100％（着数	①　「エコマーク」商品は，本項の調達基準に適合した物品とする。

<table>
<tr><th>分野</th><th colspan="2">調達推進品目</th><th>調達基準</th><th>調達目標</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>服</td><td colspan="2">(2)作業服</td><td>ては，次のいずれかの要件を満たすこと。
ア　再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が，裏生地を除く繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし，裏生地を除く繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は，再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上，かつ，裏生地を除くポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。
イ　再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が，繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること，かつ，製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。

②　使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち，植物を原料とする合成繊維を使用した製品については，次のいずれかの要件を満たすこと。
ア　植物を原料とする生分解性の合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが，繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること，かつ，製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
イ　植物を原料とする非生分解性の合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが，繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。
ウ　植物を原料とする非生分解性の合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが，繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること，かつ，製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</td><td>の割合）</td><td>②　再生PET樹脂
→　PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの

③　繊維部分全体重量
→　製品全体重量からボタン，ファスナ，ホック，縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。
　なお，再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし，原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）），植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は，「繊維部分全体重量」及び「再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維若しくは植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。

④　生分解性
→　生分解性試験（OECD 301C、JIS K 6950、JIS K 6951、JIS K 6953、JIS K 6955等。試験期間は各試験法が定める期間）において60%以上の生分解度を示す性能をいう。また、「非生分解性」とは生分解性でない性能をい</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">(3)帽子</td><td>①　使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち，ポリエステル繊維を使用した製品については，次のいずれかの要件を満たすこと。
ア　再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が，繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし，繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は，再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が，繊維部分全体重量比で10%以上，かつ，ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。

イ　再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が，繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること，かつ，製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</td><td>100%（点数の割合）</td><td>⑤　未利用繊維
→　紡績時に発生する短繊維（リンター等）を再生した繊維をいう。

⑥　反毛繊維
→　衣類等の製造時に発生する裁断屑，廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

⑦　医療業務従事用は，本項の調達基準の対象とする「作業服」には含めない。</td></tr>
<tr><td>16 インテリア・寝装寝具</td><td>カーテン等</td><td>(1)カーテン
(2)布製ブラインド</td><td>①　使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち，ポリエステル繊維を使用した製品については，次のいずれかの要件を満たすこと。
ア　再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が，繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし，繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は，再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が，繊維部分全体重量比で10%以上，かつ，ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。
イ　再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が，繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること，かつ，製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。
ウ　植物を原料とする非生分解性の合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが，繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。
エ　植物を原料とする非生分解性の合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが，繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること，かつ，製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</td><td rowspan="2">100%（枚数の割合</td><td rowspan="2">①　「エコマーク」商品は，本項の調達基準に適合した物品とする。

②　「再生PET樹脂」の説明は，制服・作業服と同じ。

③　「繊維部分全体重量」の説明は，制服・作業服と同じ。

④　「生分解性」の説明は，制服・作業服と同じ。

⑤　「未利用繊維」の説明は，制服・作業服と同じ。

⑥　「環境負荷低減効果が確認されたもの」の説明は，文具類と同じ。

⑦　日射反射率の測定及び算出方法は、JIS R 3106、明度L*の測定及び算出方法は、JIS Z 8781-4にそれぞれ準ずるものとする。
表　日射反射率の基準
<table><tr><th>明度L*値</th><th>日射反射率（%）</th></tr><tr><td>70.0以下</td><td></td></tr><tr><td>70.0超80.0以下</td><td></td></tr><tr><td>80.0超</td><td></td></tr></table>
⑧　再生材料
→　使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし，原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

⑨　「再生プラスチック」の説明は，文具類と同じ。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>(3)金属製ブラインド</td><td>①　日射反射率が表に示された数値以上であること。</td></tr>
<tr><td></td><td>カーペット</td><td>(4)タフテッドカーペット
(5)タイルカーペット
(6)織じゅうたん</td><td>①　未利用繊維，リサイクル繊維，再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されていること。

○　製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</td><td>100%（面積の割合）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>(7)ニードルパンチカーペット</td><td>①　次のいずれかの要件を満たすこと。
ア　未利用繊維，リサイクル繊維，再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されていること。
イ　植物を原料とする合成繊維を使用した製品については，次のいずれかの要件を満たすこと。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>分野</th><th colspan="2">調達推進品目</th><th>調達基準</th><th>調達目標</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>A　植物を原料とする生分解性の合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25％以上使用されていること。
B　植物を原料とする非生分解性の合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比で25％以上使用されていること。
C　植物を原料とする非生分解性の合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが，製品全体重量比で10％以上使用されていること，かつ，製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

○　製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</td><td></td><td rowspan="3">⑩　ふとんの判断基準の「詰物」とは，綿，羊毛，羽毛，合成　繊維等の布団に充填されているものをいう。

⑪　品目(８)～(11)については，リース・レンタル契約により新規導入する場合及び現在設置されているものを変更して導入する場合を含む。

⑫　医療用，介護用及び高度医療に用いるもの等特殊な用途のものについては，本項の調達基準の対象とする「ベッドフレーム」には含めない。

⑬　高度医療に用いるもの（手術台，ICUベッド等）については，本項の調達基準の対象とする「マットレス」には含めない。

⑭　「フロン類」の説明は，家電製品と同じ。

⑮　「放散速度が，0.02㎎/㎡h以下と同等のもの」とは，次によるものとする。
ア　対応した日本工業規格又は日本農林規格があり，当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については，F☆☆☆の基準を満たしたもの。JIS S 1102に適合する住宅用普通ベッドは，本基準を満たす。
イ　上記ア．以外の木質材料については，JIS A 1460の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

<table><tr><th>平均値</th><th>最大値</th></tr><tr><td>0.5㎎／L</td><td>0.7㎎／L</td></tr></table>
⑯　フェルト
→　綿状にした繊維材料をニードルパンチ加工によりシート状に成形したものをいう（ただし，熱可塑性素材又は接着剤による結合方法を併用したものを除く）。

⑰　ベッドフレームに係る調達基準は，金属以外の主要材料としてプラスチック，木質又は紙を使用している場合について定めたものであり，金属が主要材料であって，プラスチック，木質又は紙を使用していないものは，本項の調達基準の対象とする品目に含まれないものとする。</td></tr>
<tr><td></td><td>毛布等</td><td>(8)毛布</td><td>①　使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち，ポリエステル繊維を使用した製品については，次のいずれかの要件を満たすこと。
ア　再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が，繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし，繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は，再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が，繊維部分全体重量比で10%以上，かつ，ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。
イ　再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が，繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること，かつ，製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。

○　製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。
○　再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については，可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。</td><td>100％（枚数の割合）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>(9)ふとん</td><td>①　次のいずれかの要件を満たすこと。
ア　ふとん側地又は詰物に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち，ポリエステル繊維を使用した製品については，次のいずれかの要件を満たすこと。
A　再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が，ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし，ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は，再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が，ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で10%以上，かつ，ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。
B　再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が，ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること，かつ，製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。
イ　使用済ふとんの詰物を適正に洗浄，殺菌等の処理を行い，再使用した詰物が詰物の全体重量比で80%以上使用されていること。

○　製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。
○　再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については，可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>ベッド</td><td>(10)ベッドフレーム</td><td>①　金属を除く主要材料が，プラスチックの場合はA，木質の場合はB，紙の場合はCの要件を満たすこと。また，主要材料以外の材料に木質が含まれる場合はBア，紙が含まれる場合はCイの要件をそれぞれ満たすこと。
A　再生プラスチックがプラスチック重量の10％以上使用されていること。
B　次の要件を満たすこと。
ア　間伐材，合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること，又は原料の原木は，伐採に当たって原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。
イ　材料からのホルムアルデヒドの放散速度が，0.02㎎/㎡h以下又はこれと同等のものであること。
C　次の要件を満たすこと。
ア　紙の原料は古紙パルプ配合率50％以上であること。
イ　紙の原料にバージンパルプ（が使用される場合にあっては，原料の原木は伐採に当たって原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし，間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材，林地残材・小径木等の再生資源により製造された</td><td>100％（台数の割合）</td></tr>
</table>

分野	調達推進品目		調達基準	調達目標	備　考
			バージンパルプには適用しない。		⑱　ベッドフレーム及びマットレスを一体としてベッドを調達する場合については，それぞれの部分が調達基準を満たすこと。
		(11)マットレス	①　詰物に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち，ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については，次のいずれかの要件を満たすこと。 ア　ポリエステル繊維を使用した製品については，再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が，繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。 イ　植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが，繊維部分全体重量比で25%以上使用され ②　フェルトに使用される繊維は全て未利用繊維又は反毛繊維であること。 ③　材料からの遊離ホルムアルデヒドの放出量は75ppm以下であること。 **④　ウレタンフォームの発泡剤にフロン類が使用されていないこと。**	100%（枚数の割合）	⑲　木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には，林野庁作成の「木材・木材製品の合法性，持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。 ただし，平成18年4月１日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については，平成18年4月１日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月１日より前に契約を締結していることを記載した場合には，上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。
17 作業手袋	(1)作業手袋		①　次のいずれかの要件を満たすこと。 ア　使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち，ポリエステル繊維を使用した製品については，再生PET樹脂から得られるポリエステルが，製品全体（すべり止め塗布加工部分を除く。）重量比で50%以上使用されていること。 イ　ポストコンシューマ材料からなる繊維が，製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く）で50%以上使用されていること。	100%（枚数の割合）	①　「エコマーク」商品は，本項の調達基準に適合した物品とする。 ②　「再生PET樹脂」の説明は，制服・作業服と同じ。
18 その他繊維製品	テント・シート類	(1)集会用テント	①　使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち，ポリエステル繊維を使用した製品については，再生PET樹脂から得られるポリエステルが，繊維部分の全体重量比で10%以上使用されていること。	100%（点数の割合）	①　「エコマーク」商品は，本項の調達基準に適合した物品とする。 ②　「再生PET樹脂」の説明は，制服・作業服と同じ。 ③　再生ポリエチレン →　使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし，原料として同一工程内で再生利用されるものは除く）。 ④　「環境負荷低減効果が確認されたもの」の説明は，文具類と同じ。
		(2)ブルーシート	①　使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち，ポリエチレン繊維を使用した製品については，再生ポリエチレンが製品全体重量比で50%以上使用されていること。		
		(3)防球ネット	①　使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち，ポリエステル繊維，ポリエチレン繊維，又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については，次の要件を満たすこと。 A ポリエステル繊維を使用した製品については，次のいずれかの要件を満たすこと。 ア　再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が，繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし，繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は，再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が，繊維部分全体重量比で10%以上，かつ，ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 イ　再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が，繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること，かつ，製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 B　ポリエチレン繊維を使用した製品については，再生ポリエチレンが製品全体重量比で50%以上使用されていること。 C　植物を原料とする環境負荷低減効果が確認された合成繊維が製品全体重量比で25%以上使用されていること。		
		(4)旗 (5)のぼり (6)幕	①　使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち，ポリエステル繊維を使用した製品については，次のいずれかの要件を満たすこと。 ア　再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が，繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし，繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は，再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が，繊維部分全体重量比で10%以上，かつ，ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 イ　再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が，繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること，かつ，製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ②　植物を原料とする合成繊維を使用した製品については，植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが，繊維部分全体重量比で25%以上使用されている ○　製品の包装又は梱包は，可能な限り簡易であって，再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。		①　本項の判断の基準の対象とする「幕」とは、横断幕又は懸垂幕をいう。 ②　「再生PET樹脂」の説明は，制服・作業服と同じ。 ③　「繊維部分全体重量」の説明は，制服・作業服と同じ。 ④　植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は，「繊維部分全体重量」及び「再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維若しくは植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。
		(7)モップ	①　次のいずれかの要件を満たすこと。 ア　未利用繊維，リサイクル繊維，再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。		①　「繊維部分全体重量」の説明は，制服・作業服と同じ。 ②　「未利用繊維」の説明は，制服・作業服と同じ。

<table>
<tr><th>分野</th><th>調達推進品目</th><th>調達基準</th><th>調達目標</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>イ　未利用繊維，リサイクル繊維，再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること，かつ，製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。

○　製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</td><td></td><td>③　リサイクル繊維
→　反毛繊維等使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用した繊維をいう(ただし，原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

④　「反毛繊維」の説明は，制服・作業服と同じ。

⑤　「再生材料」の説明は，インテリア・寝装寝具類と同じ。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">19 設備</td><td>(1)太陽光発電システム
（公共・産業用）</td><td>①　太陽電池モジュールのセル実行変換効率が右欄の表に示された区分ごとの基準変換効率を下回らないこと。

②　太陽電池モジュール及び周辺機器について，表55（細25頁）に示された項目について，情報が開示され容易に確認できること。

③　発電電力量等が確認できるものであること。

④　太陽電池モジュールの出力については，公称最大出力の80%以上を最低10年間維持できるように設計・製造されていること。

⑤　パワーコンディショナについては，定格負荷効率の90%以上を5年以上の使用期間にわたり維持できるように設計・製造されていること。

⑥　太陽電池モジュールについては，エネルギーペイバックタイムが3年以内であること。</td><td rowspan="2">100%（点数の割合）</td><td>表 太陽電池モジュールのセル実効変換効率に係る基準
<table><tr><th>区　分</th><th>基準変換効率</th></tr><tr><td>シリコン単結晶系太陽電池</td><td>16.0%</td></tr><tr><td>シリコン多結晶系太陽電池</td><td>15.0%</td></tr><tr><td>シリコン薄膜系太陽電池</td><td>8.5%</td></tr><tr><td>化合物系太陽電池</td><td>12.0%</td></tr></table>
①　「設備」については，左欄の調達推進品目以外に別表2に掲げる品目についても調達に配慮するものとする。

②　調達基準の対象とする「太陽光発電システム」は，商用電源の代替として，10kW以上の太陽電池モジュールを使用した太陽光発電による電源供給ができる公共・産業用のシステムをいう。

③　調達基準の対象とする「太陽熱利用システム」は，給湯又は冷暖房用の熱エネルギーとして，太陽エネルギーを利用した公共・産業用のシステムをいう。

④　「太陽電池モジュールのセル実効変換効率」とは、JIS C 8960において定められた実効変換効率を基に、モジュール化後のセル実効変換効率をいい，次式により算出する。
セル実効変換効率＝モジュールの公称最大出力／（太陽電池セルの合計面積×放射照度）
太陽電池セルの合計面積＝1セルの全面積×1モジュールのセル数
放射照度＝1000W/㎡
1セルの全面積には，セル内の非発電部を含む。ただし，シリコン薄膜系，化合物系のセル全面積には集積部を含まない。

⑤　「定格負荷効率」「部分負荷効率」はJIS C 8961に準拠して算出するものとする。

⑥　「瞬時集熱効率」はJIS A 4112に準拠して算出するものとする。

⑦　太陽電池モジュールの設計適格性確認及び形式認定についてはJIS C 8990又はJIS C 8991に準拠するものとする。

⑧　調達を行う各機関は，次の事項に十分留意すること。
ア　発電量又は集熱量の適正な把握・管理のため，物品の調達時に確認した表55又は56（細25頁）の設置報告項目の情報を，当該設備を廃棄するまで管理・保管すること。
イ　調達にあたっては，発電又は集熱にかかる機器の設置条件・方法を十分勘案し，設置に当たっては架台の部分が過剰に大きくなることを避けること。
ウ　太陽光発電システムの導入にあたっては，太陽電池の特性を十分勘案した上で設置条件・方法を検討すること。なお，薄膜系太陽電池にあっては，設置事業者側に適切な設計体制が整っていること等，環境負荷低減効果を十分確認すること。</td></tr>
<tr><td>(2)太陽熱利用システム
（公共・産業用）</td><td>①　日射量が20,930kJ/(㎡・日)かつ集熱媒体平均温度から気温を差し引いた値が10Kである時，集熱量が8,372 kJ/(㎡・日)以上であること。

②　集熱器及び周辺機器について、表56（細25頁）に示された項目が，ウエブサイト等で容易に確認できること。</td></tr>
</table>

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備　考
				エ　太陽熱利用システムの導入にあたっては，現在の使用熱エネルギー量を十分考慮した設計を行うこと。 オ　調達にあたっては，設置事業者に設置要領の詳細の提出を求め，その内容を確認するとともに，当該設備の維持・管理に必要となる情報（製造事業者が有する情報を含む。）を，設置事業者を通じ把握すること。
	(3)節水機器	＜共通事項＞ ①　電気を使用しないこと。 ＜個別事項＞ ①　節水コマにあっては，次の要件を満たすこと。 ア　ハンドルを120°に開いた場合に，普通コマを組み込んだ場合に比べ20%を超え70%以下の吐水流量であること。 イ　ハンドルを全開にした場合に，普通コマを組み込んだ場合に比べ70%以上の吐水流量であること。 ②　定流量弁にあっては，水圧0.1MPa以上，0.7MPa以下の各水圧において，ハンドル開度全開の場合，適正吐水流量は5～8リットル/分であること。 ③　泡沫キャップにあっては，次の要件を満たすこと。 ア　水圧0.1MPa以上，0.7MPa以下の各水圧において，ハンドル（レバー）開度全開の場合，適正吐水流量が、泡沫キャップなしの同型水栓の80%以下であること。 イ　水圧0.1MPa、ハンドル（レバー）全開において5リットル/分以上の吐水流量であること。	100%（個数の割合）	⑨　本項の調達基準の対象とする「節水コマ」は，呼び径13㎜の水用単水栓に使用されるものであって，弁座パッキン固定用ナットなどを特殊な形状にするなどして，該当品に取り替えるだけで節水が図れるコマとする。 ⑩　節水コマの吐水流量の試験方法は，JIS B 2061（給水栓）の吐水流量試験に準ずるものとする。また，JIS B 2061で規定される「節水コマ機能を有した給水栓」に適合する節水機器は，判断の基準＜個別事項＞アを満たす。 ⑪　定流量弁 →　弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず，常に流量を一定に保持する調整弁をいう。なお，一般に流量設定が可変のものは流量調整弁，流量設定が固定式のものを定流量弁という。 ⑫　本項の調達基準の対象とする「定流量弁」は，手洗い，洗顔又は食器洗浄に用いるものであって，次の要件を満たすものとする。 ア　ある吐水量より多く吐水されないよう，該当品に取り替えるだけで節水が図れる弁であること。 イ　設置箇所以降で分岐を行わないこと。分岐の後に定流量弁を取り付けること。また，定流量弁1個は，水栓1個に対応すること。 ウ　水量的に用途に応じた設置ができるよう，用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。 ⑬　本項の調達基準の対象とする「泡沫キャップ」は，水流にエアを混入することにより，節水が図れるキャップとする
	(4)日射調整フィルム	①　遮蔽係数は0.7未満、かつ、可視光線透過率は10%以上であること。 ②　熱貫流率は5.9W/(㎡・K)未満であること。 ③　日射調整性能について、適切な耐候性が確認されていること。 ④　貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること。 ⑤　上記①から④について，ウエブサイト等により容易に確認できること，又は第三者により客観的な立場から審査されていること。 ⑥　フィルムの貼付について，適切な施工に関する情報開示がなされていること。	100%（面積の割合）	①　日射調整フィルム →　建築物の窓ガラスに貼付するフィルムであって，室内の冷房効果を高めるために日射遮蔽の機能を持ったフィルムをいう。 ②　遮蔽係数，可視光線透過率，熱貫流率の計測方法は，JIS A 5759による。 ③　判断の基準①において，可視光線透過率が70%以上の場合は，遮蔽係数は0.8未満とする。 ④　日射調整性能の「耐候性」の確認とは，JIS A 5759に規定された耐候性試験において1,000時間の試験を実施し，遮蔽係数の変化が判断の基準①に示されたものから±0.10の範囲であること。 ⑤　「貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること」とは，輻射熱を考慮した熱負荷計算システムにおけるシミュレーションで，冷房負荷低減効果が確認されていることをいう。 ⑥　調達を行う各機関にあっては，フィルムの貼付について，ガラスの熱割れ等を考慮し，「建築フィルム1・2級技能士」の技術資格を有する若しくはこれと同等と認められる技能を有する者による施工について検討すること。 ⑦　日射調整フィルムのうち，金属を使用しているフィルムについては，フィルム貼付により電波障害を伴う可能性があることに注意すること。
20 災害備蓄用	災害備蓄用　(1)ペットボトル飲	①　賞味期限が5年以上であること。	100%（本数	①　「エコマーク」商品は，本項の調達基準に適合した物品とする。

分野	調達推進品目		調達基準	調達目標	備　考
品	品(飲料水)	料水	② 製品及び梱包用外箱に，名称，原材料名，内容量，賞味期限，保存方法及び製造者名が記載されていること。	の割合)	② 本項の調達基準である「ペットボトル飲料水」は，災害用に長期保管する目的で調達するものとする。
	災害備蓄用品(食料)	(2)アルファ 化米 (3)乾パン (4)保存パン (5)缶詰	① 賞味期限が5年以上であること。 ② 製品及び梱包用外箱に，名称，原材料名，内容量，賞味期限，保存方法及び製造者名が記載されていること。	100%(個数の割合)	③ 調達基準②の原材料名については，梱包用外箱には適用しない。 ④ 個別の業務において使用する目的で購入した物品を防災用に利活用する場合は，災害備蓄用品の対象から除外することとする。
		(6)レトルト 食品	① 次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 賞味期限が5年以上であること。 イ 賞味期限が3年以上であって，容器，付属の食器及び発熱材等について回収し再利用される仕組みがあること。 ② **製品及び梱包用外箱に，名称，原材料名，内容量，賞味期限，保存方法及び製造者名が記載されていること。**		⑤ 調達を行う各機関は，次の事項に十分留意すること。 ア ペットボトル飲料水の調達に当たり，流通備蓄や災害発生時に自動販売機内の商品を無償提供できる「フリーベンド」機能を持った災害対策用自動販売機の利用を勘案すること。 イ 災害備蓄用品を調達するに当たり，当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し，備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに，継続的に更新していく仕組みを構築すること。 ウ 納入時点において当該製品の残存期限を長くする観点から，納入事業者に対し，可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう，納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。 **エ 災害備蓄用の飲料水は，長期にわたって備蓄・保管することから、当該製品の賞味期限内における品質・安全性等について事前に十分確認の上，調達を行うこと。**
		(7)栄養調整食品	① 賞味期限が3年以上であること。		
		(8)フリーズドライ食品	② 製品及び梱包用外箱に，名称，原材料名，内容量，賞味期限，保存方法及び製造者名が記載されていること。		
	災害備蓄用品(生活用品・資材)	(9)毛布	① 使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち，ポリエステル繊維を使用した製品については，次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が，繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし，繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は，再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が，繊維部分全体重量比で10%以上，かつ，ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 イ 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が，繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること，かつ，製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ○ 製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。	100%(枚数の割合)	⑥ 使用するボトル，ラベル・印刷，キャップ等の環境配慮設計については，PETボトルリサイクル推進協議会作成の「指定PETボトルの自主設計ガイドライン」を参考とすること。 ⑦ 本項の判断の基準の対象とする「缶詰」「アルファ化米」「保存パン」「乾パン」「レトルト食品等」「栄養調整食品」及び「フリーズドライ食品」は、災害備蓄用品として調達するものに限る。
		(10)作業手袋	① 次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち，ポリエステル繊維を使用した製品については，再生PET樹脂から得られるポリエステルが，製品全体(すべり止め塗布加工部分を除く。)重量比で50%以上使用されていること。 イ ポストコンシューマ材料からなる繊維が，製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く)で50%以上使用されていること。		
		(11)テント	① 使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち，ポリエステル繊維を使用した製品については，次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が，繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。 イ 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が，繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること，かつ，製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ○ 製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。	100%(点数の割合)	
		(12)ブルーシート	① 使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち，ポリエチレン繊維を使用した製品については，再生ポリエチレンが製品全体重量比で50%以上使用されていること。		
		(13)一次電池	① 一次電池にあっては，**表30(細14頁)**に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を下回らないこと。 ② 使用推奨期限が5年以上の製品仕様であること。	100%(個数の割合)	⑧ 「最小平均持続時間」は、JIS C 8515に規定する放電試験条件に準拠して測定するものとする。JIS C 8515で規定されるアルカリ乾電池に適合する一次電池は、調達基準①を満たす。
		(14)非常用携帯燃料	① 品質保持期限が5年以上であること。 ② 名称，原材料名，内容量，品質保証期限，保存方法及び製造者名が記載されていること。		⑨ 本項の判断の基準の対象とする「携帯発電機」は，発電機の定格出力が3kVA以下の発動発電機とする。
		(15)携帯発電機	① 次のいずれかの要件を満たすこと。 ア ガソリンエンジンを搭載する発電機(天然ガス又はLPガスを燃料として使用するものを含む。)にあっては，排出ガスが右欄の**表57－1(細25頁)**に示された排気量の区分ごとの基準値以下であること。		⑩ 騒音レベルの測定方法は「建設機械の騒音及び振動の測定値の測定方法(平成9年建設省告示第1527号)」による。 ⑪ 各機関が個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に

分野	調達推進品目		調達基準	調達目標	備　考
			イ　ディーゼルエンジンを搭載する発電機にあっては，排出ガスが右欄の**表57－2(細25頁)**に示された基準値以下であること。 ②　騒音レベルが98デシベル以下であること。 ③　連続運転可能時間が3時間以上であること。ただし，カセットボンベ型のものにあっては，1時間以上であること。		活用する場合は，災害備蓄用品の対象から除外することとする。 ⑫　各機関は，発電する電気の周波数に留意すること。
21 公共工事	(1)再生加熱アスファルト混合物		①　アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。 ②　各部局の公共工事の共通仕様書等で定める品質を満たしていること。 ③　工事現場から40km以内にあり，かつ搬送時間が片道1．5時間以内の場所にある再資源化施設から調達できること。	100％(体積の割合)	①　「公共工事」については，左欄の調達推進品目以外に別表1に掲げる資材，建設機械，工法及び目的物についても当該工事に要求される品質等を考慮した上で，調達に努めるものとする。また，調達に当たっては，可能な限り間伐材などの木材の利用に努めるものとする。 ②　本項の調達基準の対象とする「製材」，「集成材」，「合板」，「単板積層材」(以下「製材等」という。)及び「フローリング」は，建築の木工事において使用されるものとする。 ③　「製材等」及び「フローリング」の調達基準の②は，機能的又は需給上の制約がある場合とする。 ④　ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は，日本農林規格による。 ⑤　木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には，林野庁作成の「木材・木材製品の合法性，持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。ただし，平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については，平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には，上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。
	(2)再生骨材等		①　コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。 ②　各部局の公共工事の共通仕様書等で定める品質を満たしていること。 ③　工事現場から40km以内にある再資源化施設から調達できること。		
	製材等	(3)製材	①　間伐材，林地残材又は小径木であること。 ②　①以外の場合は，原料の原木は，伐採に当たって原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされた木材であること。		
		(4)集成材 (5)合板 (6)単板積層材	①　間伐材，合板・製材工場から発生する端材等の残材，林地残材又は小径木の体積比割合が　10％以上であり，かつ，それ以外の原料として使用される原木は，その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法な木材であること。 ②　①以外の場合は，原料の原木は，伐採に当たって原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされた木材であること。 ③　居室の内装材にあっては，ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0．3㎎／ﾘｯﾄﾙ以下かつ最大値で0．4㎎／ﾘｯﾄﾙ以下であること。		
	(7)フローリング		①　間伐材，合板・製材工場から発生する端材等の残材，林地残材又は小径木等を使用していること，かつ，それ以外の原料の原木は，伐採に当たって原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされた木材であること。 ②　①以外の場合は，原料の原木は，伐採に当たって原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされた木材であること。 ③　居室の内装材にあっては，ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0．3㎎／ﾘｯﾄﾙ以下かつ最大値で0．4㎎／ﾘｯﾄﾙ以下であること。		
	再生木質ボード	(8)パーティクルボード (9)繊維板 (10)木質系セメント板	①　合板・製材工場から発生する端材等の残材，建築解体木材，使用済梱包材，製紙未利用低質チップ，林地残材・かん木・小径木(間伐材を含む。)等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配合割合が50％以上であること。(この場合，再生資材全体に占める体積比配合率が20％以下の接着剤，混和剤等(パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤，木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの)を計上せずに，重量比配合率を計算することができるものとする。) ②　合板・製材工場から発生する端材等の残材，建築解体木材，使用済梱包材，製紙未利用低質チップ，林地残材・かん木及び小径木(間伐材を含む)等の再生資源以外の木質材料にあっては，原料として使用される原木は，その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法な木材であること。 ③　居室の内装材にあっては，ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0．3mg／ﾘｯﾄﾙ以下かつ最大値で0．4mg／ﾘｯﾄﾙ以下であること。		⑥　「パーティクルボード」及び「繊維板」については、調達基準③について、JIS A 5908及びA 5905で規定されるF☆☆☆☆等級に適合する資材は，本基準を満たす。
22 役務	庁舎管理等	(1)庁舎管理	①　庁舎管理において使用する物品が調達推進品目に該当する場合は，調達基準を満たしている物品が使用されていること。	100％(契約件数の割合)	①　「役務」については，左欄の調達推進品目以外に別表2に掲げる品目についても調達に配慮するものとする。

分野	調達推進品目		調達基準	調達目標	備　考
			②　定められた時刻において，常時施設の運転・監視及び日常点検・保守等の業務にあたる管理形態（以下「常駐管理」という。）にあっては，当該施設において実施すべき，次のAからCに関する措置等を選定するとともに，当該措置等に関連する設備・機器等の運転条件，計測頻度，保守・点検頻度，方法等の管理基準を定め，実施されるものであること。 A　温湿度の適切な設定及び管理がなされていること。 B　照明効率を維持するための措置が講じられていること。 C　空気調和設備，熱源設備のエネルギー効率を維持するための措置が講じられていること D　受変電設備，制御設備及び給排水衛生設備等について，適切な管理及び措置が講じられていること。 ③　常駐管理にあっては，②で定めた措置等の実施状況の他，エネルギーの使用量，水の使用量及び廃棄物の排出量について施設管理者に毎月報告するとともに，エネルギーの使用量，水の使用量又は廃棄物の排出量が，前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は，施設管理者に次の提案が行われるものであること。 A　エネルギー使用量が増加した場合は，その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な省エネルギー対策（施設利用者と連携して行う省エネルギー対策を含む）。 B　水の使用量が増加した場合は，その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な節水対策（施設利用者と連携して行う節水対策を含む。）。 C　廃棄物の排出量が増加した場合は，その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な廃棄物排出抑制対策，省資源対策（施設利用者と連携して行う廃棄物排出抑制対策，省資源対策を含む。）。 ④　常駐管理以外にあっては，空気調和設備，照明設備，熱源設備，受変電設備，制御設備，給排水衛生設備等の稼働状況を集計し，前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は，その原因及び対応方策について提案が行われるものであること。 **⑤　庁舎管理に空気調和設備，熱源設備の維持管理を含む場合にあっては，冷媒として用いられるフロン類の漏えいの防止のための適切な措置が講じられていること。**		②　庁舎管理に係る調達基準②及び③については，役務の対象となる業務の範囲に当該基準に関連する内容が含まれる場合に適用するものとする。 ③　庁舎管理に係る調達基準②の施設において実施すべき措置等は，当該施設の設備・機器等の利用状況を勘案し，施設管理者と協議の上，**表58（細26頁～27頁）**を参考として選定するものとする。 ④　「施設利用者」とは，入居者又は来庁者をいう。 ⑤　庁舎管理に係る調達基準②及び③については，施設の改修，大規模な設備・機器の更新・導入等の措置・対策は含まれないものとする。
		(2)植栽管理	①　植栽管理において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は，調達基準を満たしている物品が使用されていること。 ②　病害虫予防として適切な剪定や刈込みを行って通風をよくし，日照等を確保するとともに，適切な防除手段を用いて，害虫や雑草の密度を低いレベルに維持する総合的病害虫・雑草管理を行う体制が確保されていること。 ③　農薬の使用の回数及び量の削減に努めているとともに，農薬取締法に基づいて登録された適正な農薬を，ラベルに記載されている使用方法（使用回数，使用量，使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って，適正かつ効果的に使用されるものであること。		①　本項の調達基準の対象とする「植栽管理」とは，庁舎周辺等の植栽地及び屋上緑化等の管理とする。 ②　植栽管理に係る調達基準②の「総合的病害虫・雑草管理を行う体制」とは，発生状況等の調査，被害の早期発見，剪定や捕殺などの物理的防除も含めた防除方法の選択等，経済性を考慮しつつ健康と環境への負荷の軽減を総合的に高じる体制をいう。 ③　植栽管理に係る調達基準②及び③については，農薬の使用に係る施設管理者や周辺地域への情報提供，農薬の飛散防止，適正使用の記録の保持等，「住宅地等における農薬使用について（平成19年1月31日付18消安第11607号環水大土発第070131001号農林水産省消費・安全局長，環境省水・大気環境局長連名通知）」に準拠したものであること。
		(3)清掃	①　清掃において使用する物品が調達推進品目に該当する場合は，調達基準を満たしている物品が使用されていること。 ②　洗面所の手洗い洗剤として石けん液又は石けんを使用する場合には，資源有効利用の観点から，廃油又は動植物油脂を原料とした石けん液又は石けんが使用されていること。 ③　ごみの収集は，資源ごみ（紙類，缶，びん，ペットボトル等），生ごみ，可燃ごみ，不燃ごみを分別し，適切に回収が実施されていること。 ④　清掃に使用する床維持剤(ワックス）等の揮発性有機化合物の含有量が指針値以下であること。 ⑤　環境負荷低減に視する技術を有する適正な事業者であり，清掃方法等について，より環境負荷低減が図られる具体的提案が行われていること。 ⑥　資源ごみのうち，紙類については，古紙のリサイクルに配慮した分別・回収が実施されてい		①　清掃における調達基準④の揮発性有機化合物の指針値については，厚生労働省の定める室内濃度指針値に基づくものとする。

分野	調達推進品目		調達基準	調達目標	備　考
			ること。また，分別が不徹底であった場合や排出量が前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は，施設管理者と協力して改善案の提示がなされること。		
		(4)害虫防除	①　害虫防除において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は，調達基準を満たしている物品が使用されていること。 ②　殺そ剤及び殺虫剤の乱用を避け，生息状況等の調査を重視した総合的な防除措置が講じられていること。 ③　害虫等の発生・侵入を防止するための措置が講じられていること。 ④　防除作業にあたり，事前計画や目標が設定されていること。また，防除作業後に，効果判定（確認調査，防除の有効性評価等）が行われていること。 ⑤　殺そ剤及び殺虫剤の使用にあたっては，薬事法上の製造販売の承認を得た医薬品又は医薬部外品を使用し，使用回数・使用量・使用濃度等，適正かつ効果的に行われていること。		①　本項の調達基準の対象とする「害虫防除」は，建築物における衛生的環境の確保に関する法律を基本に，庁舎等のねずみ・昆虫，外来生物等その他人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物等の防除とする。
		(5) 機密文書処理	①　当該施設において排出される紙の種類や量を考慮し，施設の状況に応じた分別方法及び処理方法の提案がなされ，製紙原料として適切な回収が実施されること。 ②　機密文書の処理にあたっては，排出・一時保管，回収，運搬，処理の各段階において，機密漏洩に対する適切な対策を講じたうえで，製紙原料としての利用が可能となるよう次の事項を満たすこと。 ア　古紙再生の阻害となるものを除去する設備や体制が整っていること。 イ　直接溶解処理にあたっては，異物除去システムが導入された設備において処理されること。 ウ　破砕処理にあたっては，可能な限り紙の繊維が保持される処理が行われること。 ③　適正処理が行われたことを示す機密処理完了証明書を発注者に提示できること。		①　調達を行う各機関は，廃棄書類の排出にあたって機密の度合や必要性を考慮し，可能な限り機密文書として排出する量の削減に努めること。 ②　調達を行う各機関は，次の事項に十分留意すること。 ア　調達基準②の破砕処理の発注にあたっては，裁断紙片の大きさについて確認を行うこと（古紙の再生においては，裁断した紙片が望まれる機密性の範囲において，より大きい方が望ましい。事業者による裁断紙片サイズの目安は10㎜×50㎜以上）。 イ　庁舎等内におけるｼｭﾚｯﾀﾞｰ処理は，一般的に古紙原料としての利用適性が低下することから，機密の度合いや必要性を考慮して行うこと。ｼｭﾚｯﾀﾞｰ屑は廃棄・焼却せず，紙の種類に応じて適切に製紙原料として使用されるよう，古紙回収業や機密文書処理業者に回収・処理を依頼するよう努めること（古紙として再生に適した紙幅の目安は5㎜以上）。 ③　調達基準③の「機密処理完了証明書」とは，回収された機密文書が機密抹消処理後に製紙原料として使用されたことを証明する書類をいう。なお，この証明書は溶解，破砕などの処理を事業者に委託した場合に提示されるものであり，調達を行う各機関内でｼｭﾚｯﾀﾞｰ処理を行ったｼｭﾚｯﾀﾞｰ屑についてはこの限りではない。
	旅客輸送（自動車）	(6)旅客輸送	①　エネルギーの使用の実態，エネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。 ②　エコドライブを推進するための措置が講じられていること。 ③　エネルギー効率を維持するなど環境の保全のため車両の点検・整備を実施していること。 ④　旅客輸送効率の向上のための措置又は空車走行距離の削減のための措置が講じられていること。 ⑤　上記①については，使用実態，取組効果の数値が，上記②から④については，実施の状況がウェブをはじめ環境報告書等により公表され，容易に確認できること，又は第三者により客観的な立場から審査されていること。		①　「ｴｺﾄﾞﾗｲﾌﾞ」とは，ｴｺﾄﾞﾗｲﾌﾞ普及連絡会作成「ｴｺﾄﾞﾗｲﾌﾞ10のすすめ」（平成24年10月）に基づく運転をいう。 ②　調達基準②の「エコドライブを推進するための措置」とは，次の要件をすべて満たすことをいう。 ア　エコドライブについて運転者への周知がなされていること。 イ　エコドライブに係る管理責任者の設置，マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む），エコドライブの推進体制を整備していること。 ウ　エコドライブに係る教育・研修等を実施していること。 エ　運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し，エネルギーの使用の管理を行っていること。 ③　調達基準③の「車両の点検・整備」とは，日常点検，定期点検の実施等道路運送車両法等において規定されている事項を遵守するほか，車両のｴﾈﾙｷﾞｰ効率を維持する等環境の保全を目的に，**表59(細28頁)**に示した点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め，実施していることをいう。 ④　調達基準④の「旅客輸送効率の向上のための措置」及び「空車走行距離の削減のための措置」とは，次の要件を満たすことをいう。 ア　エネルギーの使用に関して効率的な旅客輸送経路を事前に選択し，

分野	調達推進品目		調達基準	調達目標	備　考
					運転者に周知していること。 イ　輸送人数，地域の特性に応じた適正車種の選択をしていること。一般乗用旅客自動車にあっては次の要件ウを満たすことをいう。 ウ　配車に無線を導入していること，あるいは他の通信・情報機器等を利用し運転者との連絡が取れる体制を有していること。
	照明機能提供業務	(7)蛍光灯機能提供業務	①　次の要件を満たす機能提供型サービス（サービサイジング）であること。 ア　使用目的に不都合がなく器具に適合する場合，蛍光ランプに係る調達基準（10 照明 ランプ参照）を満たす蛍光灯が使用されていること。 イ　回収した蛍光灯のうち成型品で回収されたものについては再資源化率が95%以上であること。 ウ　蛍光灯の適正処理終了を示す証明書を発行し，顧客に提示できること。		①　本項の調達基準の「機能提供型サービス（サービサイジング）」とは，蛍光灯の所有権を業務提供者から移さず機能のみを提供し，輸送・回収・廃棄にかかる責任を業務提供者が負う役務をいう。 ②　調達基準③の「蛍光灯の適正処理終了を示す証明書」は，電子ﾏﾆﾌｪｽﾄやITを活用したﾏﾆﾌｪｽﾄ管理ｼｽﾃﾑなど証明書に準ずるものでも可能とする。
	小売業務	(8)庁舎等において営業を行う小売業務	①　庁舎又は敷地内において委託契約等によって営業を行う小売業務の店舗にあっては，容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために，次のいずれかの要件を満たすこと。 A　容器包装の過剰な使用を抑制するための独自の取組が行われていること。 B　消費者の容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための独自の取組が行われていること。		①　使用許可により「庁舎等において営業を行う小売業務」は本項の調達基準の対象には含めない。 ②　調達基準①の独自の取組とは，薄肉化又は軽量化された容器包装を使用すること，商品に応じて適正な寸法の容器包装を使用することその他の小売業者自らが容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組む措置をいう。 ③　調達基準②の独自の取組とは，商品の販売に際して消費者に容器包装を有償で提供すること，消費者に対し繰り返し使用が可能な買物袋等を提供すること，容器包装の使用に関する意思を消費者に確認することその他の消費者による容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組む措置をいう。
	(9)クリーニング		①　ドレンの回収及び再利用により、省エネルギー及び水資源節約等の環境負荷低減が図られていること。 ②　エコドライブを推進するための措置が講じられていること。 ③　ハンガーの回収及び再使用等の仕組みが構築されていること。		①　本項の判断の基準の対象とする「クリーニング」は，クリーニング業法（昭和25年法律第207号）に定めるクリーニング業をいう。 ②　「ドレン」とは、蒸発してできた蒸気（飽和蒸気）が放熱や熱の利用により凝縮水へ状態変化したものをいう。 ③　「ハンガーの回収及び再使用等の仕組みが構築されていること」とは，次の要件を満たすことをいう。 ア　回収が適切に行われるよう，ユーザに対し回収に関する情報（回収方法，回収窓口等）が表示又は提供されていること。 イ　回収されたハンガーを洗浄し，再使用すること。 ウ　回収されたプラスチックハンガーについて，再使用できない場合にあっては可能な限りマテリアルリサイクルをすること。 ④　「低燃費・低公害車」とは，本基本方針に示した「11－1　自動車」を対象とする。
	(10)飲料自動販売機設置		①　エネルギー消費効率が**表60－1(細29頁)**に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 ②　**冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。** ③　**表60－2(細29頁)**に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。また，環境配慮設計の実施状況については，その内容がウェブサイト，環境報告書等により公表され，容易に確認できること。 ④　特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また，当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 ⑤　使用済自動販売機の回収リサイクルシステムがあり，リサイクルされない部分については適正処理されるシステムがあること。		①　本項の調達基準の対象となる「飲料自動販売機設置」は，缶・ボトル飲料自動販売機，紙容器飲料自動販売機及びカップ式飲料自動販売機を設置する場合をいう。ただし，次のいずれかに該当するものを設置する場合は，これに含まれないものとする。 ア　商品を常温又は常温に近い温度のみで保存する収容スペースをもつもの イ　台の上に載せて使用する小型の卓上型のもの ウ　車両等特定の場所で使用することを目的とするもの エ　電子冷却（ペルチェ冷却等）により，飲料（原料）を冷却しているもの ②　本項の判断の基準は，設置に係る契約等の期間中又は契約更新等の場合で機器の入替えが発生しない場合には適用しないものとする。 ③　調達基準①については，災害対応自動販売機，ユニバーサルデザイン自動販売機及び社会貢献型自動販売機のうち，当該機能を有することにより，消費電力量の増加するものについては適用しないものとする。 ④　「フロン類」の説明は，家電製品と同じ。

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備　考
				⑤　調達基準②において使用できる冷媒は，二酸化炭素，炭化水素及びハイドロフルオロオレフィン（HFO1234yf）等 ⑥　調達基準②の冷媒については，紙容器飲料自動販売機又はカップ式飲料自動販売機には適用しないものとする。ただし，オゾン層を破壊する物質は使用されていないこと，かつ，可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていることとする。 ⑦　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比で示した数値をいう。 ⑧　「特定の化学物質」の説明は，画像機器等と同じ。 ⑨　「特定の化学物質の含有率基準値」の説明は，画像機器等と同じ。 ⑩　「エネルギー消費効率基準達成率」とは，調達基準①で算出した当該製品の基準エネルギー消費効率をエネルギー消費効率で除した数値を百分率（小数点以下を切り捨て）で表したものとする。 ⑪　調達を行う各機関は，次の事項に十分留意すること。 ア　利用人数、販売量等を十分勘案し，必要な台数，適切な大きさの自動販売機を設置すること。 イ　設置場所（屋内・屋外，日向・日陰等）によって，エネルギー消費等の環境負荷が異なることから，可能な限り環境負荷の低い場所に設置するよう検討すること。 ウ　マイカップ対応型自動販売機の設置に当たっては，設置場所及び周辺の清掃・衛生面の確認を行い，購入者への注意喚起を実施するとともに，衛生面における問題が生じた場合の責任の所在の明確化を図ること。
	(11) 引越輸送	①　梱包及び養生に使用する物品が特定調達品目に該当する場合は，判断の基準を満たしている物品が使用されていること。 ②　反復利用可能な梱包用資材及び養生用資材が使用されていること。 ③　引越終了後に梱包用資材の回収が実施されていること。 ④　自動車による輸送を伴う場合には、次の要件を満たすこと。 ア　エネルギーの使用の実態及びエネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。 イ　エコドライブを推進するための措置が講じられていること。 ウ　大気汚染物質の排出削減，エネルギー効率を維持する等の環境の保全の観点から車両の点検・整備が実施されていること。		①　本項の調達基準の対象とする「引越輸送」とは，庁舎移転等（庁舎・ビル間移転，庁舎・ビル内移動，フロア内移動を含む。）に伴う什器，物品，書類等の引越輸送業務及びこれに附帯する梱包・開梱，配置，養生等の役務をいう。ただし，美術品，精密機器，動植物等の特殊な梱包及び運送，管理等が必要となる品目は除く。 ②　調達基準③は，段ボール等紙製の梱包用資材が業務提供者によって提供される場合に適用し，発注者の求めに応じて回収を実施する。ただし，あらかじめ回収期限及び回数を定めるものとする。 ③　調達基準④は，引越輸送の元請か下請かを問わず，自動車による輸送を行う者に適用する。 ④　調達基準④ウの「車両の点検・整備」とは，日常点検，定期点検の実施等道路運送車両法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等環境の保全を目的に、表64(30頁)に示した点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施していることをいう。 ⑤　調達を行う各機関は，次の事項に十分留意すること。 ア　引越に伴い発生する廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を第三者に依頼する場合には，一般廃棄物については市町村又は一般廃棄物処理業者（廃棄物処理法施行規則第2条第1項及び第2条の3第1項に該当するものを含む）に，産業廃棄物については産業廃棄物処理業者（同法施行規則第9条第1項及び第10条の3第1項に該当するものを含む）にそれぞれ収集若しくは運搬又は処分を委託する必要がある。なお，一般廃棄物の収集又は運搬については委任状を交付した上で引越事業者に依頼することも可能である。

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備　考
				イ　引越輸送業務と併せて廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を委託する場合には，委託基準に従う必要があり，産業廃棄物については，収集又は運搬を委託する産業廃棄物収集運搬業者及び処分を委託する産業廃棄物処分業者とあらかじめ契約し，運搬先である産業廃棄物処理施設の所在地及び処分方法を確認するとともに，最終処分される場合には最終処分場の所在地の確認が必要である。また一般廃棄物についても，産業廃棄物に準じた確認を行うことが望ましい。 ウ　廃棄物の引渡しにおいて，産業廃棄物については，引渡しと同時に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し，運搬及び処分の終了後に処理業者からその旨を記載した産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しの送付を受け，委託内容どおりに運搬，処分されたことを確認する必要がある。また一般廃棄物についても，産業廃棄物に準じた確認を行うことが望ましい。
	(12) 会議運営	①　委託契約等により会議の運営を含む業務の実施に当たって，次の項目に該当する場合は，該当する項目に掲げられた要件を満たすこと。 ア　紙の資料を配付する場合は，適正部数の印刷，両面印刷等により，紙の使用量の削減が図られていること。また，紙の資料として配付される用紙が特定調達品目に該当する場合は，当該品目に係る判断の基準を満たすこと。 イ　ポスター，チラシ，パンフレット等の印刷物を印刷する場合は，印刷に係る判断の基準を満たすこと。 ○　紙の資料，印刷物等の残部のうち，不要なものについては，リサイクルを行うこと。 ○　飲料等が提供される場合には，容器包装等の返却・回収が行われていること。また，可能な限り，容器包装の再使用を行うこと。 ○　自動車等により資機材の搬送，参加者の送迎等を行う場合は，可能な限り低燃費・低公害車が使用されていること。また，エコドライブに努めていること。 ○　会議の参加者に対し，公共交通機関の利用，クールビズ，ウォームビズの奨励等の環境負荷低減に資する取組に関する情報提供がなされていること。 ○　資機材の搬送に使用する梱包用資材については，可能な限り簡易であって，再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。		

別表１

○公共工事に係る一定の環境負荷低減効果が認められる資材・建設機械・工法・目的物

<table>
<tr><th>分類</th><th colspan="2">品目名</th><th>調達基準</th></tr>
<tr><td rowspan="30">資材</td><td rowspan="3">盛土材等</td><td>土工用水砕スラグ</td><td>①天然砂（海砂，山砂），天然砂利，砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉水砕スラグが使用された土工用材料であること。</td></tr>
<tr><td>銅スラグを用いたケーソン中詰め材</td><td>①ケーソン中詰め材として，天然砂（海砂，山砂），天然砂利，砕砂若しくは砕石の一部又は 全部を代替して使用することができる銅スラグであること。</td></tr>
<tr><td>フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材</td><td>①ケーソン中詰め材として，天然砂（海砂，山砂），天然砂利，砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用することができるフェロニッケルスラグであること。</td></tr>
<tr><td>地盤改良材</td><td>地盤改良用製鋼スラグ</td><td>①サンドコンパクションパイル工法において，天然砂（海砂，山砂）の全部を代替して使用することができる製鋼スラグであること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">アスファルト混合物</td><td>鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物※1</td><td>①加熱アスファルト混合物の骨材として，道路用鉄鋼スラグが使用されていること。</td></tr>
<tr><td>中温化アスファルト混合物</td><td>①加熱アスファルト混合物において，調整剤を添加することにより必要な品質を確保しつつ製造時の加熱温度を30℃程度低減させて製造されるアスファルト混合物であること。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">コンクリート用スラグ骨材</td><td>高炉スラグ骨材※2</td><td>①天然砂（海砂，山砂），天然砂利，砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉スラグが使用された骨材であること。</td></tr>
<tr><td>フェロニッケルスラグ骨材※3</td><td>①天然砂（海砂，山砂），天然砂利，砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できるフェロニッケルスラグが使用された骨材であること。</td></tr>
<tr><td>銅スラグ骨材※4</td><td>①天然砂（海砂，山砂），天然砂利，砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる銅スラグ骨材が使用された骨材であること。</td></tr>
<tr><td>電気炉酸化スラグ骨材※5</td><td>①天然砂（海砂，山砂），天然砂利，砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる電気炉酸化スラグ骨材が使用された骨材であること。</td></tr>
<tr><td>路盤材</td><td>鉄鋼スラグ混入路盤材※6</td><td>①路盤材として，道路用鉄鋼スラグが使用されていること。</td></tr>
<tr><td>小径丸太材</td><td>間伐材</td><td>①間伐材であって，有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">混合セメント</td><td>高炉セメント※7</td><td>①高炉セメントであって，原料に３０％を超える分量の高炉スラグが使用されていること。</td></tr>
<tr><td>フライアッシュセメント※8</td><td>①フライアッシュセメントであって，原料に１０％を超える分量のフライアッシュが使用されていること。</td></tr>
<tr><td>セメント</td><td>エコセメント※9</td><td>①都市ごみ焼却灰等を主原料とするセメントであって，製品１トンにつきこれらの廃棄物が乾燥ベースで500kg以上使用されていること。</td></tr>
<tr><td>コンクリート及びコンクリート製品</td><td>透水性コンクリート※10</td><td>①透水係数１×１０の－２乗ｃｍ／ｓｅｃ以上であること。</td></tr>
<tr><td>鉄鋼スラグ水和固化体</td><td>鉄鋼スラグブロック</td><td>①骨材のうち別表に示された製鋼スラグを重量比で50%以上使用していること。かつ，結合材に高炉スラグ微粉末を使用していること。
別表
<table><tr><th>種　　類</th></tr><tr><td>転炉スラグ（銑鉄予備処理スラグを含む</td></tr><tr><td>電気炉酸化スラグ</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>吹付けコンクリート</td><td>フライアッシュを用いた吹付けコンクリート</td><td>①吹付けコンクリートであって，１ｍ³当たり100kg以上のフライアッシュが混和剤として使用されていること。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">塗料</td><td>下塗用塗料（重防食）</td><td>①鉛又はクロムを含む顔料が配合されていないこと。</td></tr>
<tr><td>低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料</td><td>①水性型の路面標示用塗料であって，揮発性有機溶剤（ＶＯＣ）の含有率（塗料総質量に対する揮発性溶剤の質量の割合）が５％以下であること。</td></tr>
<tr><td>高日射反射率塗料※11</td><td>①近赤外波長域日射反射率が表に示す数値以上であること。
②近赤外波長域の日射反射率保持率の平均が80%以上であること。</td></tr>
<tr><td>高日射反射率防水※12</td><td>①近赤外域における日射反射率が50.0%以上であること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">舗装材</td><td>再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）</td><td>①原料に再生材料（下表の左欄に掲げるものを原料として，同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）を用い，焼成されたものであること。
②再生材料が原材料の重量比で２０％以上（複数の材料が使用されている場合は，それらの材料の合計）使用されていること。ただし，再生材料の重量の算定において，通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。
③土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）の規定に従い，製品を2㎜以下に粉砕したものにおいて，重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。

表
<table><tr><th>再生材料の原料となるものの分類区分</th><th>前処理方法</th></tr><tr><td>採石及び窯業廃土
無機珪砂（キラ）
鉄鋼スラグ
非鉄スラグ
鋳物砂
陶磁器屑
石炭灰
建材廃材
廃ガラス
製紙スラッジ
アルミスラッジ
磨き砂汚泥
石材屑</td><td>前処理方法によらず対象</td></tr><tr><td>都市ごみ焼却灰</td><td>溶融スラグ化</td></tr><tr><td>下水道汚泥</td><td>焼却灰化又は溶融スラグ化</td></tr><tr><td>上水道汚泥
湖沼等の汚泥</td><td>前処理方法によらず対象</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）</td><td>①原料に再生材料（下表の左欄に掲げるものを原料として，同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの）が用いられたものであること。
②再生材料が原材料の重量比で２０％以上（複数の材料が使用されている場合は，それらの材料の合計）使用されていること。なお，透水性確保のために，粗骨材の混入率を上</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>げる必要がある場合は，再生材料が原材料の重量比15%以上使用されていること。ただし，再生材料の重量の算定において，通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。
③再生材料における重金属等有毒物質の含有及び溶出について問題がないこと。

表
<table><tr><th>再生材料の減量となるものの分類区分</th><th>前処理方法</th></tr><tr><td>都市ゴミ焼却灰</td><td rowspan="2">溶融スラグ化</td></tr><tr><td>下水道汚泥</td></tr></table></td></tr>
<tr><td></td><td>園芸資材</td><td>バークたい肥</td><td>①以下の基準を満たすこと。
・有機物の含有率（乾物）　７０%以上
・炭素窒素比〔Ｃ／Ｎ比〕　３５以下
・陽イオン交換容量〔ＣＥＣ〕（乾物）　７０ｍｅｑ／１００ｇ以上
・ｐＨ　５．５～７．５
・水分　５５～６５%
・幼植物試験の結果　生育阻害その他異常が認められない
・窒素全量〔Ｎ〕（現物）　０．５%以上
・りん酸全量〔P_2O_5〕（現物）　０．２%以上
・加里全量〔K_2O〕（現物）　０．１%以上</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）※13</td><td>①製品に含まれる有害化学物質の含有量（割合）が下記の数値以下であること。
ひ素　０．００５%
カドミウム　０．０００５%
水銀　０．０００２%
ニッケル　０．０３%
クロム　０．０５%
鉛　０．０１%
②その他の制限事項
ア．金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和４８年総理府令第５号）の別表第一の基準に適合する原料が使用されたものであること。
イ．植害試験の調査を受け害が認められないものであること。
ウ．有機物の含有率（乾物）　３５%以上
エ．炭素窒素比〔Ｃ／Ｎ比〕　２０以下
オ．ｐＨ　８．５以下
カ．水分　５０%以下
キ．窒素全量〔Ｎ〕（現物）　０．８%以上
ク．りん酸全量〔P_2O_5〕（現物）　１．０%以上
ケ．アルカリ分（現物）　１５%以下（ただし，土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。）</td></tr>
<tr><td></td><td>道路照明</td><td>環境配慮型道路照明</td><td>①高圧ナトリウムランプを用いた道路照明施設であって，水銀ランプを用いた照明施設と比較して電力消費量が４５%以上削減されているものであること。</td></tr>
<tr><td></td><td>中央分離帯ブロック</td><td>再生プラスチック製中央分離帯ブロック※14</td><td>①再生プラスチックが原材料の重量比で７０%以上使用されていること。</td></tr>
<tr><td></td><td>タイル</td><td>陶磁器質タイル</td><td>①原料に再生材料（下表の左欄に掲げるものを原料として，同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）が用いられているものであること。
②再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は，それらの材料の合計）使用されていること。ただし，再生材料の重量の算定において，通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。
③土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）の規定に従い，製品を2㎜以下に粉砕したものにおいて，重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。
表
<table><tr><th>再生材料の原料となるものの分類区分</th><th>前処理方法</th></tr><tr><td>採石及び窯業廃土
無機珪砂（キラ）
鉄鋼スラグ
非鉄スラグ
鋳物砂
陶磁器屑
石炭灰
廃プラスチック
建材廃材
廃ゴム
廃ガラス
製紙スラッジ
アルミスラッジ
磨き砂汚泥
石材屑</td><td>前処理方法によらず対象</td></tr><tr><td>都市ごみ焼却灰</td><td>溶融スラグ化</td></tr><tr><td>下水道汚泥</td><td>焼却灰化または溶融スラグ化</td></tr><tr><td>上水道汚泥
湖沼等の汚泥</td><td>前処理方法によらず対象</td></tr></table></td></tr>
<tr><td></td><td>建具</td><td>断熱サッシ・ドア</td><td>①建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具であって，次のいずれかに該当すること。
・複層ガラスを用いたサッシであること。
・二重サッシであること。
・断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置が講じられたドアであること。</td></tr>
<tr><td></td><td>断熱材</td><td>断熱材</td><td>①建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するものであって，次の要件を満たすものとする。
(ｱ) フロン類が使用されていないこと。
(ｲ)再生資源を使用している又は使用後に再生資源として使用できること。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>分類</th><th colspan="2">品目名</th><th>調達基準</th></tr>
<tr><td></td><td>照明機器</td><td>照明制御システム</td><td>①連続調光可能なＨｆ蛍光灯器具，LED照明器具及びそれらの蛍光灯器具を制御する照明制御装置からなるもので，初期照度補正制御及び外光（昼光）利用制御の機能を有していること。</td></tr>
<tr><td></td><td>変圧器</td><td>変圧器※15</td><td>①エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した値を上回らないこと。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>表　変圧器に係る基準エネルギー消費効率の算定式
<table>
<tr><th colspan="4">区　　分</th><th rowspan="2">基準エネルギー
消費効率の算定式</th></tr>
<tr><th>変圧器の種別</th><th>相数</th><th>定格周波数</th><th>定格容量</th></tr>
<tr><td rowspan="8">油入変圧器</td><td rowspan="3">単相</td><td>５０Ｈｚ</td><td></td><td>Ｅ＝１１．２Ｓ$^{0.732}$</td></tr>
<tr><td>６０Ｈｚ</td><td></td><td>Ｅ＝１１．１Ｓ$^{0.725}$</td></tr>
<tr><td rowspan="4">三相</td><td rowspan="2">５０Ｈｚ</td><td>５００ｋＶＡ以下</td><td>Ｅ＝１６．６Ｓ$^{0.696}$</td></tr>
<tr><td>５００ｋＶＡ超</td><td>Ｅ＝１１．１Ｓ$^{0.809}$</td></tr>
<tr><td rowspan="2">６０Ｈｚ</td><td>５００ｋＶＡ以下</td><td>Ｅ＝１７．３Ｓ$^{0.678}$</td></tr>
<tr><td>５００ｋＶＡ超</td><td>Ｅ＝１１．７Ｓ$^{0.790}$</td></tr>
<tr><td rowspan="6">モールド変圧器</td><td rowspan="2">単相</td><td>５０Ｈｚ</td><td></td><td>Ｅ＝１６．９Ｓ$^{0.674}$</td></tr>
<tr><td>６０Ｈｚ</td><td></td><td>Ｅ＝１５．２Ｓ$^{0.691}$</td></tr>
<tr><td rowspan="4">三相</td><td rowspan="2">５０Ｈｚ</td><td>５００ｋＶＡ以下</td><td>Ｅ＝２３．９Ｓ$^{0.659}$</td></tr>
<tr><td>５００ｋＶＡ超</td><td>Ｅ＝２２．７Ｓ$^{0.718}$</td></tr>
<tr><td rowspan="2">６０Ｈｚ</td><td>５００ｋＶＡ以下</td><td>Ｅ＝２２．３Ｓ$^{0.674}$</td></tr>
<tr><td>５００ｋＶＡ超</td><td>Ｅ＝１９．４Ｓ$^{0.737}$</td></tr>
</table>
（備考）１　「油入変圧器」とは，絶縁材料として絶縁油が使用されるものをいう。
２　「モールド変圧器」とは，樹脂製の絶縁材料が使用されるものをいう。
３　Ｅ及びＳは，次の数値を表すものとする。
Ｅ：基準エネルギー消費効率（単位：Ｗ）
Ｓ：定格容量（単位：ｋＶＡ）
４　表の規定は，JIS C 4304及びC4306並びに日本電機工業会規格1500及び1501に規定する準標準仕様状態で使用しないものについて準用する。この場合において，表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の算定式は，それぞれ当該算定式の右辺に1.10（モールド変圧器にあっては1.05）を乗じた式として取り扱うものとする。
５　エネルギー消費効率の算定法については，エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第71号（平成24年3月30日）の「３　エネルギー消費効率の測定方法」による。</td></tr>
<tr><td></td><td>空調用機器</td><td>吸収冷温水機</td><td>①冷房の成績係数が表に示された区分の数値以上であること。（吸収冷温水器の成績係数の算出方法は，日本工業規格B8622による。）
②本項の調達基準の対象とする「吸収冷温水機」は，冷凍能力が25kW以上のものとする。

表　冷房の成績係数
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>成績係数</th></tr>
<tr><td>冷凍能力が１８６kW未満</td><td>１．１０</td></tr>
<tr><td>冷凍能力が１８６kW以上</td><td>１．１５</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>氷蓄熱式空調機器※16</td><td>①氷蓄熱槽を有していること。
②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。
③冷媒の成績係数が表に示された区分の数値以上であること。
表　冷房の成績係数
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>成績係数</th></tr>
<tr><td>氷蓄熱ユニット</td><td>２．２</td></tr>
<tr><td>氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー</td><td>３．０</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機※17</td><td>①成績係数が表１又は表２に　示された区分の数値以上であること。
表１　ＪＩＳ適合機種
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>期間成績係数(APF)</th></tr>
<tr><td>冷房能力が28kW以上35kW未満</td><td>1.67以上</td></tr>
<tr><td>冷房能力が35kW以上</td><td>1.86以上</td></tr>
</table>
表２　ＪＩＳ適合外機種
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>一次エネルギー換算成績係数(COP)</th></tr>
<tr><td>冷房能力が28kW以上67kW未満</td><td>1.33以上</td></tr>
<tr><td>冷房能力が67kW以上</td><td>1.23以上</td></tr>
</table>
②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>送風機
ポンプ</td><td>○プレミアム効率のモーターが使用されていること。</td></tr>
<tr><td></td><td>ビニル系床材</td><td>ビニル系床材</td><td>①再生ビニル樹脂系材料の合計重量が製品の総重量比で１５％以上使用されていること。ただし，JISA5705（ビニル系床材）に規定されるビニル系床材の種類で記号KSに該当するものについては，本項の調達基準の対象とする「ビニル系床材」に含まれないものとする。</td></tr>
<tr><td></td><td>配管材</td><td>排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管※18</td><td>①排水用又は通気用の硬質のポリ塩化ビニル管であって，使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管を原料として，その使用割合が製品全体における重量比で30%以上使用されていること。</td></tr>
<tr><td></td><td>衛生器具</td><td>自動水栓</td><td>①電気的制御により，水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し，手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>自動洗浄装置及びその組み込み小便器</td><td>①洗浄水量が４ﾘｯﾄﾙ／回以下であり，また，使用状況により，洗浄水量が制御されること。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>洋風便器</td><td>①洗浄水量が８．５ﾘｯﾄﾙ／回以下であること。</td></tr>
<tr><td></td><td>コンクリート用型枠</td><td>再生材料を使用した型枠※19</td><td>①再生材料を使用した型枠については再生材料（下表に掲げるものを原料としたもの）が原材料の重量比で５０％以上（複数の材料が使用されている場合は，それらの材料の合計）使用されており，使用後の再リサイクルが行われていること。

<table>
<tr><td>再生材料の原料となるものの分類区分</td></tr>
<tr><td>再生プラスチック</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

			古紙パルプ
		合板型枠	**①型枠に用いる合板が次のいずれかの要件を満たすこと。** **ア　間伐材，合板・製材工場から発生する端材等の残材，林地残材又は小径木の体積比割合が10%以上であり，かつ，それ以外の原料の原木は，伐採に当たって，原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。** **イ　ア以外の場合は，間伐材，合板・製材工場から発生する端材等の残材，林地残材及び小径木以外の木材にあっては，原料の原木は，伐採に当たって，原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。**

分類	品目名		調達基準
建設機械	排出ガス対策型建設機械※20		①搭載されているエンジンから排出される排出ガス成分及び黒煙の量が下表に掲げる値以下のものであること。 出力区分 / 対象物質（単位） HC(g/kW･h) / NOx(g/kW･h) / CO(g/kW･h) / 黒煙（%） 7．5～15kW未満：2．4 / 12．4 / 5．7 / 50 15～30kW未満：1．9 / 10．5 / 5．7 / 50 30～272kW以下：1．3 / 9．2 / 5．0 / 50
	低騒音型建設機械		①建設機械の騒音の測定値が下表に掲げる値以下のものであること。 機　種 / 機関出力（kw） / 騒音基準値（dB） ブルドーザー：P＜55 / 102 55≦P＜103 / 105 103≦P / 105 バックホウ：P＜55 / 99 55≦P＜103 / 104 103≦P＜206 / 106 206≦P / 106 ドラグライン クラムシェル：P＜55 / 100 55≦P＜103 / 104 103≦P＜206 / 107 206≦P / 107 トラクターショベル：P＜55 / 102 55≦P＜103 / 104 103≦P / 107 クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン：P＜55 / 100 55≦P＜103 / 103 103≦P＜206 / 107 206≦P / 107 バイブロハンマー：107 油圧式杭抜機 油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機：P＜55 / 98 55≦P＜103 / 102 103≦P / 104 アースオーガー：P＜55 / 100 55≦P＜103 / 104 103≦P / 107 オールケーシング掘削機：P＜55 / 100 55≦P＜103 / 104 103≦P＜206 / 105 206≦P / 107 アースドリル：P＜55 / 100 55≦P＜103 / 104 103≦P / 107 さく岩機（コンクリートブレーカー）：106 ロードローラー，タイヤローラー 振動ローラー：P＜55 / 101 55≦P / 104 コンクリートポンプ（車）：P＜55 / 100 55≦P＜103 / 103 103≦P / 107 コンクリート圧砕機：P＜55 / 99 55≦P＜103 / 103 103≦P＜206 / 106 206≦P / 107 アスファルトフィニッシャー：P＜55 / 101 55≦P＜103 / 105 103≦P / 107 コンクリートカッター：106 空気圧縮機：P＜55 / 101 55≦P / 105 発動発電機：P＜55 / 98 55≦P / 102
工法	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	①施工現場で発生する粘性土等の低品質土を，当該現場内において利用することにより，建設発生土の場外搬出量を削減することができる工法であること。
	建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	①施工現場で発生する建設汚泥を，再生利用を目的として現場内で盛土材や流動化処理土へ再生する工法であること。 ②再生処理土からの有害物質の溶出については，土壌の汚染に係る環境基準（平成３年８月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。
	コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	①施工現場で発生するコンクリート塊を，現場内再生利用を目的としてコンクリート又は骨材に再生処理する工法であること。
	舗装（路盤）	路上再生路盤工法※21	①既設舗装の路盤材とアスファルト・コンクリート層を粉砕して混合し，安定処理を施し，現位置で路盤を再生する工法であること。

	法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	①施工現場における伐採材や建設発生土を，当該施工現場において有効利用する工法であること。 ただし，伐採材及び建設発生土を合算した使用量は，現地で添加する水を除いた生育基盤材料の容積比で70%以上を占めること。
	山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	①セメント系固化剤の一部として泥土を再利用又はセメント系固化剤の注入量を削減することにより、施工に伴い発生する泥土が低減できる工法であること。
目的物	舗装	排水性舗装※22	①雨水を道路の路面下に浸透させて排水溝に流出させ，かつ，道路交通騒音の発生を減少させることができる舗装であること。
		透水性舗装※23	①雨水を道路の路床に浸透させることができる舗装であること。
	屋上緑化	屋上緑化※24	①植物の健全な生育及び生育基盤を有するものであること。 ②ヒートアイランド現象の緩和等都市環境改善効果を有するものであること。

備考）１　**「鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物」については，JIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）に適合する資材は，本基準を満たす。**

２　「高炉スラグ骨材」については，JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第１部：高炉スラグ骨材）に適合する資材は，本基準を満たす。

３　「フェロニッケルスラグ骨材」については，JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第２部：フェロニッケルスラグ骨材）に適合する資材は，本基準を満たす。

４　「銅スラグ骨材」については，JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第３部：銅スラグ骨材）に適合する資材は，本基準を満たす。

５　「電気炉酸化スラグ骨材」については，JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第４部：電気炉酸化スラグ骨材）に適合する資材は，本基準を満たす。

６　「鉄鋼スラグ混入路盤材」については，JIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）に適合する資材は，本基準を満たす。

７　「高炉セメント」については，JIS R 5211で規定されるＢ種及びＣ種に適合する資材は，本基準を満たす。

８　「フライアッシュセメント」については，JIS R 5213で規定されるＢ種及びＣ種に適合する資材は，本基準を満たす。

９　「エコセメント」について

（１）高強度を必要としないコンクリート構造物又はコンクリート製品において使用するものとする。

（２）JIS R 5214に適合する資材は，本基準を満たす。

10　「透水性コンクリート」について

（１）雨水を浸透させる必要がある場合に，高強度を必要としない部分において使用するものとする。

（２）JIS A 5371（プレキャスト無筋コンクリート製品 付属書B 舗装・境界ブロック類 推奨仕様B-1 平板）で規定される透水性平板に適合する資材は，本基準を満たす。

11　「高日射反射率塗料について」

（１）本項の判断の基準の対象とする高日射反射率塗料は、日射反射率の高い顔料を含有する塗料であり、建物の屋上・屋根等において，金属面等に塗装を施す工事に使用されるものとする。

（２）近赤外波長域日射反射率，明度L*値，日射反射率保持率の測定及び算出方法は，JIS K 5675による。

（３）判断の基準②については，日射反射率保持率の算出において屋外暴露耐候性試験開始後24ヶ月経過後の測定が必要なことから，平成27年度までは経過措置を設けることとし，この期間においては，当該規定を満たさない場合にあっても特定調達物品等とみなすこととする。

（４）「高日射反射率塗料」については，JIS K 5675に適合する資材は、本基準を満たす。

12　「高日射反射率防水」について

（１）本項の判断の基準の対象とする高日射反射率防水は、日射反射率の高い顔料が防水層の素材に含有されているもの又は日射反射率の高い顔料を有した塗料を防水層の仕上げとして施すものであり、建築の屋上・屋根等において使用されるものとする。

（２）日射反射率の求め方は、JIS K 5602に準じる。

13　「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料」には，土壌改良資材として使用される当該肥料を含む。

14（１）「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし，原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

（２）「再生プラスチック製中央分離帯ブロック」については，JIS A 9401（再生プラスチック製中央分離帯ブロック）に適合する資材は，本基準を満たす。

15　本項の調達基準の対象とする「変圧器」は，定格一次電圧が600Ｖを超え，7000Ｖ以下のものであって，交流の電路に使用されるものに限り，次のいずれかに該当するものは，これに含まれないものとする。

①絶縁材料としてガスを使用するもの
②Ｈ種絶縁材料を使用するもの
③スコット結線変圧器
④３以上の巻線を有するもの
⑤柱上変圧器
⑥単相変圧器であって定格容量が5kVA以下のもの又は500kVAを超えるもの
⑦三相変圧器であって定格容量が10kVA以下のもの又は2000kVAを超えるもの
⑧樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの
⑨定格二次電圧が100Ｖ未満のものまたは600Ｖを超えるもの
⑩風冷式又は水冷式のもの

16　氷蓄熱式空調機器について

（１）「氷蓄熱式空調機器」とは，氷蓄熱ユニット又は氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーをいう。

（２）「氷蓄熱式空調機器」の調達基準は，氷蓄熱ユニットについては非蓄熱形相当冷却能力が，氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーについては定格蓄熱利用冷房能力がそれぞれ28kW以上のものに適用する。

（３）成績係数の算出方法は，以下の算定式により，昼間熱源機運転時間は10時間とする。

①氷蓄熱ユニット

$$\text{成績係数} = \frac{\text{定格日量冷却能力（kW・h）}}{\text{定格蓄熱消費電力量（kW・h）＋昼間熱源機冷却消費電力量（kW・h）}}$$

②氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー

成績係数＝日量蓄熱利用冷房効率

（４）「非蓄熱形相当冷却能力」とは，冷房時の時間当り平均負荷率（時間当たりのピーク負荷の負荷率を100%とした時の平均負荷の割合）を85%として，この時のピーク負荷熱量をいう。

（５）「定格蓄熱利用冷房能力」とは，氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが，別表１に規定された一定の定格冷房温度条件で，主として蓄熱を利用して室内から除去する熱量をいう。

別表１　温度条件　　単位：℃

		室内側入口空気条件		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度	乾球温度	湿球温度
冷房	定格冷房	２７	１９	３５	－
	定格冷房蓄熱	－	－	２５	－

（６）「定格日量冷却能力」とは，蓄熱槽内に蓄熱した熱量のうちの正味有効蓄熱容量と，昼間熱源機冷却の運転によって冷却される熱量を合計して，冷水出口温度７℃で，二次側に供給できる日積算総熱量をいう。

（７）「定格蓄熱消費電力量」とは，別表２に規定された蓄熱温度条件で定格蓄熱容量までに消費する電力（ブラインポンプ等の一次側補機の消費電力を含む。）を積算したものをいう。

別表２　温度条件　　単位：℃

		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度
冷却	定格冷却	３５	－
	定格冷却蓄熱	２５	－

（８）「昼間熱源機冷却消費電力量」とは，別表２に規定された定格冷却温度条件で，熱源機と蓄熱槽が直列に接続されて運転された時に消費する電力を積算したものをいう。
（９）「日量蓄熱利用冷房効率」とは，日量蓄熱利用冷房能力を日量蓄熱利用冷房消費電力量で除した値をいう。
（10）「日量蓄熱利用冷房能力」とは，氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが，別表１に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で，最大１０時間蓄熱運転した後，別表１に規定された一定の定格冷房温度条件で，蓄熱利用冷房時間，蓄熱利用冷房運転する間に室内から除去する熱量を積算したものをいう。
（11）「日量蓄熱利用冷房消費電力量」とは，氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが，別表１に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で，最大10時間蓄熱運転した間に消費する電力，及び別表１に規定された一定の定格冷房温度条件で，蓄熱利用冷房時間，蓄熱利用冷房運転する間に消費する室外機の電力を積算したものをいう。

17　ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機について
（１）本項の調達基準の対象とする「ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機」は，定格冷房能力が28kW以上のものとする。
（２）一次エネルギー換算成績係数の算出方法については，次式による。また，定格周波数が50ヘルツ・60ヘルツ共用のものにあっては，それぞれの周波数で測定した数値により算定した数値のうち小さい方の値とする。

COP=(Cc/(Egc+Eec)+Ch/(Egh+Eeh))/2

COP：一次エネルギー換算成績係数
Cc　：冷房標準能力（単位：kW）
Egc：冷房ガス消費量（単位：kW）
Eec：冷房消費電力（単位：kW）を１kWhにつき10,050kJとして１次エネルギーに換算した値（単位：kW）
Ch　：暖房標準能力（単位：kW）
Egh：暖房ガス消費量（単位：kW）
Eeh：暖房消費電力（単位：kW）を１kWhにつき10,050kJとして１次エネルギーに換算した値（単位：kW）

（３）冷房標準能力，冷房ガス消費量，暖房標準能力及び暖房ガス消費量については，日本工業規格B8627-2又はB8627-3の規定する方法に　準拠して測定する。
（４）冷房消費電力，暖房消費電力については，室外機の実効消費電力とする。

18　「排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管」の調達基準は，建物屋内外の排水用及び建物屋内の通気用に硬質塩化ビニル管を用いる場合においては，使用済ポリ塩化ビニル管を原料とするものを使用することを定めるものである。
19　「再生材料を使用した型枠」の調達基準については，プレキャスト型枠等構造体の一部として利用する型枠及び化粧型枠は本品目の対象外とする。
20　「特定特種自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成17年5月25日成立，平成18年4月1日施行）において，排ガス成分及び黒煙の量等を規定した技術基準が定められ，同法に基づく使用規制が平成18年10月1日から始まっていることから，同法で規制対象となる建設機械を使用する際は，法律に準拠した機械を使用すること。
21　「路上再生路盤工法」は，アスファルト混合物の層の厚さが10cm以下の道路において使用するものとする。
22　「排水性舗装」は，道路交通騒音を減少させる必要がある場合に使用するものとする。
23　「透水性舗装」は，雨水を道路の路床に浸透させる必要のある歩行者道等の自動車交通がない道路の部分において使用するものとする。
24　「屋上緑化」は，建物の屋上等ににおいて設置するものとする。

別表２

○設備及び役務に係る一定の環境負荷低減効果が認められる品目

分類	品目名	基　　準
19 設備	燃料電池	①商用電源の代替として，燃料中の水素及び空気中の酸素を結合させ，電気エネルギー又は熱エネルギーを取り出すものであること。
	生ゴミ処理機	①バイオ式又は乾燥式等の処理方法により生ゴミの減容及び減量等を行う機器であること。
	天然ガスコージェネレーション	①天然ガスを燃焼させ発電を行うとともに，その際に発生する熱を利用するシステムであること。
22 役務	省エネルギー診断	**①表１に掲げる技術資格を有する者若しくはこれと同等と認められる技能を有する者が，庁舎等における設備等の稼働状況，運用状況並びにエネルギー使用量その他必要な項目について調査・分析を行い，それらの結果に基づき，表２の内容を含む省エネルギー対策に係る設備・機器の導入，改修及び運用改善について提案が行われるものであること。**

表１

一級建築士
一級建築施工管理技士
一級電気工事施工管理技士
一級管工事施工管理技士
技術士（建設，電気・電子，機械，衛生工学，環境）
エネルギー管理士
建築設備士
電気主任技術者

表２

過去３年間程度のエネルギー消費実績及び光熱水費実績，設備の保有と稼働状況
設備・機器ごとのエネルギー消費量の実績又は推計及び推計根拠
設備・機器の導入，改修，運用改善に伴う省エネルギー量の推計及び推計根拠
運用改善項目及びそれらに伴う省エネルギー量の推計及び推計根拠
設備・機械の導入，改修に伴う必要投資額及びその投資額に関する推定根拠

環境物品等調達基準細目一覧

表１　古紙及び関連する用語の定義

古紙	市中回収古紙及び産業古紙。
市中回収古紙	店舗，事務所及び家庭などから発生する使用済みの紙であって，紙製造事業者により紙の原料として使用されるもの（商品として出荷され流通段階を経て戻るものを含む。）。
産業古紙	原紙の製紙工程後の加工工程から発生し，紙製造事業者により紙の原料として使用されるもの。ただし，紙製造事業者等（当該紙製造事業者の子会社，関連会社等の関係会社を含む。）の紙加工工場，紙製品工場，印刷工場及び製本工場など，紙を原料として使用する工場若しくは事業場において加工を行う場合，又は当該紙製造事業者が製品を出荷する前に委託により他の事業者に加工を行わせる場合に発生するものであって，商品として出荷されずに当該紙製造事業者により紙の原料として使用されるものは，古紙としては取り扱わない（当該紙製造事業者等の手を離れ，第三者を介した場合は，損紙を古紙として取り扱うための意図的な行為を除き，古紙として取り扱う。）。
損紙	以下のいずれかに該当するもの。 ・製紙工程において発生し，そのまま製紙工程に戻され原料として使用されるもの（いわゆる「回流損紙」。ウェットブローク及びドラブローク）。 ・製紙工場又は事業場内に保管されて原料として使用されるもの（いわゆる「仕込損紙」）。 ・上記産業古紙の定義において，「ただし書き」で規定されているもの。
紙製造事業者	日本標準産業分類（平成21年3月23日総務省告示第175号）の中分類に掲げる「紙製造業（142）」であり，小分類の「洋紙製造業（141）」「板紙製造業（1422）」「機械すき和紙製造業（1423）」及び「手すき和紙製造業（1424）」をいう。
子会社、関連会社及び関係会社	金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく「財務諸表等の用語，様式及び作成方法に関する規則」第8条の各項に定めるものをいう。

表２ 古紙パルプ配合率の定義

$$\text{古紙パルプ配合率} = \frac{\text{古紙パルプ}}{\text{（バージンパルプ＋古紙パルプ）}} \times 100\ (\%)$$

パルプは含水率10%の重量とする。
上記算定式の分母及び分子には損紙は含まないものとする。

表３　古紙リサイクル適性ランクリスト

	【Ａランク】	【Ｂランク】	【Ｃランク】	【Ｄランク】
	紙，板紙へのリサイクルにおいて阻害にならない	紙へのリサイクルには阻害となるが，板紙へのリサイクルには阻害とならない	紙，板紙へのリサイクルにおいて阻害になる	微量の混入でも除去することが出来ないため，紙，板紙へのリサイクルが不可能になる
①紙	【普通紙】 アート紙／コート紙／上質紙／中質紙／更紙	－	－	－
	【加工紙】 樹脂含浸透紙（水溶性のもの）	【加工紙】 色紙（青または色の薄いもの）／ポリエチレン等樹脂コーティング紙／ポリエチレン等樹脂ラミネート紙／グラシンペーパー／インディアペーパー	【加工紙】 色紙（赤，緑，黄または色の濃いもの）／ファンシーペーパー（表紙用等の特殊紙）／樹脂含浸紙（水溶性のものを除く）／硫酸紙／ターポリン紙／ロウ紙／セロハン／合成紙／カーボン紙／ノーカーボン紙／感熱紙／圧着紙	【加工紙】 捺染紙，昇華転写紙／感熱性発泡紙／芳香紙
②インキ類	凸版インキ・平版インキ・スクリーンインキ全般	－	－	－
	グラビアインキ溶剤型 フレキソインキ溶剤型	グラビアインキ水性 フレキソインキ水性	－	－
	【特殊インキ】 リサイクル対応型UVインキ（ハイブリッドUVインキ）／オフセット用金・銀インキ／パールインキ／OCRインキ（油性）	【特殊インキ】 ＵＶインキ／グラビア用金・銀インキ／OCR ＵＶインキ／ＥＢインキ／蛍光インキ	【特殊インキ】 感熱インキ／減感インキ／磁性インキ	【特殊インキ】 昇華性インキ／発泡インキ／芳香インキ
	【特殊加工】 ＯＰニス	－	－	－
	【デジタル印刷インキ類】 リサイクル対応型ドライトナー	**【デジタル印刷インキ類】 ドライトナー**		
③加工資材	【製品加工】 製本用針金，ホッチキス等／リサイクル対応型ホットメルト（難細裂化ＥＶＡ系ホットメルト／ＰＵＲ系ホットメルト／水溶性のり）	【製品加工】 製本用糸／ＥＶＡ系ホットメルト		
	【表面加工】 光沢コート(ニス引き，プレスコート)	【表面加工】 光沢ラミネート（ＰＰ貼り）／ＵＶコート，ＵＶラミコート／箔押し	【表面加工】 クロス貼り	
	【その他加工】 リサイクル対応型シール	【その他加工】 シール（リサイクル対応型を除く）	【その他加工】 立体印刷物（レンチキュラーレンズ使用）	
④その他	－	【異物】 粘着テープ（リサイクル対応型）	【異物】 ガラス／金物（製本用ホッチキス，針金等除く）／土砂／木片／プラスチック類／布類／建材（石こうボード等）／不織布／粘着テープ（リサイクル対応型を除く）	【異物】 芳香付録品（芳香剤，香水，口紅等）

表４　資材確認票の様式（例）

作成年月日：　　年　　月　　日

御中

件名：

資　材　確　認　票

○○印刷株式会社

印刷資材		使用有無	リサイクル適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	備考
用紙	本文	○	A	上質紙	○○製紙／○○	
	表紙	○	A	コート紙	○○製紙／○○	
	見返し	○	A	上質紙	○○製紙／○○	
	カバー	－	－			
インキ類		○	A	平版インキ	○○インキ／○○	
		－	－			
加工	製本加工	○	A	ＰＵＲ系ホットメルト	○○化学／○○	
	表面加工	○	A	ＯＰニス	○○化学／○○	
	その他加工					
その他						

↓

リサイクル対応		判別
Ａランクの材料のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	○
ＡまたはＢランクの材料のみ使用	板紙へリサイクルできます	
ＣまたはＤランクの材料を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

表５　大部分の材料が金属類である棚または収納用什器（収納庫）の棚板に係る機能重量の基準

区　　分	基準
収納庫（カルテ収納棚等の特殊用途は除く。）の棚板	0.1
棚（書架・軽量棚・中量棚）の棚板	0.1

備考）棚板に適用される機能重量の基準の算出方法は，次式による。

機能重量の基準＝棚板重量（kg）÷棚耐荷重（kg）

表６　大部分の材料が金属類である棚または収納用什器に係る環境配慮設計項目

目　　的	評　価　項　目	評　価　基　準
リデュース配慮設計	原材料の使用削減	原材料の使用量の削減をしていること
	軽量化・減量化	部品・部材の軽量化・減量化をしていること
リサイクル配慮設計	再生可能材料の使用	再生可能な材料を使用していること
	再生可能材料部品の分離・分解の容易化	再生可能な材料を使用している部分は部品ごとに簡易に分離・分解できる接合方法であること
		その他の部品は容易に取り外しができること
	再生資源としての利用	合成樹脂部分の材料表示を図っていること
		材質ごとに分別できる工夫を図っていること

表７－１　モノクロコピー機又は拡張性のあるモノクロデジタルコピー機（大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面要件
ipm≦5	≦0.3	要件なし
5＜ipm≦20	≦0.04×ipm+0.1	
20＜ipm≦24	≦0.06×ipm-0.3	
24＜ipm≦30		基本製品に内蔵されてい る、あるいは任意の付属品
30＜ipm≦37	≦0.11×ipm-1.8	
37＜ipm≦40		基本製品に内蔵されている
40＜ipm≦65	≦0.16×ipm-3.8	
65＜ipm≦90	≦0.2×ipm-6.4	
90＜ipm	≦0.55×ipm-37.9	

備考）１　「製品速度」とは，モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり，すべての場合において，算出されたipm速度は，最も近い整数に四捨五入される。1ipm（分当たりの画像数）とは，1分間にA4又は8.5″×11″の用紙1枚の片面を印刷することとする。A4用紙と8.5″×11″用紙とで異なる場合は，その2つの速度のうち速い方を適用する。以下表７－２，表８－１，表８－２，表９において同じ。

２　A3用紙に対応可能な製品（幅が275㎜以上の用紙を使用できる製品。）については，区分ごとの基準に0.3kWhを加えたものを基準とする。以下表７－２，表８－１，及び表８－２において同じ。

３　標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件　画像機器の製品基準　画像機器のエネルギー使用量を判断するための試験方法バージョン２．０」による。以下表７－２，表８－１及び表８－２におい

て同じ。

表７－２　カラーコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機（大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面要件
ipm≦10	≦1.3	要件なし
10＜ipm≦15	≦0.06×ipm+ 0.7	
15＜ipm≦19	≦0.15×ipm- 0.65	
19＜ipm≦30		基本製品に内蔵されてい る、あるいは任意の付属品
30＜ipm≦35	≦0.2×ipm- 2.15	
35＜ipm≦75		基本製品に内蔵されている
75＜ipm	≦0.7×ipm-39.65	

表８－１　モノクロ複合機（大判複合機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面要件
Ipm≦5	≦0.4	要件なし
5＜ipm≦24	≦0.07×ipm+ 0.05	
24＜ipm≦30		
30＜ipm≦37	≦0.11×ipm- 1.15	基本製品に内蔵されてい
37＜ipm≦50		る、あるいは任意の付属品
50＜ipm≦80	≦0.25×ipm- 8.15	基本製品に内蔵されている
80＜ipm	≦0.6×ipm- 36.15	

表８－２　カラー複合機（大判複合機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面要件
Ipm≦10	≦1.5	要件なし
10＜ipm≦15	≦0.1×ipm+ 0.5	
15＜ipm≦19	≦0.13×ipm+ 0.05	
19＜ipm≦30		基本製品に内蔵されてい
30＜ipm≦35	≦0.2×ipm- 2.05	る、あるいは任意の付属品
35＜ipm≦70		基本製品に内蔵されている
70＜ipm≦80	≦0.7×ipm- 37.05	
80＜ipm	≦0.75×ipm- 41.05	

表９　大判コピー機、拡張性のある大判デジタルコピー機又は大判複合機に係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープ消費電力，待機時消費電力の基準

製品速度（ipm）	スリープへの移行時間	基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力	待機時消費電力
ipm≦30	30分	≦8.2W	≦0.5W
30＜ipm	60分		

備考）１　「スリープ」とは，電源を実際に切らなくても，一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。

２　スリープモード消費電力の基準は，本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に**表１０**の追加機能に対する許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。

３　標準消費電力量の測定方法については，「国際エネルギースタープログラム要件　画像機器の製品基準　画像機器のエネルギー使用量を判断するための試験方法バージョン２．０」による。

表１０　追加機能に対するスリープモード消費電力許容値

追加機能の種類	接続の種類	最大データ速度r (Mbit/秒)	詳細	追加機能許容値 (W)
インターフェース	有線	r＜20	例：USB1.x、IEEE488、IEEE1284／パラレル／セントロニクス、RS232C	0.2
		20≦r＜500	例：USB2.x、IEEE1394／ファイヤワイヤ／i.LINK、100Mbイーサネット	0.4
		r≧500	例：USB3.x、1Gbイーサネット	0.5
		任意	例：フラッシュメモリカード／スマートカードリーダー、カメラインターフェース、ピクトブリッジ	0.2
	ファックスモデム	任意	ファクシミリと複合機のみに適用	0.2
	無線、無線周波数(RF)	任意	例：ブルートゥース、802.11	2.0
	無線、赤外線（IR）	任意	例：IrDA	0.1
コードレス電話機	該当なし	該当なし	コードレス電話機と通信する画像製品の能力。画像製品が対応するように設計されているコードレス電話機の数に関係なく、1回のみ適用される。コードレス電話機自体の消費電力要件に対応していない。	0.8
メモリ	該当なし	該当なし	画像製品においてデータ保存用に利用可能な内部容量に適用される。内部メモリの全容量に適用され、RAMに応じて増減する。この許容値は、ハードディス	0.5/GB

			ク又はフラッシュメモリには適用されない。	
スキャナ	該当なし	該当なし	複合機及び複写機にのみ適用 例：冷陰極蛍光ランプ（CCFL）あるいは、発光ダイオード（LED）、ハロゲン、熱陰極蛍光管（HCFT）、キセノン又は管状蛍光灯（TL）技術等のCCFLではない他の技術（ランプの大きさ、又は採用されているランプ／電球の数に関係なく、1回のみ適用される）。	0.5
電源装置	該当なし	該当なし	標準形式のインクジェット又はインパクトマーキング技術を使用する製品における銘板出力電力（Pout）が10Wを超える内部及び外部電源装置の両方に対して適用される。	0.02×（Pout－10.0）
タッチパネルディスプレイ	該当なし	該当なし	モノクロ及びカラーの両方のタッチパネルディスプレイに適用される。	0.2
内部ディスクドライブ	該当なし	該当なし	ハードディスク及び半導体ドライブを含め、あらゆる大容量ストレージ製品が含まれる。外部ドライブに対するインターフェイスは対象ではない。	0.15

備考）追加機能の種類のうち，インターフェース追加機能のファクシミリ機能を含めた許容値の数は2以下であり，非インターフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

表１１－１　リユースに配慮したコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

コピー速度(CPM:1分当たりのコピー枚数)	低電力モード消費電力	低電力モードへの移行時間	低電力モードからの復帰時間	オフモード消費電力	オフモードへの移行時間	両面コピー機能
０＜CPM≦２０	－	－	－	≦5W	≦30分	推奨
２０＜CPM≦４４	≦3.85×CPM＋5W	≦15分	≦30秒	≦15W	≦60分	必須
４４＜CPM	≦3.85×CPM＋5W	≦15分	≦30秒（推奨）	≦20W	≦90分	必須

備考）１　「コピー速度」とは，１分当たりのコピー枚数（ＣＰＭ）をいう。以下表１１－２において同じ。両面コピーについてはコピー枚数２枚と計算する。

大判コピー機を除くコピー機については，Ａ４サイズの用紙を用いた場合のコピー速度とする。また，大判コピー機については，当該機器の最大サイズの１分当たりのコピー枚数を次のようにＡ４サイズの用紙のコピー枚数に換算してコピー速度を算定する。

①Ａ２サイズの用紙は，コピー枚数を４倍すること。
②Ａ１サイズの用紙は，コピー枚数を８倍すること。
③Ａ０サイズの用紙は，コピー枚数を１６倍すること。

２　「両面コピー機能」とは，自動的に両面をコピー又は画像出力することができる機能とする。以下表１１－３及び表１１－５において同じ。

３　「推奨」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることが望ましいことをいう。以下表１１－３及び表１１－５において同じ。

４　「必須」とは，両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることをいう。以下表１１－３及び表１１－５において同じ。

５　「低電力モード」とは，一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。以下表１１－２から表１１－６において同じ。

６　「オフモード」とは，一定時間が経過した後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。以下表１１－２，表１１－５及び表１１－６において同じ。

７　消費電力の測定方法については，国際エネルギースタープログラム制度運用細則（平成18年1月1日施行）別表第２による。以下表１１－２から表１１－６において同じ。

８　低電力モードの消費電力が常にオフモードの消費電力を満たす場合は，オフモードを備える必要はない。以下表１１－２，表１１－５及び表１１－６において同じ。

表１１－２　リユースに配慮した大判コピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

コピー速度(CPM：1分当たりのコピー枚数)	低電力モード消費電力	低電力モードへの移行時間	低電力モードからの復帰時間	オフモード消費電力	オフモードへの移行時間
0＜CPM≦40	－	－	－	≦10W	≦30分
40＜CPM	≦3.85×CPM+5W	≦15分	≦30秒 (推奨)	≦20W	≦90分

表１１－３　リユースに配慮した複合機（カラーコピー機能を有するものを含む。）に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度(ipm：1分当たりの画像出力枚数)	低電力モード消費電力	低電力モードからの復帰時間	スリープモード消費電力	スリープモードへの移行時間	両面コピー機能
0＜ipm≦ 10	－	－	≦ 25W	≦ 15分	推奨
10＜ipm≦ 20	－	－	≦ 70W	≦ 30分	推奨
20＜ipm≦ 44	≦3.85×ipm+50W	≦30秒	≦ 80W	≦ 60分	必須

44＜ipm≦100	≦3.85×ipm+50W	≦30秒(推奨)	≦ 95W	≦ 90分	必須
100＜ipm	≦3.85×ipm+50W	≦30秒(推奨)	≦105W	≦120分	必須

備考）１　「スリープモード」とは，低電力モードに移行後に引き続き出力動作が行われなかった場合，電源を切ることなしに自動的に切り替えられ連続的に実現される第二の低電力状態をいう。以下表１１－４について同じ。

２　低電力モードの消費電力が常にスリープモードの消費電力を満たす場合は、スリープモードを備える必要はない。以下表１１－４において同じ。

３　低電力モードへの移行時間は出荷時に15分以下にセットする。以下表１１－４から表１１－６において同じ。

表１１－４　リユースに配慮した大判複合機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度(ipm：1分当たりの出力枚数)	低電力モード消費電力	低電力モードからの復帰時間	スリープモード消費電力	スリープモードへの移行時間
0＜ipm≦40	－	－	≦70W	≦30分
40＜ipm	≦4.85×ipm+50W	≦30秒(推奨)	≦105W	≦90分

表１１－５　リユースに配慮した拡張性のあるデジタルコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度(ipm：1分当たりの画像出力枚数)	低電力モード消費電力	低電力モードからの復帰時間	オフモード消費電力	オフモードへの移行時間	両面コピー機能
0＜ipm≦10	－	－	≦5W	≦15分	推奨
10＜ipm≦20	－	－	≦5W	≦30分	推奨
20＜ipm≦44	≦3.85×ipm+5W	≦30秒	≦15W	≦60分	必須
44＜ipm≦100	≦3.85×ipm+5W	≦30秒(推奨)	≦20W	≦90分	必須
100＜ipm	≦3.85×ipm+5W	≦30秒(推奨)	≦20W	≦120分	必須

表１１－６　リユースに配慮した拡張性のある大判デジタルコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度(ipm：1分当たりの画像出力枚数)	低電力モード消費電力	低電力モードからの復帰時間	オフモード消費電力	オフモードへの移行時間
0＜ipm≦40	－	－	≦65W	≦30分
40＜ipm	≦4.85×ipm+45W	－	≦100W	≦90分

表１２－１　モノクロプリンタ（インクジェット方式，インパクト方式及び大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面要件
ipm≦5	≦0.3	要件なし
5＜ipm≦20	≦0.04×ipm＋0.1	
20＜ipm≦24	≦0.06×ipm－0.3	
24＜ipm≦30		基本製品に内蔵されている、あるいは任意の付属品
30＜ipm≦37	≦0.11×ipm－1.8	
37＜ipm≦40		基本製品に内蔵されている
40＜ipm≦65	≦0.16×ipm－3.8	
65＜ipm≦90	≦0.2×ipm－6.4	
90＜ipm	≦0.55×ipm－37.9	

備考）１　「製品速度」とは，モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり，すべての場合において，算出された ipm 速度は，最も近い整数に四捨五入される。1ipm（分当たりの画像数）とは，1 分間に A4 又は 8.5"× 11"の用紙 1 枚の片面を印刷することとする。A4 用紙と 8.5"× 11"用紙とで異なる場合は，その 2 つの速度のうち速い方を適用する。以下表１２－２，表１３－１，表１３－２において同じ。

２　A３用紙に対応可能な製品（幅）が275㎜以上の用紙を使用できる製品。）については、区分ごとの基準に0.3kWhを加えたものを基準とする。以下表１２－２，表１３－１及び表１３－２において同じ。

表１２－２　モノクロプリンタ複合機（インクジェット方式，インパクト方式及び大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面要件
ipm≦5	≦0.4	要件なし
5＜ipm≦24	≦0.07×ipm+ 0.05	
24＜ipm≦30		基本製品に内蔵されている、あるいは任意に付属品
30＜ipm≦37	≦0.11×ipm- 1.15	
37＜ipm≦50		基本製品に内蔵されている
50＜ipm≦80	≦0.25×ipm- 8.15	
80＜ipm	≦0.6×ipm-36.15	

表１３－１　カラープリンタ（インクジェット方式，インパクト方式及び大判プリンタを除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面要件
ipm≦10	≦1.3	要件なし
10＜ipm≦15	≦0.06×ipm+ 0.7	
15＜ipm≦19	≦0.15×ipm- 0.65	
19＜ipm≦30		基本製品に内蔵されている、あるいは任意に付属品
30＜ipm≦35	≦0.2×ipm- 2.15	
35＜ipm≦75		基本製品に内蔵されている
75＜ipm	≦0.7×ipm-39.65	

表１３－２　カラープリンタ複合機（インクジェット方式，インパクト方式及び大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面印刷機能要件
ipm≦10	≦1.5	要件なし
10＜ipm≦15	≦0.1×ipm+ 0.5	
15＜ipm≦19	≦0.13×ipm+ 0.5	
19＜ipm≦30		基本製品に内蔵されている、あるいは任意に付属品
30＜ipm≦35	≦0.2×ipm- 2.05	
35＜ipm≦70		基本製品に内蔵されている
70＜ipm≦80	≦0.7×ipm- 37.05	
80＜ipm	≦0.75×ipm- 41.05	

表１４－１　インクジェット方式又はインパクト方式のプリンタ（大判機を除く。）に係るスリープ移行時間，基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力，待機時消費電力の基準

製品速度（ipm）	スリープへの移行時間	基本マーキングエンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
ipm≦10	5分	≦0.6W	≦0.5W
10＜ipm≦20	15分		
20＜ipm≦30	30分		
30＜ipm	60分		

備考）１　「スリープ」とは，電源を実際に切らなくても，一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。以下表１４－２，表１５－１及び表１５－２において同じ。

２　スリープモード消費電力の基準は，本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に**表１０**の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。以下表１４－２，表15－１及び表１５－２において同じ。

３　標準消費電力量の測定方法については，「国際エネルギースタープログラム要件　画像機器の製品基準　画像機器のエネルギー使用量を判断するための試験方法バージョン２．０」による。以下表１４－２，表１５－１及び表１５－２において同じ。

表１４－２　インクジェット方式のプリンタ複合機（大判機を除く。）に係るスリープ移行時間，基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力，待機時消費電力の基準

製品速度（ipm）	**スリープへの移行時間**	**基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力**	**待機時消費電力**
ipm≦10	**15分**	**≦0.6W**	**≦0.5W**
10＜ipm≦20	**30分**		
20＜ipm	**60分**		

表１５－１　インクジェット方式の大判プリンタに係るスリープ移行時間，基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力，待機時消費電力の基準

製品速度（ipm）	スリープへの移行時間	基本マーキングエンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
ipm≦30	30分	≦4.9W	≦0.5W
30＜ipm	60分		

表１５－２　インクジェット方式以外の大判プリンタに係るスリープ移行時間，基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力，待機時消費電力の基準

製品速度（ipm）	スリープへの移行時間	基本マーキングエンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
ipm≦30	30分	≦2.5W	≦0.5W
30＜ipm	60分		

表１６　モノクロファクシミリ（インクジェット方式を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）
ipm≦5	≦0.3
5＜ipm≦20	≦0.04×ipm+ 0.1

20＜ipm≦30	≦0.06×ipm- 0.3
30＜ipm≦40	≦0.11×ipm- 1.8
40＜ipm≦65	≦0.16×ipm- 3.8
65＜ipm≦90	≦0.2×ipm- 6.4
90＜ipm	≦0.55×ipm-37.9

備考）１　「製品速度」とは，モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり，すべての場合において，算出されたipm速度は，最も近い整数に四捨五入される。1ipm（分当たりの画像数）とは，1分間にA4又は8.5″×11″の用紙1枚の片面を印刷することとする。A4用紙と8.5″×11″用紙とで異なる場合は，その2つの速度のうち速い方を適用する。表１７において同じ。

２　A3用紙に対応可能な製品（幅が275㎜以上の用紙を使用できる製品。）については，区分ごとの基準に0.3ｋWhを加えたものを基準とする。表１７において同じ。

３　標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件　画像機器の製品基準　画像機器のエネルギー使用量を判断するための試験方法バージョン２．０」による。以下表１７及び表１８において同じ。

表１７　カラーファクシミリ（インクジェット方式を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）
ipm≦10	≦1.3
10＜ipm≦15	≦0.06×ipm+ 0.7
15＜ipm≦30	≦0.15×ipm- 0.65
30＜ipm≦75	≦0.2×ipm- 2.15
75＜ipm	≦0.7×ipm-39.65

表１８　インクジェット方式のファクシミリに係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、待機時消費電力の基準

スリープへの移行時間	基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力	待機時消費電力
5分	≦0.6W	≦0.5W

備考）１　「スリープ」とは，電源を実際に切らなくても，一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。

２　スリープモード消費電力の基準は，本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に**表１０**の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。

表１９　スキャナに係るスリープ移行時間，基本マーキングエンジンのスリープ消費電力，待機時消費電力の基準

スリープへの移行時間	基本マーキングエンジンののスリープモード消費電力	待機時消費電力
15分	≦2.5W	≦0.5W

備考）１　「スリープ」とは，電源を実際に切らなくても，一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。

２　スリープモード消費電力の基準は，本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に表１０の追加機能に対する許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。

３　標準消費電力量の測定方法については，「国際エネルギースタープログラム要件　画像機器の製品基準　画像機器のエネルギー使用量を判断するための試験方法バージョン２．０」による。

表２０－１　製品本体重量の基準

有効光束：φ（lm）	光源ランプの数	重量の基準の算定式（kg）
φ ＜ 2,500	－	4.0× α
2,500≦ φ ＜ 4,000	－	5.0× α
4,000≦ φ ＜ 5,000	1個	0.003× φ × α
	2個以上	0.003× φ × α × 1.1

備考）１　αは係数であって，短焦点プロジェクタの場合は1.2，それ以外の場合は1.0とする。

２　有効光束が4,000lm未満の機器であって，超短焦点プロジェクタの場合は，重量の基準の算定式によらず7.5kg以下とする。

表２０－２　消費電力の基準

有効光束：φ（lm）	消費電力の算定式（W）
φ ＜ 2,500	0.085× φ × α × β × γ ＋80
2,500≦ φ ＜ 5,000	0.077× φ × α × β × γ ＋80

備考）　α、β及びγは係数であって，次の数値を表す。

α：解像度がWXGA（1,280×768ドット）以上のプロジェクタの場合は1.1，それ以外の場合は1.0

β：超短焦点プロジェクタ又は短焦点プロジェクタの場合は1/cosθ，それ以外の場合は1.0。ただし，θは打上角（プロジェクタのレンズ（ミラー）中心を通る水平線と投射画面中心の角度）とし，最大で1.3とする

γ：光源にランプを2個以上使用する場合は1.5，それ以外の場合は1.0

表２１　トナーカートリッジ及びインクカートリッジに係るトナー及びインクの「化学安全性」の基準

トナー及びインクの「化学安全性」の基準

ア．トナー及びインクには，以下の①～④の各物質が意図的に添加されていないこと。

①カドミウム，鉛，水銀，六価クロム及びその化合物。ただし，着色剤として用いられる分子量の大きいニッケルの錯化合物を除く。

②ＥＵの危険な物質の分類，包装，表示に関する法律，規制，行政規定の近似化に関するＥＣ理事会指令67/548/EECの付属書Ⅰにより次のＲ番号の表示が義務付けられている物質

・Ｒ４０（発がん性の限定的な証拠がある）
・Ｒ４５（発がん性がある）
・Ｒ４６（遺伝可能な損害を引き起こす可能性がある）
・Ｒ４９（吸入すると発がん性がある）
・Ｒ６０（生殖能力に危害を与える可能性がある）
・Ｒ６１（胎児に危害を与える可能性がある）
・Ｒ６２（場合によっては生殖能力に危害を与える可能性がある）
・Ｒ６３（場合によっては胎児に危害を与える可能性がある）
・Ｒ６８（不可逆的な危害の可能性がある）

③ＥＣ理事会指令67/548/EECの付属書Ⅱ及び1999/45/ECにより，製品全体として危険シンボルを表示する必要性を生じさせる物質

④１つ以上のアゾ基が分解されて別表１に示すアミンを放出する可能性のあるアゾ着色剤（染料又は顔料）

イ．トナー及びインクに関し，Ames試験において陰性であること。

ウ．トナー及びインクのMSDS（化学物質等安全データシート）を備えていること。

別表１　特定の芳香族アミン

	化学物質名	CAS No.
１	4-アミノジフェニル	92-67-1
２	ベンジジン	92-87-5
３	4-クロロ-o-トルイジン	95-69-2
４	2-ナフチルアミン	91-59-8
５	o-アミノアゾトルエン	97-56-3
６	2-アミノ-4-ニトロトルエン	99-55-8
７	ρ-クロロアニリン	106-47-8
８	2,4-ジアミノアニソール	615-05-4
９	4.4’-ジアミノジフェニルメタン	101-77-9
１０	3,3’-ジクロロベンジジン	91-94-1
１１	3.3’-ジメトキシベンジジン	119-90-4
１２	3,3’-ジメチルベンジジン	119-93-7
１３	3.3’-ジメチル4,4’-ジアミノジフェニルメタン	838-88-0
１４	ρ-クレシジン	120-71-8
１５	4.4’-メチレンービスー（２－クロロアニリン）	101-14-4
１６	4,4’-オキシジアニリン	101-80-4
１７	4.4’-チオジアニリン	139-65-1
１８	o-トルイジン	95-53-4
１９	2.4-トルイレンジアミン	95-80-7
２０	2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7
２１	o-アニシジン	90-04-0
２２	4-アミノアゾベンゼン	60-90-3

表２２－１　サーバ型電子計算機に係る基準エネルギー消費効率

	区　分		基準エネルギー
ＣＰＵの種別	Ｉ/Ｏスロット数	ＣＰＵソケット数	消費効率
専用ＣＩＳＣ	３２未満		1,950
	３２以上		2,620
ＲＩＳＣ	８未満		13
	８以上４０未満		31
	４０以上		140
ＩＡ６４	１０未満		6.2
	１０以上		22
ＩＡ３２	０		1.3
	１以上７未満	２未満	1.2
		２以上４未満	1.9
		４以上	6.7
	７以上		7.4

備考）１　「専用ＣＩＳＣ」とは，ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計されたＣＰＵのうち，電子計算機毎に専用に設計されたものをいう。

２　「ＲＩＳＣ」とは，ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計されたＣＰＵ以外ＣＰＵをいう。

３　「ＩＡ６４」とは，ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計されたＣＰＵのうち，専用ＣＩＳＣ以外のものであって，６４ビットアーキテクチャのものをいう。

４　「ＩＡ３２」とは，ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計されたＣＰＵのうち，専用ＣＩＳＣ以外のものであって，３２ビットアーキテクチャのものをいう。

５　エネルギー消費効率の算定法については，エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第７４号（平成２２年３月３１日）の「３エネルギー消費効率の測定方法（２）」による。表２２－２において同じ。

表２２－２　クライアント型電子計算機に係る基準エネルギー消費効率

区分				基準ｴﾈﾙｷﾞｰ消費効率
クライアント型電子計算機の電源及びメモリチャネル数の種別	主記憶容量	独立型ＧＰＵ	画面サイズ	
電池駆動型のものであってメモリチャネル数が２以上のもの	16ギガバイト以上			2.25
	４ギガバイト超16ギガバイト未満			0.34
	４ギガバイト以下		17型以上	0.31
		搭載	17型未満	0.21
		非搭載	12型以上17型未満	0.15
			12型未満	0.21
電池駆動型以外のものであってメモリチャネル数が２以上のもののうち電源装置にＡＣアダプタを用いるもの				0.29
電池駆動型以外のものであってメモリチャネル数が２以上のもののうち電源装置にＡＣアダプタを用いないもの	16ギガバイト以上			2.25
	４ギガバイト超16ギガバイト未満	搭載		0.51
		非搭載		0.64
	４ギガバイト以下			0.53
メモリチャネル数が２未満のもの				0.51

備考）１　「メモリチャネル数」とは，メモリコントローラから分岐する主記憶装置へのバスインターフェースの論理チャネルの数をいう。
２　「電池駆動型」とは，専ら内蔵された電池を用いて，電力線から電力供給を受けることなしに使用されうるものをいう。
３　「独立型ＧＰＵ」とは，画像データ処理用のプロセッサのうち，専用のローカルメモリを有するものをいう。
４　「画面サイズ」とは，表示画面の対角外径寸法をセンチメートル単位で表した数値を2.54で除して少数第２位以下を四捨五入した数値をいう。

表２３－１　デスクトップコンピュータ，一体型デスクトップコンピュータ及びシンクライアントのモード別比率

モード	従来型	プロキシ対応型（完全なネットワーク接続性）			
		基本能力	遠隔復帰	サービス検知／ネームサービス	全対応
T_{OFF}	45%	40%	30%	25%	20%
T_{SL}	5%	15%	28%	36%	45%
T_{LI}	15%	12%	10%	8%	5%
T_{SI}	35%	33%	32%	31%	30%

備考）プロキシ対応型（完全なネットワーク接続性）とは，スリープモード又は10W以下の電力での代替低電力モードの間，ネットワークの存在を維持し，さらなる処理を要求された場合に判断良く復帰するコンピュータの能力をいう。以下表２３－２において同じ。
① 基本能力とは、低電力の間，システムがネットワークへの対応とネットワークの存在を維持するためインターネットプロトコル（IPv4及びIPv6）に対応する能力があることをいう。
② 遠隔復帰とは，低電力の間、システムがローカルネットワークの外部からの要求に応じて復帰することをいい，基本能力を含む。
③ ネットワーク検知／ネームサービスとは、低電力の間，システムがホストサービス及びネットワーク名の公表を可能にすることをいい，基本能力を含む。
④ 全対応とは，低電力の間，システムが基本能力，遠隔復帰及びネットワーク検知／ネームサービスに対応することをいう。

表２３－２　ノートブックコンピュータのモード別比率

モード	従来型	プロキシ対応型（完全なネットワーク接続性）			
		基本能力	遠隔復帰	サービス検知/ネームサービス	全対応
T_{OFF}	25%	25%	25%	25%	25%
T_{SL}	35%	39%	41%	43%	45%
T_{LI}	10%	8%	7%	6%	5%
T_{SI}	30%	28%	27%	26%	25%

表２３－３　電源装置許容値（A）

電源装置	対象機器	負荷条件別最低効率				最低平均効率	電源装置許容値
		10%	20%	50%	100%		
内部電源装置（IPS）	デスクトップ	0.81	0.85	0.88	0.85	－	0.015
		0.84	0.87	0.90	0.87	－	0.03
	一体型デスクトップ	0.81	0.85	0.88	0.85	－	0.015
		0.84	0.87	0.90	0.87	－	0.04
外部電源装置（EPS）	ノートブック	0.83	－	－	－	0.88	0.015
		0.84	－	－	－	0.89	0.03
	一体型ノートブック	0.83	－	－	－	0.88	0.015
		0.84	－	－	－	0.89	0.04

備考） 平均効率とは、定格出力電流の25%、50%、75%及び100%で試験したときの効率の相加平均をいう。

表２３－４　基本許容値（TEC_{BASE}）

区分	グラフィックスの種類	デスクトップ又は一体型デスクトップ		ノートブック	
		性能	基本許容値	性能	基本許容値
0	グラフィックス全て	P≦3	69.0	P≦2	14.0
I1	一体型又は切替可能グラフィックス	3＜P≦6	112.0	2＜P≦5.2	22.0
I2		6＜P≦7	120.0	5.2＜P≦8	24.0
I3		P＞7	135.0	P＞8	28.0
D1	独立型グラフィックス	3＜P≦9	115.0	2＜P≦9	16.0
D2		P＞9	135.0	P＞9	18.0

備考） Pの算定方法は，次式による。
P＝CPUのコア数×CPUクロック周波数（GHz）
コア数は物理的なCPUのコア数を表し，CPUクロック周波数（GHz）は，TDPの最大周波数を表し，ターボブースト周波数ではない。

表２３－５　デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ、ノートブックコンピュータ及びシンクライアントにおける独立型グラフィックス許容値（TEC_{GR}）及び追加許容値

許容値区分			デスクトップ	一体型デスクトップ	ノートブック
TEC_{MEM}（kWh）			0.8		
TEC_{GR}（kWh）	G1	FB_BW≦16	36		14
	G2	16＜FB_BW≦32	51		20
	G3	32＜FB_BW≦64	64		26
	G4	64＜FB_BW≦96	83		32
	G5	96＜FB_BW≦128	105		42
	G6	FB_BW＞128 フレームバッファ幅＜192bit	115		48
	G7	FB_BW＞128 フレームバッファ幅≧192bit	130		60
TEC_{SW}（kWh）			0.5×G1		適用なし
TEC_{EEE}（kWh）			8.76×0.2×（0.15＋0.35）		8.76×0.2×（0.10＋0.30）
TEC_{ST}（kWh）			26		2.6
TEC_{DIS}（kWh）			適用なし	8.76×0.35×（1＋EP）×（4×r＋0.05×A）	8.76×0.30×（1＋EP）×（2×r＋0.02×A）

備考） １　TEC_{GR}は，システムに搭載した独立型グラフィックスに適用するものとする。切替可能なグラフィックスには適用しない。
２　FB_BWは，ギガバイト毎秒（GB/s）によるディスプレイフレームバッファ幅であり，算定方法は，次式による。
FB_BW＝データレート（MHz）×フレームバッファ幅／（8×1000）
３　切替可能グラフィックス（TEC_{SW}）には，独立型グラフィックス許容値（TEC_{GR}）を適用することはできないものとする。ただし，切替可能グラフィックスを提供し，初期設定により独立型グラフィックスを有効にするデスクトップ及び一体型デスクトップコンピュータについては，該当するG1グラフィックス許容値の50%に相当する許容値を適用することができる。
４　TEC_{ST}は，製品に2つ以上の内部記憶装置（ストレージ）が存在する場合に，1回のみ適用することができる。
５　TEC_{DIS}におけるEPは，性能強化ディスプレイに関する許容値であり，次のとおり。
EP＝0：性能強化ディスプレイなし
EP＝0.3：性能強化ディスプレイであり，画面の対角線が27インチ未満
EP＝0.75：性能強化ディスプレイであり，画面の対角線が27インチ以上
rはスクリーン解像度（メガピクセル），Aは可視スクリーン面積（平方インチ）

表２４　磁気ディスク装置に係る基準エネルギー消費効率の算定式

区分				基準エネルギー消費効率の算定式
磁気ディスク装置の種別	磁気ディスク装置の形状及び性能	回転数	用　途	
単体ディスク	ディスクサイズが75mm超であってディスク枚数が１枚のもの			E＝Exp(2.98×ln(N)-30.8)
	ディスクサイズが75mm超であってディスク枚数が２枚又は３枚のもの			E＝Exp(2.98×ln(N)-31.2)

	ディスクサイズが75㎜超であってディスク枚数が４枚以上のもの			Ｅ＝Exp(2.11×ln(Ｎ)-23.5)
	ディスクサイズが50㎜超75㎜以下であってディスク枚数が１枚のもの	5000回毎分以下		Ｅ＝Exp(2.98×ln(Ｎ)-29.8)
		5000回毎分超6000回毎分以下		Ｅ＝Exp(2.98×ln(Ｎ)-31.2)
		6000回毎分超		Ｅ＝Exp(4.30×ln(Ｎ)-43.5)
	ディスクサイズが50㎜超75㎜以下であってディスク枚数が２枚又は３枚のもの	5000回毎分以下		Ｅ＝Exp(2.98×ln(Ｎ)-31.5)
		5000回毎分超6000回毎分以下		Ｅ＝Exp(2.98×ln(Ｎ)-32.2)
		6000回毎分超		Ｅ＝Exp(4.58×ln(Ｎ)-46.8)
	ディスクサイズが50㎜超75㎜以下であってディスク枚数が４枚以上のもの			Ｅ＝Exp(2.98×ln(Ｎ)-31.9)
	ディスクサイズが40㎜超50㎜以下であってディスク枚数が１枚のもの			Ｅ＝Exp(2.98×ln(Ｎ)-30.2)
	ディスクサイズが40㎜超50㎜以下であってディスク枚数が２枚以上のもの			Ｅ＝Exp(2.98×ln(Ｎ)-30.9)
サブシステム			メインフレームサーバ用	Ｅ＝Exp(1.85×ln(Ｎ)-18.8)
			メインフレームサーバ用以外	Ｅ＝Exp(1.56×ln(Ｎ)-17.7)

備考）１　「メインフレームサーバ」とは，専用ＣＩＳＣ（ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計されたＣＰＵのうち，電子計算機毎に専用に設計されたものをいう。）が搭載されたサーバ型電子計算機（ネットワークを介してサービス等を提供するために設計された電子計算機をいう。）をいう。

２　Ｅ及びＮは次の数値を表すものとする。

Ｅ　：　基準エネルギー消費効率

Ｎ　：　回転数（単位：回毎分）

３　ｌｎは，底をｅとする対数を表す。

４　エネルギー消費効率の算定法については，エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第75号（平成22年3月31日）の「３エネルギー消費効率の測定方法」による。

表２５　ディスプレイに係るオンモード別消費電力の基準

製品機種及び対角線画面サイズd（インチ）	D_p≦20,000の場合の消費電力（W）	D_p＞20,000の場合の消費電力（W）
d＜12.0	≦6.0×r＋0.05×A＋3.0	≦6.0×r_1＋3.0×r_2＋0.05×A＋3.0
12.0≦d＜17.0	≦6.0×r＋0.01×A＋5.5	≦6.0×r_1＋3.0×r_2＋0.01×A＋5.5
17.0≦d＜23.0	≦6.0×r＋0.025×A＋3.7	≦6.0×r_1＋3.0×r_2＋0.025×A＋3.7
23.0≦d＜25.0	≦6.0×r＋0.06×A－4.0	≦6.0×r_1＋3.0×r_2＋0.06×A－4.0
25.0≦d≦61.0	≦6.0×r＋0.1×A－14.5	≦6.0×r_1＋3.0×r_2＋0.1×A－14.5
30.0≦d≦61.0（サイネージディスプレイに適用）	≦0.27×A＋8.0	

備考）１　「r」はディスプレイ解像度（メガピクセル）を，「A」は可視画面面積（平方インチ）をそれぞれ表す。また，画素密度D_p及びr_1、r_2の算出方法は，次式による。

D_p＝r×10^6／A

D_p＞20,000の場合：

r_1＝20,000×A／10^6，r_2＝（D_p－20,000）×A／10^6

２　「オンモード」とは，主機能を1つ以上提供しているときの消費電力モードをいう。

３　「サイネージディスプレイ」とは，一般に対角線画像サイズが12インチより大きく，画素密度が5,000以下の業務用表示板をいう。

４　次の①から③に示す特性及び機能をすべて有するコンピュータモニタについては，本表に従って算出された消費電力のPに許容値のP_{EP}を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。

①画面カバーガラスの有無にかかわらず，少なくとも85度の水平視角において最低60:1のコントラスト比が測定されるもの

②2.3メガピクセル以上の基本解像度のもの

③IEC 61966 2-1により規定されている，少なくともsRGBの色域サイズのもの（色空間における変化は、規定のsRGB色の99%以上に対応している限り許容される）

対角線画面サイズが27インチ未満の場合：P_{EP}＝0.30×P

対角線画面サイズが27インチ以上の場合：P_{EP}＝0.75×P

５　初期設定により周囲光に応じてディスプレイの明るさを自動調節する機能が有効にされている機器については，本表に従って算出された消費電力（P）に許容値のP_{ABC}を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。ただし，下記の消費電力低減率R_{ABC}が20%未満の場合はP_{ABC}を加算しない。消費電力低減率R_{ABC}及び許容値P_{ABC}の算出方法は，次式による。

R_{ABC}＝100×（P_{300}－P_{10}）／P_{300}

P_{300}は300luxの周囲光水準、P_{10}は10luxの周囲光水準で試験したときの消費電力

P_{ABC}＝0.10×P

６　消費電力の測定方法については，「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則（平成25年6月施行）　別表２－２」による。

表２６　ディスプレイに係るスリープモード消費電力及びオフモード消費電力の基準

スリープモード 消費電力（W）	オフモード 消費電力（W）
≦0.5	≦0.5

備考）１「スリープモード」とは，接続している装置又は内部要因から信号を受信した後に製品が移行する消費電力モード（接続されている機器，ネットワーク，遠隔操作装置，内部要因から信号を受け取った場合に当該モードから復帰可能であること。）をいう。

２　スリープモード消費電力の基準は，表２７のブリッジ接続又はネットワーク能力に対するスリープモード消費電力許容値及び表２８の追加能力に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。

３　「オフモード」とは，電源に接続しているが，オンモード又はスリープモードのいずれの機能も提供していないときの消費モード（使用者による電源スイッチ又は制御装置の直接的な操作によってのみ，本モードを終了させることができる。）をいう。なお，必ずしも本モードを備えている必要はなく，本モードを提供する機器の場合は，本表の基準を満たすこと。

４　消費電力の測定方法については，「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則（平成25年6月施行）　別表２－２」による。

表２７　ブリッジ接続又はネットワーク能力に対するスリープモード消費電力許容値

能力	対象となる種類	消費電力 許容値（W）
ブリッジ接続	USB1.x	0.1
	USB2.x	0.5
	USB3.x、ディスプレイポート（非映像接続）、サンダーボルト	0.7
ネットワーク接続	Wi-Fi	2.0
	ファストイーサネット	0.2
	ギガビットイーサネット	1.0

表２８　追加能力に対するスリープモード消費電力許容値

能力	対象となる種類	消費電力 許容値（W）
センサー	占有センサー	0.5
メモリ	フラッシュメモリカード／スマートカードリーダー、カメラインターフェース、ピクトブリッジ	0.2

表２９　デジタル印刷機のエネルギー消費効率の基準

		デジタル印刷機エネルギー消費効率（W）			
		Ａ３対応機		Ｂ４対応機，Ａ４対応機	
		プリンタ機能 作動時	プリンタ機能 非作動時	プリンタ機能 作動時	プリンタ機能 非作動時
プリンタ機能標準装備型		35.5	28	22	20
上記以外	プリンタ機能あり	35.5		22	
	プリンタ機能なし		24		19

備考）１　「プリンタ機能標準装備型」とは，パソコンの出力プリンタとして動作する機能が標準装備として付加され，製品として切り離すことのできないものをいう。

２　「上記以外」とは，拡張機能としてパソコンの出力プリンタとして動作する機能を付加できるもの及びパソコンの出力プリンタとして動作することができないものをいう。

３　「Ａ３対応機」，「Ｂ４対応機」，「Ａ４対応機」とは，次による。

Ａ３対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ287㎜，409㎜以上のもの

Ｂ４対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ250㎜，353㎜以上のもの

Ａ４対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ204㎜，288㎜以上のもの

４　エネルギー消費効率の算定方法については次式による。

Ｅ＝（Ａ＋７×Ｂ）／８

Ａ：機械立ち上げ時の１時間における消費電力量（Ｗｈ）

・電源の投入後，印刷速度はデフォルトで，テストチャートを使用して１版目を製版し，①の条件で印刷を行う。印刷終了後直ちに同じ条件で２版目の製版を開始し，①の条件で印刷を行う。その後その状態で放置するものとする。

・電源投入後速度変更はしない。

Ｂ：通常時の１時間における消費電力量（Ｗｈ）

・Ａの測定終了後１版目を製版し，①の条件で印刷を行う。印刷終了後直ちに同じ条件で２版目の製版を開始し，①の条件で印刷を行う。その後その状態で放置するものとする。

Ａ，Ｂの測定条件

① １版当たりの印刷枚数　２００枚／版
② １時間の製版枚数　２版／時
③ １時間の印刷枚数　４００枚／時
④ 印刷速度　工場出荷時に設定された電源投入時の速度
⑤ テストチャート　Ａ４，画像面積比率４～７％
⑥ 標準印刷用紙　６４ｇ／㎡の上質紙
⑦ 測定時の環境条件　温度：２１±３℃，湿度：６５±１０％
測定前に１２時間以上放置

⑧　プリンタ機能非作動時の測定の場合，放置時におけるオートシャットオフモード又は低電力モードへの移行を認める。
⑨　低電力モード及びオートシャットオフモードへの移行時間は５分にセットする。ただし，出荷後，変更することができない構 造の機械については既定値を用いる。
⑩　プリンタ機能作動時の測定の場合，オートシャットオフモード機能を作動させてはならない。また，放置時における低電力モードへの移行を認める。

表３０　一次電池に係る最小平均持続時間

形状の通称（寸法：高さ・直径）	負荷抵抗（Ω）	最小平均持続時間	
		初　度	12か月貯蔵後及び使用推奨期限
単１形（61.5mm･34.2mm）	1.5	520分	465分
	600mA(放電電流)	11時間	9.9時間
	10	85時間	76時間
	2.2	16時間	14時間
単２形（50.0mm･26.2mm）	3.9(携帯電灯条件)	800分	720分
	400mA(放電電流)	8.0時間	7.2時間
	20	80時間	72時間
	3.9(モーター使用機器・玩具)	14時間	12時間
単３形（50.5mm･14.5mm）	43	60時間	54時間
	3.9	5.0時間	4.5時間
	100mA(放電電流)	15時間	13.5時間
	250mA(放電電流)	5.0時間	4.5時間
	1000mA(放電電流)	220回	195回
	1,500mW 650mW	40回	36回
	24	33時間	29時間
	3.3	190分	170分
単４形（44.5mm･10.5mm）	5.1(携帯電灯条件)	130分	115分
	24	14.5時間	13.0時間
	5.1(モーター使用機器・玩具)	2.0時間	1.8時間
	75	44時間	39時間
	600mA(放電電流)	170回	150回
	100mA(放電電流)	7.0時間	6.3時間

表３１　移動電話等に係る環境配慮設計項目

目　的	評価項目	評価基準
リデュース配慮設計	製品等の省資源化（小型化，軽量化）	製品の容積や質量を，削減抑制していること。
	製品の省電力化	製品の消費電力を抑制していること。また，低消費電力技術等の開発に取り組んでいること。
	製品の長寿命化	製品の信頼性，耐久性が維持又は向上していること。
リユース配慮設計	共有化設計	充電器等について，リユースが容易な設計になっていること。
	分離・分解しやすい設計	リユースのための分離・分解が容易であること。
リサイクル配慮設計	リサイクル時の環境負荷低減	希少な材料を含む部品や鉄，銅，アルミニウム等汎用金属類の種類が把握できていること。
		複合材料の使用やリサイクルを阻害する加工等を削減していること。
	分離・分解が容易な構造	再資源化原料として利用が可能な材料，部品にするための分離・分解が容易であること。
		異種材料の分離が容易な構造であること。
		リサイクルのための分離・分解が容易であること。
	分別の容易性	リサイクルのための材料，部品等の材料判別が容易であること。
		製品の筐体に使用するプラスチックの種類，グレードが可能な限り統一されていること。

表３２　電気冷蔵庫等に係る基準エネルギー消費効率算定式

区分				基準エネルギー消費効率算定式
種　別	冷却方式	定格内容積	冷蔵室区画の扉の枚数	
電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫	冷気自然対流方式のもの			$E=0.844\times V_1+155$
	冷気強制循環方式のもの	300リットル以下		$E=0.774\times V_1+220$
		300リットル超	１枚	$E=0.302\times V_1+343$
			２枚以上	$E=0.296\times V_1+374$
電気冷凍庫	冷気自然対流方式のもの			$E=0.844\times V_2+155$
	冷気強制循環方式のもの	300リットル以下		$E=0.774\times V_2+220$
		300リットル超		$E=0.302\times V_2+343$

備考）１　Ｅ及びV_1，V_2は，次の数値を表す。

Ｅ：基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）

V_1：調整内容積（冷凍室の定格内容積に，当該冷凍室がスリースター室タイプのものにあっては2.20を，ツースター室タイプのものにあっては1.87を，ワンスター室タイプのものにあっては1.54を乗じた数値に冷凍室以外の貯蔵室の定格内容積を加え，小数点以下を四捨五入した数値）（単位：Ｌ）

V_2：調整内容積（冷凍室の定格内容積に，当該冷凍室がスリースター室タイプのものにあっては2.20を，ツースター室タイプのものにあっては1.87を，ワンスター室タイプのものにあっては1.54を乗じ，小数点以下を四捨五入した数値）（単位：Ｌ）

２　電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫のエネルギー消費効率の算定法については，エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第286号（平成18年9月19日）の「２エネルギー消費効率の測定方法（２）」による。

３　電気冷凍庫のエネルギー消費効率の算定法については，エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第287号（平成18年9月19日）の「３エネルギー消費効率の測定方法（２）」による。

表３３　液晶テレビ又はプラズマテレビに係る基準エネルギー消費効率又は算定式

区分				基準エネルギー消費効率又は算定式
画素数	受信機型サイズ	動画表示	付加機能	
ＦＨＤ	１９Ｖ型未満	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	Ｅ＝５９
			付加機能を１つ有するもの	Ｅ＝７１
			付加機能を２つ有するもの	Ｅ＝８３
			付加機能を３つ有するもの	Ｅ＝９５
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	Ｅ＝７４
			付加機能を１つ有するもの	Ｅ＝８６
			付加機能を２つ有するもの	Ｅ＝９８
			付加機能を３つ有するもの	Ｅ＝１１０
	１９Ｖ以上３２Ｖ未満	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋21
			付加機能を１つ有するもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋33
			付加機能を２つ有するもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋45
			付加機能を３つ有するもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋57
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋36
			付加機能を１つ有するもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋48
			付加機能を２つ有するもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋60
			付加機能を３つ有するもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋72
		液晶４倍又はプラズマ	付加機能を有しないもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋58
			付加機能を１つ有するもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋70
			付加機能を２つ有するもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋82
			付加機能を３つ有するもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋94
	３２Ｖ以上	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－126
			付加機能を１つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－114
			付加機能を２つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－102
			付加機能を３つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－90
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－111
			付加機能を１つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－99
			付加機能を２つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－87
			付加機能を３つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－75
		液晶４倍又はプラズマ	付加機能を有しないもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－89
			付加機能を１つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－77
			付加機能を２つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－65
			付加機能を３つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－53
その他のもの	１９Ｖ型未満	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	Ｅ＝４４
			付加機能を１つ有するもの	Ｅ＝５６
			付加機能を２つ有するもの	Ｅ＝６８
			付加機能を３つ有するもの	Ｅ＝８０
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	Ｅ＝５９
			付加機能を１つ有するもの	Ｅ＝７１
			付加機能を２つ有するもの	Ｅ＝８３
			付加機能を３つ有するもの	Ｅ＝９５
	１９Ｖ以上３２Ｖ未満	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋6
			付加機能を１つ有するもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋18
			付加機能を２つ有するもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋30
			付加機能を３つ有するもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋42
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋21
			付加機能を１つ有するもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋33
			付加機能を２つ有するもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋45
			付加機能を３つ有するもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋57
		液晶４倍又はプラズマ	付加機能を有しないもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋43
			付加機能を１つ有するもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋55
			付加機能を２つ有するもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋67
			付加機能を３つ有するもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋79
		液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－141
			付加機能を１つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－129
			付加機能を２つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－117

	３２Ｖ以上		付加機能を３つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－105
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－126
			付加機能を１つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－114
			付加機能を２つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－102
			付加機能を３つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－90
		液晶４倍又はプラズマ	付加機能を有しないもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－104
			付加機能を１つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－92
			付加機能を２つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－80
			付加機能を３つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－68

備考）１　「ＦＨＤ」とは，垂直方向の画素数が1,080以上，かつ，水平方向の画素数が1,920以上のものをいう。
２　「受信機型サイズ」とは，駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値を2.54で除して小数点以下を四捨五入した数値をいう。
３　「動画表示」とは，次のものとする。
液晶ノーマル：液晶パネルを用い，１秒間に60コマ以上120コマ未満の静止画を表示するもの
液晶倍速　　：液晶パネルを用い，１秒間に120コマ以上240コマ未満の静止画を表示するもの
液晶４倍速　：液晶パネルを用い，１秒間に240コマ以上の静止画を表示するもの
プラズマ　　：プラズマディスプレイパネルを用い表示するもの
４　「付加機能」とは，ダブルデジタルチューナー，ＤＶＤ（録画機能を有するものに限る。），磁気ディスク装置，ブルーレイディスクレコーダーをいう。
５　エネルギー消費効率の算定方法については，エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第24号（平成22年2月18日）の「２　エネルギー消費効率の測定方法２－２」による。

表３４　電気便座に係る基準エネルギー消費効率又はその算定式

区分		基準エネルギー消費効率
洗浄機能の有無	貯湯タンクの有無	
暖房便座（洗浄機能無し）		141
温水洗浄便座（洗浄機能有り）	貯湯式（貯湯タンク有り）	183
	瞬間式（貯湯タンク無し）	135

備考）１　「暖房便座」とは，暖房用の便座のみを有するものをいう。
２　「温水洗浄便座」とは，暖房便座に温水洗浄装置を組み込んだものをいう。
３　エネルギー消費効率の算定法については，エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第288号（平成19年11月26）の「３　エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

表３５　電子レンジに係る基準エネルギー消費効率

区分			基準エネルギー
機能	加熱方式	庫内容積	消費効率
オーブン機能を有するもの以外（単機能レンジ）			60.1
オーブン機能を有するもの（オーブンレンジ）	ヒーターの露出があるもの（熱風循環加熱方式のものを除く。）	30L未満のもの	73.4
		30L以上のもの	78.2
	ヒーターの露出があるもの以外（熱風循環加熱方式のものを除く。）	30L未満のもの	70.4
		30L以上のもの	79.6
	熱風循環加熱方式のもの		73.5

備考）１　「庫内容積」とは，家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）に基づく電気機械機具品質表示規程で定める加熱室の有効寸法より算出した数値をいう。
２　エネルギー消費効率の算定法については，エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第63号（平成18年3月29日）の「２エネルギー消費効率の測定方法」による。

表３６－１　家庭用品品質表示法施行令別表第３号（七）のエアコンディショナーであって直吹き形で壁掛け形のもの（マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）のうち冷房能力が 4.0kW 以下のものに係る基準エネルギー消費効率

区分		基準エネルギー消費効率
冷房能力	室内機の寸法タイプ	
3.2kW以下	寸法規定タイプ	5.8
	寸法フリータイプ	6.6
3.2kW超 4.0kW以下	寸法規定タイプ	4.9
	寸法フリータイプ	6.0

備考）１　「室内機の寸法タイプ」とは，室内機の横幅寸法800ミリメートル以下かつ高さ295ミリメートル以下の機種を寸法規定タイプとし，それ以外を寸法フリータイプとする。
２　エネルギー消費効率の算定法については，エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第285号（平成18年9月19日）の「３エネルギー消費効率の測定方法（２）」による。表３６－２において同じ。

表３６－２　家庭用のエアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率

区分		基準エネルギー消費効率
ユニットの形態	冷房能力	
直吹き形で壁掛け形のもの	4.0kW超5.0kW以下	5.5
	5.0kW超6.3kW以下	5.0

	6.3kW超28.0kW以下	4.5
直吹き形で壁掛け形以外のもの（マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）	3.2kW以下	5.2
	3.2kW超4.0kW以下	4.8
	4.0kW超28.0kW以下	4.3
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0kW以下	5.4
	4.0kW超7.1kW以下	5.4
	7.1kW超28.0kW以下	5.4

表３７　業務の用に供するエアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率

区分			基準エネルギー消費効率又は算定式
形態及び機能	室内機の種類	冷房能力	
複数組合せ形のもの及び下記以外のもの	四方向カセット形	3.6kW未満	E=6.0
		3.6kW以上10.0kW未満	E=6.0-0.083×(A-3.6)
		10.0kW以上20.0kW未満	E=6.0-0.12×(A-10)
		20.0kW以上28.0kW以下	E=5.1-0.060×(A-20)
	四方向カセット形以外	3.6kW未満	E=5.1
		3.6kW以上10.0kW未満	E=5.1-0.083×(A-3.6)
		10.0kW以上20.0kW未満	E=5.1-0.10×(A-10)
		20.0kW以上28.0kW以下	E=4.3-0.050×(A-20)
マルチタイプのもので室内機の運転を個別制御するもの		10.0kW未満	E=5.7
		10.0kW以上20.0kW未満	E=5.7-0.11×(A-10)
		20.0kW以上40.0kW未満	E=5.7-0.065×(A-20)
		40.0kW以上50.4kW以下	E=4.8-0.040×(A-40)
室内機が床置きでダクト接続形のもの及びこれに類するもの	直吹き形	20.0kW未満	E=4.9
		20.0kW以上28.0kW以下	E=4.9
	ダクト形	20.0kW未満	E=4.7
		20.0kW以上28.0kW以下	E=4.7

備考）１　「ダクト接続形のもの」とは，吹き出し口にダクトを接続するものをいう。

２　E及びAは次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率（単位：通年エネルギー消費効率）

A：冷房能力（単位：kW）

３　エネルギー消費効率の算定法については，エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第213号（平成21年6月22日）の「３エネルギー消費効率の測定方法(3)」による。

表３８　ガスヒートポンプ式冷暖房機に係る成績係数

区分	成績係数の種類	成績係数
JIS適合機種	期間成績係数（APF）	1.42
JIS適合外機種	一次エネルギー換算成績係数（COP）	1.15

備考）１　期間成績係数（APF）の算出方法は，JIS B 8627-1による。

２　一次エネルギー換算成績係数（COP）の算出方法については次式による。また，定格周波数が50ヘルツ・60ヘルツ共用のものにあっては，それぞれの周波数で測定した数値により算定した数値のうち小さい方の値とする。

COP=(Cc/(Egc+Eec)+Ch/(Egh+Eeh))/2

COP：一次エネルギー換算成績係数

Cc　：冷房標準能力（単位：kW）

Egc：冷房ガス消費量（単位：kW）

Eec：冷房消費電力（単位：kW）を1kWhにつき9,760kJとして1次エネルギーに換算した値（単位：kW）

Ch　：暖房標準能力（単位：kW）

Egh：暖房ガス消費量（単位：kW）

Eeh：暖房消費電力（単位：kW）を1kWhにつき9,760kJとして1次エネルギーに換算した値（単位：kW）

３　冷房標準能力，冷房ガス消費量，冷房消費電力，暖房標準能力，暖房ガス消費量及び暖房消費電力については，JIS B 8627-2又は B 8627-3の規定する方法により測定する。

４　冷房消費電力,暖房消費電力については,室外機の実効消費電力とする。

表３９　ガスストーブに係る基準エネルギー消費効率

区　　分	基準エネルギー消費効率
密　閉　式	82.0

備考）　エネルギー消費効率の算定法については，エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第55号（平成18年3月29日）の「３エネルギー消費効率の測定方法」による。以下表４０において同じ。

表４０　石油ストーブに係る基準エネルギー消費効率又はその算定式

区　　分		基準エネルギー消費効率またはその算定式
給排気方式	伝熱方式	
密閉式	自然対流式	83.5
	強制対流式	86.0

半密閉式	放射式	69.0
	放射式以外のものであって最大の燃料消費量が1.5L／h以下のもの	67.0
	放射式以外のものであって最大の燃料消費量が1.5L／hを超えるもの	E＝－3.0×L＋71.5

備考）E及びLは，次の数値を表す。
E：基準エネルギー消費効率（単位：%）
L：最大燃料消費量（単位：L／h）

表４１　家庭用ヒートポンプ式電気給湯器に係る基準エネルギー消費効率

想定世帯	貯湯容量	仕様	保温機能	貯湯缶数	基準エネルギー消費効率
標準（4人世帯）	240リットル未満	寒冷地仕様以外のもの	有	一缶	2.8
				多缶	2.4
			無	一缶	3.0
				多缶	2.6
		寒冷地仕様	有	一缶	2.3
				多缶	2.0
			無	一缶	2.6
				多缶	2.3
	240リットル以上320リットル未満	寒冷地仕様以外のもの	有	一缶	2.8
				多缶	2.8
			無	一缶	3.2
				多缶	2.8
		寒冷地仕様	有	一缶	2.3
				多缶	2.0
			無	一缶	2.7
				多缶	2.3
	320リットル以上550リットル未満	寒冷地仕様以外のもの	有	一缶	3.3
				多缶	2.8
			無	一缶	3.2
				多缶	2.8
		寒冷地仕様	有	一缶	2.7
				多缶	2.3
			無	一缶	2.7
				多缶	2.3
	550リットル以上	寒冷地仕様以外のもの	有	一缶	2.9
				多缶	2.5
			無	一缶	2.9
				多缶	2.5
		寒冷地仕様	有	一缶	2.4
				多缶	2.1
			無	一缶	2.5
				多缶	2.2
少人数（2人世帯）	－	寒冷地仕様以外のもの	有	－	2.4
			無		2.8
		寒冷地仕様	有		2.0
			無		2.4

表４２　ガス温水機器に係る基準エネルギー消費効率

区分				基準エネルギー消費効率
ガス温水機器の種別	通気方式	循環方式	給排気方式	
ガス瞬間湯沸器	自然通気式		開放式	83.5
			開放式以外のもの	78.0
	強制通気式		屋外式以外のもの	80.0
			屋外式	82.0
ガスふろがま（給湯付のもの以外）	自然通気式	自然循環式	半密閉式又は密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの）	75.5
			密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの以外）	71.0
			屋外式	76.4
	強制通気式	自然循環式		70.8
		強制循環式		77.0
ガスふろがま（給湯付のもの）	自然通気式	自然循環式	半密閉式又は密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの）	78.0
			密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの以外）	77.0
			屋外式	78.9
	強制通気式	自然循環式		76.1
		強制循環式	屋外式以外のもの	78.8

			屋外式	80.4
ガス暖房機器（給湯付のもの以外）				83.4
ガス暖房機器（給湯付のもの）				83.0

備考）　エネルギー消費効率の算定法については，エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第57号（平成18年3月29日）の「３エネルギー消費効率の測定方法」による。

表４３　石油温水機器に係る基準エネルギー消費効率

区分			基準エネルギー消費効率
用途	加熱形態	給排気方式又は制御方式	
給湯用のもの	瞬間形		86.0
	貯湯式であって急速加熱形のもの		87.0
	貯湯式であって急速加熱形以外のもの		85.0
暖房用のもの	瞬間形	開放形	85.3
		半密閉式	79.4
		密閉式	82.1
	貯湯式であって急速加熱形のもの	オンーオフ制御	87.0
		オンーオフ制御以外のもの	82.0
	貯湯式であって急速加熱形以外のもの		84.0
浴用のもの	伝熱筒のあるもの		75.0
	伝熱筒のないもの		61.0

備考）
1　「給湯用のもの」とは，主として給湯用に供するものをいい，暖房用又は浴用に供するための機能が付随するものを含む。
2　「暖房用のもの」とは，主として暖房用に供するものをいい，給湯用又は浴用に供するための機能が付随するものを含む。
3　「浴用のもの」とは，主として浴用に供するものをいい，給湯用又は暖房用に供するための機能が付随するものを含む。
4　「急速加熱形のもの」とは，加熱時間（JIS S 3031に規定する加熱速度の測定方法により測定した時間をいう。）が200秒以内のものをいう。
5　「伝熱筒」とは，貯湯部を貫通する煙道をいう。
6　「オンーオフ制御」とは，制御が点火又は消火に限り行われるものをいう。
7　エネルギー消費効率の算定法は，エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第58号（平成18年3月29日）の「３エネルギー消費効率の測定方法」による。

表４４　ガス調理機器のこんろ部に係る基準エネルギー消費効率

区分			こんろ部
ガス調理機器の種別	設置形態	バーナーの数	基準エネルギー消費効率
ガスこんろ	卓上形		51.0
	組込形		48.5
ガスグリル付こんろ	卓上形	２口以下	56.3
		３口以上	52.4
	組込形	２口以下	53.0
		３口以上	55.6
	キャビネット形又は据置形		49.7
ガスレンジ			48.4

備考）1　「ガスレンジ」とは，ガスオーブンとガスこんろを組み合わせたものをいう。
2　「卓上形」とは，台の上に置いて使用するものをいう。
3　「組込形」とは，壁または台に組み込んで使用するものをいう。
4　「キャビネット形」とは，専用のキャビネットの上に取り付けて使用するものをいう。
5　「据置形」とは，台又は床面に据え置いて使用するものをいう。
6　こんろ部のエネルギー消費効率の算定法については，エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第56号（平成18年3月29日）の「３エネルギー消費効率の測定方法（１）」による。

表４５　ガス調理機器のグリル部に係る基準エネルギー消費効率算定式

区分		グリル部
燃焼方式	調理方式	基準エネルギー消費効率の算定式
片面焼き	水あり	E=25.1Vg+123
	水なし	E=25.1Vg+16.4
両面焼き	水あり	E=12.5Vg+172
	水なし	E=12.5Vg+101

備考）1　E及びVgは，次の数値を表すものとする。
E：グリル部基準エネルギー消費効率（単位：Wh）
Vg：庫内容積（単位：L）
2　「片面焼き」とは，食材の片側から加熱調理する方式のものをいう。
3　「両面焼き」とは，食材の両面から加熱調理する方式のものをいう。
4　「水あり」とは，グリル皿に水を張った状態で調理する方式のものをいう。
5　「水なし」とは，グリル皿に水を張らない状態で調理する方式のものをいう。
6　「庫内容積」とは，焼網面積にグリル皿底面から入口上部までの高さを乗じた数値を小数点以下２桁で四捨五入した数値をいう。
7　グリル部のエネルギー消費効率の算定法については，エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省

告示第56号（平成18年3月29日）の「３エネルギー消費効率の測定方法（２）」による。

表４６　ガス調理機器のオーブン部（ガスオーブンを含む）に係る基準エネルギー消費効率算定式

設置状態	オーブン部 基準エネルギー消費効率の算定式
卓上又は据置形	E=18.6Vo+306
組込形	E=18.6Vo+83.3

備考）１　E及びVoは，次の数値を表すものとする。
E：オーブン部基準エネルギー消費効率（単位：Wh）
Vo：庫内容積（単位：L）
２　「卓上形」とは，台の上に置いて使用するものをいう。
３　「組込形」とは，壁又は台に組み込んで使用するものをいう。
４　「据置形」とは，台又は床面に据え置いて使用するものをいう。
５　「庫内容積」とは，庫内底面積に庫内高さを乗じた数値を小数点以下2桁で四捨五入した数値をいう。
６　オーブン部のエネルギー消費効率の算定法については，エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省平成18年3月告示第56号の「３エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

表４７－１　蛍光灯照明器具に係る基準エネルギー消費効率

区分			基準エネルギー消費効率
使用用途	蛍光ランプの形状	蛍光ランプの大きさ	
施設用	直管形のもの又はコンパクト形のもののうち２本管形のもの	蛍光ランプの大きさの区分が８６以上の蛍光ランプを使用するもの	100.8
		蛍光ランプの大きさの区分が８６未満の蛍光ランプを使用するもの	100.5
	コンパクト形のもののうち２本管形以外のもの		61.6
家庭用	環形のもの又は直管形のもの	使用する蛍光ランプの大きさの区分の総和が７０以上のもの（蛍光ランプの大きさの区分が２０の直管形蛍光ランプを使用するものを除く）	91.6
		使用する蛍光ランプの大きさの区分の総和が７０未満のものまたは蛍光ランプの大きさの区分の総和が７０以上のものであって蛍光ランプの大きさが２０の直管形蛍光ランプを使用するもの	78.1
卓上スタンド用	直管形のもの又はコンパクト形のもの		70.8

備考）１　「蛍光ランプの大きさの区分」とは，直管形蛍光ランプのうち，高周波点灯専用形蛍光ランプにあっては，JISC7617-2の2.3.1に規定する定格ランプ電力をいい，それ以外のものにあってはJISC7617-2の2.3.1に規定する大きさの区分をいい，コンパクト形蛍光ランプ又は環形高周波点灯専用型蛍光ランプにあってはJISC7618-2の2.3.1に規定する定格ランプ電力をいい，環形高周波点灯専用型蛍光ランプ以外の環形蛍光ランプにあってはJIS7618-2の2.3.1に規定する定格ランプ電力又は大きさの区分をいう。また，これらの規格に規定のない蛍光ランプにあっては定格ランプ電力の数値とする。ただし，環形高周波点灯専用形蛍光ランプのうち高出力点灯するものにあっては，高出力点灯時のランプ電力の数値とする。
２　エネルギー消費効率の算定法は，エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第54号（平成22年3月19日）の「３エネルギー消費効率の測定方法」による。

表４７－２　LED照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準

光源色	固有エネルギー消費効率
昼光色	70lm/W以上
昼白色	
白色	60lm/W以上
温白色	
電球色	

備考）１　「光源色」は，JIS Z 9112に規定する蛍光ランプの光源色の区分に準ずるものとする。
２　昼光色，昼白色，白色，温白色及び電球色以外の光を発するものは，本項の「LED照明器具」に含まれないものとする。

表４７－３　LEDランプに係るランプ効率の基準

全光束	光源色	ランプ効率
400lm以上	昼光色	75lm/W以上
	昼白色	
	白色	60lm/W以上
	温白色	
	電球色	
400lm未満	昼光色	65lm/W以上
	昼白色	
	白色	55lm/W以上
	温白色	

電球色

備考）１　「光源色」は，JIS Z 9112に規定する蛍光ランプの光源色の区分に準ずるものとする。

２　昼光色，昼白色，白色，温白色及び電球色以外の光を発するものは，本項の「LEDランプ」に含まれないものとする。

３　調光・調色対応ランプについては，表１の全光束別・光源色別の区分のランプ効率の基準から5lm/Wを差し引いた値とする。なお，当該ランプのランプ効率については，最大消費電力時における全光束から算出された値とする。

表４８－１　ガソリン自動車又はLPガス自動車に係る排出ガス基準

区分	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物
乗用車	1.15g/km以下	0.013g/km以下	0.013g/km以下
小型バス（1.7t以下）・軽量貨物車	1.15g/km以下	0.025g/km以下	0.025g/km以下
小型バス（1.7t超）・中量貨物車	2.55g/km以下	0.025g/km以下	0.035g/km以下
軽貨物車	4.02g/km以下	0.025g/km以下	0.025g/km以下

備考）１　粒子状物質については，排出がないとみなされる程度であること。

２　「軽量貨物車」とは，車両総重量1.7t以下の貨物自動車をいう。以下同じ。

３　「中量貨物車」とは，車両総重量1.7t超3.5t以下の貨物自動車をいう。以下同じ。

４　「軽貨物車」とは，貨物自動車のうち軽自動車であるものをいう。以下同じ。

表４８－２　ガソリン乗用車又はディーゼル乗用車に係るJC08モード燃費基準

区分	燃費基準値	
	ガソリン	ディーゼル
車両重量が　601kg未満	22.5km/L以上	24.8km/L以上
車両重量が　601kg以上　741kg未満	21.8km/L以上	24.0km/L以上
車両重量が　741kg以上　856kg未満	21.0km/L以上	23.1km/L以上
車両重量が　856kg以上　971kg未満	20.8km/L以上	22.9km/L以上
車両重量が　971kg以上1,081kg未満	20.5km/L以上	22.6km/L以上
車両重量が1,081kg以上1,196kg未満	18.7km/L以上	20.6km/L以上
車両重量が1,196kg以上1,311kg未満	17.2km/L以上	18.9km/L以上
車両重量が1,311kg以上1,421kg未満	15.8km/L以上	17.4km/L以上
車両重量が1,421kg以上1,531kg未満	14.4km/L以上	15.8km/L以上
車両重量が1,531kg以上1,651kg未満	13.2km/L以上	14.5km/L以上
車両重量が1,651kg以上1,761kg未満	12.2km/L以上	13.4km/L以上
車両重量が1,761kg以上1,871kg未満	11.1km/L以上	12.2km/L以上
車両重量が1,871kg以上1,991kg未満	10.2km/L以上	11.2km/L以上
車両重量が1,991kg以上2,101kg未満	9.4km/L以上	10.3km/L以上
車両重量が2,101kg以上2,271kg未満	8.7km/L以上	9.6km/L以上
車両重量が2,271kg以上	7.4km/L以上	8.1km/L以上

備考）　「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第6号に規定する空車状態における車両の重量をいう。以下同じ。

【参考】車両重量とエンジン総排気量の目安（ガソリン乗用車の例）

エンジン総排気量	車両重量
～６６０cc（軽自動車）	650～1,000kg
６６１～１，０００cc	800～　900kg
１，００１～１，５００cc	850～1,200kg
１，５０１～２，０００cc	1,100～1,550kg
２，００１～２，５００cc	1,400～1,650kg
２，５０１～３，０００cc	1,500～1,900kg

注）市販され調達基準を満たす車両のサンプルから作成。

表４８－３　小型バス（車両総重量3.5t以下）に係るJC08モード燃費基準

区分	燃費基準値
ガソリンを燃料とする小型バス	8.5km/L以上
軽油を燃料とする小型バス	9.7km/L以上

表４８－４　ガソリン小型貨物車に係るJC08モード燃費基準

区分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手動式	741kg未満	構造A	23.2km/L以上

		741kg以上		20.3km/L以上
	手動式以外のもの	741kg未満		20.9km/L以上
		741kg以上　856kg未満		19.6km/L以上
		856kg以上		18.9km/L以上
	手動式	741kg未満	構造B	18.2km/L以上
		741kg以上　856kg未満		18.0km/L以上
		856kg以上　971kg未満		17.2km/L以上
		971kg以上		16.4km/L以上
	手動式以外のもの	741kg未満		16.4km/L以上
		741kg以上　856kg未満		16.0km/L以上
		856kg以上　971kg未満		15.4km/L以上
		971kg以上		14.7km/L以上
軽量貨物車	手動式	1,081kg未満		18.5km/L以上
		1,081kg以上		17.1km/L以上
	手動式以外のもの	1,081kg未満		17.4km/L以上
		1,081kg以上1,196kg未満		15.8km/L以上
		1,196kg以上		14.7km/L以上
中量貨物車	手動式		構造A	14.2km/L以上
	手動式以外のもの	1,311kg未満		13.3km/L以上
		1,311kg以上		12.7km/L以上
	手動式	1,311kg未満	構造B1	11.9km/L以上
			構造B2	11.2km/L以上
		1,311kg以上1,421kg未満	構造B1	10.6km/L以上
			構造B2	10.2km/L以上
		1,421kg以上1,531kg未満	構造B1	10.3km/L以上
			構造B2	9.9km/L以上
		1,531kg以上1,651kg未満	構造B1	10.0km/L以上
			構造B2	9.7km/L以上
		1,651kg以上1,761kg未満	構造B1	9.8km/L以上
			構造B2	9.3km/L以上
		1,761kg以上	構造B1	9.7km/L以上
			構造B2	8.9km/L以上
	手動式以外のもの	1,311kg未満	構造B1	10.9km/L以上
			構造B2	10.5km/L以上
		1,311kg以上1,421kg未満	構造B1	9.8km/L以上
			構造B2	9.7km/L以上
		1,421kg以上1,531kg未満	構造B1	9.6km/L以上
			構造B2	8.9km/L以上
		1,531kg以上1,651kg未満	構造B1	9.4km/L以上
			構造B2	8.6km/L以上
		1,651kg以上	構造B2	7.9km/L以上
		1,651kg以上1,761kg未満	構造B1	9.1km/L以上
		1,761kg以上1,871kg未満		8.8km/L以上
		1,871kg以上		8.5km/L以上

備考）1　「構造A」とは，次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。以下同じ。

イ　最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。

ロ　乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており，当該車室と車体外とを固定された屋根，窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

ハ　運転者室の前方に原動機を有するものであること。

2　「構造B」とは，構造A以外の構造をいう。以下同じ。

3　「構造B1」とは，構造Bのうち備考1ロに掲げる要件に該当する構造をいう。以下同じ。

4　「構造B2」とは，構造Bのうち構造B1以外の構造をいう。以下同じ。

表49　ディーゼル小型貨物車に係るJC08モード燃費基準

区分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手動式	741kg未満	構造A	25.5km/L以上
		741kg以上		22.3km/L以上

	手動式以外のもの	741kg未満		23.0km/L以上
		741kg以上　856kg未満		21.6km/L以上
		856kg以上		20.8km/L以上
	手　動　式	741kg未満	構造B	20.0km/L以上
		741kg以上　856kg未満		19.8km/L以上
		856kg以上　971kg未満		18.9km/L以上
		971kg以上		18.0km/L以上
	手動式以外のもの	741kg未満		18.0km/L以上
		741kg以上　856kg未満		17.6km/L以上
		856kg以上　971kg未満		16.9km/L以上
		971kg以上		16.2km/L以上
軽量貨物車	手　動　式	1,081kg未満		20.4km/L以上
		1,081kg以上		18.8km/L以上
	手動式以外のもの	1,081kg未満		19.1km/L以上
		1,081kg以上1,196kg未満		17.4km/L以上
		1,196kg以上		16.2km/L以上
中量貨物車	手　動　式	1,421kg未満	構造A又は構造B1	14.5km/L以上
			構造B2	14.3km/L以上
		1,421kg以上1,531kg未満	構造A又は構造B1	14.1km/L以上
			構造B2	12.9km/L以上
		1,531kg以上1,651kg未満	構造A又は構造B1	13.8km/L以上
			構造B2	12.6km/L以上
		1,651kg以上1,761kg未満	構造A又は構造B1	13.6km/L以上
			構造B2	12.4km/L以上
		1,761kg以上1,871kg未満	構造A又は構造B1	13.3km/L以上
			構造B2	12.0km/L以上
		1,871kg以上1,991kg未満	構造A又は構造B1	12.8km/L以上
			構造B2	11.3km/L以上
		1,991kg以上2,101kg未満	構造A又は構造B1	12.3km/L以上
			構造B2	11.2km/L以上
		2,101kg以上	構造A又は構造B1	11.7km/L以上
			構造B2	11.1km/L以上
	手動式以外のもの	1,421kg未満	構造A又は構造B1	13.1km/L以上
			構造B2	12.5km/L以上
		1,421kg以上1,531kg未満	構造A又は構造B1	12.8km/L以上
			構造B2	11.8km/L以上
		1,531kg以上1,651kg未満	構造A又は構造B1	11.5km/L以上
			構造B2	10.9km/L以上
		1,651kg以上1,761kg未満	構造A又は構造B1	11.3km/L以上
			構造B2	10.6km/L以上
		1,761kg以上1,871kg未満	構造A又は構造B1	11.0km/L以上
			構造B2	9.7km/L以上
		1,871kg以上1,991kg未満	構造A又は構造B1	10.8km/L以上
			構造B2	9.5km/L以上
		1,991kg以上2,101kg未満	構造A又は構造B1	10.3km/L以上
			構造B2	9.0km/L以上
		2,101kg以上	構造A又は構造B1	9.4km/L以上
			構造B2	8.8km/L以上

表５０　路線バス，一般バス（車両総重量3.5t超）に係る重量車モード燃費基準

区　　分	燃費基準値	
	路線バス	一般バス
車両総重量が3.5t超　6t以下	6.97km/L以上	9.04km/L以上
車両総重量が　6t超　8t以下		6.52km/L以上
車両総重量が　8t超10t以下	6.30km/L以上	6.37km/L以上
車両総重量が　10t超12t以下	5.77km/L以上	5.70km/L以上
車両総重量が　12t超14t以下	5.14km/L以上	5.21km/L以上
車両総重量が　14t超16t以下	4.23km/L以上	4.06km/L以上
車両総重量が　16t超		3.57km/L以上

備考）１　「路線バス」とは，乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t超の乗用自動車であって，高速自動車国道等に係る路線以

外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車をいう。

2　「一般バス」とは，乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t超の乗用自動車であって，路線バス以外の自動車をいう。

表５１　トラック等（車両総重量3.5t超）に係る重量車モード燃費基準

区　　分	最大積載量	燃費基準値
車両総重量が3.5t超7.5t以下	最大積載量が1.5t以下	10.83km/L以上
	最大積載量が1.5t超2t以下	10.35km/L以上
	最大積載量が2t超3t以下	9.51km/L以上
	最大積載量が3t超	8.12km/L以上
車両総重量が7.5t超8t以下		7.24km/L以上
車両総重量が　8t超10t以下		6.52km/L以上
車両総重量が　10t超12t以下		6.00km/L以上
車両総重量が　12t超14t以下		5.69km/L以上
車両総重量が　14t超16t以下		4.97km/L以上
車両総重量が　16t超20t以下		4.15km/L以上
車両総重量が　20t超		4.04km/L以上

表５２　トラクタ（車両総重量3.5t超のけん引自動車）に係る重量車モード燃費基準

区　　分	燃費基準値
車両総重量が20t以下のトラクタ	3.09km/L以上
車両総重量が20t超のトラクタ	2.01km/L以上

表５３　LPガス乗用車に係る10・15モード燃費基準

車両重量が　703kg未満	15.9km/L以上
車両重量が　703kg以上　828kg未満	14.1km/L以上
車両重量が　828kg以上1,016kg未満	13.5km/L以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	12.0km/L以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	9.8km/L以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	7.9km/L以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	6.7km/L以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	5.9km/L以上
車両重量が2,266kg以上	4.8km/L以上

表５４　LPガス小型貨物車に係る10・15モード燃費基準

区　　分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手　動　式	703kg未満	構造A	15.8km/L以上
			構造B	13.3km/L以上
		703kg以上　828kg未満	構造A	14.1km/L以上
			構造B	13.1km/L以上
		828kg以上		12.1km/L以上
	手動式以外のもの	703kg未満	構造A	14.8km/L以上
			構造B	12.7km/L以上
		703kg以上　828kg未満	構造A	12.9km/L以上
			構造B	12.1km/L以上
		828kg以上		11.7km/L以上
軽量貨物車	手　動　式	1,016kg未満		13.9km/L以上
		1,016kg以上		12.3km/L以上
	手動式以外のもの	1,016kg未満		11.7km/L以上
		1,016kg以上		10.8km/L以上
中量貨物車（車両総重量が2.5t以下のものに限る）	手　動　式	1,266kg未満	構造A	11.3km/L以上
			構造B	9.6km/L以上
		1,266kg以上1,516kg未満		8.4km/L以上
		1,516kg以上		7.3km/L以上
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造A	9.8km/L以上
			構造B	8.8km/L以上

	1,266kg以上		8.1km/L以上

表５５　太陽光発電装置機器に係る情報開示項目

区分	項目	確認事項
太陽電池モジュール	発電電力量の推定方法の提示（基準状態）	JIS C 8911で規定された基準状態で測定した年間の推定発電電力量
		算定条件（用いた日射量データ，太陽電池及びパワーコンディショナの損失等）
	基準状態での発電電力量が得られない条件及び要因	影の影響，日射条件（モジュールへの影のかかり方や日射条件と発電量の下がり方の対応について，具体的に記載）
		温度の影響（モジュールの温度と発電量の下がり方の対応について具体的に記載）
		気候条件，地理条件（気候条件や地理条件と発電量の対応について具体的に記載）
		その他（配線，受光面の汚れによる損失等，具体的に記載）
周辺機器	パワーコンディショナ	形式，定格容量，出力電気方式，周波数，系統連結方式　等
	接続箱	形式　等
	連系保護装置	可能となる設置方法
	二次電池	使用の有無，（有の場合）回収・リサイクル方法
保守点検・修理の要件	保守点検	範囲，内容
	修理	範囲，内容
モジュール及び周辺機器	廃棄	廃棄方法，廃棄時の注意事項　等
	保証体制	保証履行期限　等

表５６　太陽熱利用装置機器に係る情報開示項目

区分	項目	確認事項
集熱器	集熱量の推定方法の提示	年間の推定集熱量
		算定条件（用いた日射量データ，集熱器及び蓄熱槽の損失等）
	集熱効率40%が得られない条件及び要因	影の影響，日射条件（集熱器への影のかかり方や日射条件と集熱効率の下がり方の対応について，具体的に記載）
		温度の影響（集熱器の温度と集熱効率の下がり方の対応について具体的に記載）
		気候条件，地理条件（気候条件や地理条件と集熱効率の対応について具体的に記載）
		その他（配管や配線，受光面の汚れによる損失等，具体的に記載）
集熱器及び周辺機器	廃棄	廃棄方法，廃棄時の注意事項　等
	保守点検	保守点検の条件（点検の頻度等）　等
	保証体制	保証条件（修理・交換の対応範囲，内容），保証履行期限　等

表５７－１　ガソリンエンジン搭載発電機に係る排出ガス基準値

排気量の区分	排出ガス基準値（g/kWh）	
	HC+NOx	CO
66cc未満	50	610
66cc以上100cc未満	40	
100cc以上225cc未満	16.1	
225cc以上	12.1	

備考）排出ガスの測定方法はJIS B 8008-4のG2モードによる。

表５７－２　ディーゼルエンジン搭載発電機に係る排出ガス基準値

排出ガス基準値（g/kWh）		
NMHC+NOx	CO	PM
7.5	8	0.4

備考）排出ガスの測定方法はJIS B 8008-4のD2モードによる。

表５８　庁舎管理・利用に係る省エネルギー対策例

対象設備等	省エネルギー対策（例）	管理基準（例）	①日常・定期点検	②利用者の協力	③管理運用面
受変電設備	受変電室の室内温度の見直し	季節ごとに実施			○
	デマンドの状況により手動によるこまめな調節	随時実施			○
	進相用コンデンサによる力率管理の徹底	随時実施			○
照明設備	作業スペースの過剰照明，窓際の間引き	利用状況に応じ実施		○	
	廊下，ホールの消灯，間引きの徹底	利用状況に応じ実施		○	
	トイレ・給油室不在時の消灯	毎日実施		○	
	空室・倉庫等の消灯	毎日実施			○
	昼休みの消灯	毎日実施		○	
	残業時間帯における部分消灯，場所の集約化	毎日実施		○	
	始業点灯時間の短縮・制限	毎日実施		○	
	器具の清掃による照明効率の向上	年１回以上実施	○		
	定期的なランプ交換の実施	一回/２～３年			○
	間仕切りの取り止め	適宜実施		○	
	ＯＡルーバーの取り止め	適宜実施		○	
	机の配置，作業箇所の適正化	適宜実施		○	
	ソーラータイマーのこまめな調整	月１回以上実施			○
	局部照明の採用	随時実施		○	
	手動によるこまめな点消灯	随時実施		○	
搬送設備	エレベーター・エスカレーターの運転間引き	毎日実施			○
	階段利用の促進	毎日実施		○	
	停止階の間引き	毎日実施			○
	庁舎内配送共同化の実施	毎日実施		○	
給排水・衛生設備	給湯時間の制限と給湯範囲の縮小	季節・外気温に応じ実施		○	
	夏期における手洗い場等の給湯の停止	当該期間毎日実施			○
	給湯温度の設定変更	毎日実施			○
	使用上，支障の無い範囲で給水・給湯の分岐バルブを絞込み	必要に応じ実施			○
給排気設備	機械室，電気室，倉庫の換気量の制限	随時実施			○
	不使用室の換気停止（倉庫，機械室等）	随時実施			○
	窓の開閉による自然換気の採用	季節・外気温に応じ実施		○	
	ファンベルトの点検・交換	年２回以上実施	○		
熱源・空調設備共通	室内設定温湿度条件の変更	季節・外気温に応じ実施		○	
	運転時間の短縮など機器の起動・停止期間の最適化	毎日実施			○
	季節毎・室内負荷状況に応じた運転方法の最適化	毎日実施			○
	空調終了前に関連補機（外調機・熱源機器）などの停止の励行	毎日実施			○
	インテリア・ペリメータの年間冷暖房の取り止め	季節・外気温に応じ実施			○
	温湿度センサの取付位置の適正化	年２回以上実施	○		
	吹出し口の位置，方向の調整による温度分布均一化	年２回以上実施	○		
	冷暖房期間の短縮化	季節・外気温に応じ実施		○	
	空室・倉庫等 の空調換気の停止	毎日実施			○
	運転時間の短縮	毎日実施			○
	残業時間帯の空調制限	毎日実施		○	
	ブラインド・カーテンの休日前の閉止による休日明けの空調負荷の低減	毎日実施		○	
	早朝・深夜の清掃作業における空調制限	毎日実施			○
	空調時間帯の扉・窓開放の禁止	季節・外気温に応じ実施		○	
	空調の障害となる間仕切り・家具の配置の変更	随時実施		○	
	共用部の温度設定を居室よりも緩和する措置の実施	毎日実施			○
	個人差による衣服の調整など居室者に対する啓蒙活動の実施	季節ごとに実施		○	
	屋上等への散水の実施（気化熱による打ち水効果）	季節・外気温に応じ実施			○
個別空調機	各種センサを含む自動制御装置の適正保守の実施	随時実施	○		
	エアーフィルタの定期清掃の実施	年２回以上実施	○		
	冷温水フィンコイルの定期清掃の実施	年２回以上実施	○		
	空調の還気，吸出し口の障害物の撤去	随時実施		○	
	ウォーミングアップ制御の採用	毎日実施			○
	空調立ち上げ時に対し定常運転後に設定温度を２℃～３℃上げる又は下げる措置の実施	季節・外気温に応じ実施			○
	窓の開閉による自然換気の採用	季節・外気温に応じ実施		○	
	ナイトパージの実施	季節・外気温に応じ実施			○

対象設備等	省エネルギー対策（例）	管理基準（例）	①日常・定期点検	②利用者の協力	③管理運用面
	ショートサーキットの防止	随時実施			○
	スケジュール運転の実施	随時実施			○
	ダクトのエアー漏れ・水漏れ・保温材の脱落等について保守管理の徹底	年２回以上実施	○		
	全熱交換器の清掃管理	年２回以上実施	○		
	全熱交換器の停止措置	季節・外気温に応じ実施			○
	ゼロエナジーバンドの最適化	毎日実施			○
セントラル空調システム関連	省エネ温度管理の実施（冷水は高め，温水は低め）	毎日実施			○
	冷温水の大温度差運転の制御運転の実施（ポンプの搬送動力の低減）	随時実施			○
	冷温水・冷却水の定期的な水質管理の実施（熱伝導率低下の防止）	随時実施	○		
	空調終了３０分程度前での熱源機器の停止	毎日実施			○
ボイラー	空気比・排ガス温度等燃焼装置の最適化の実施	随時実施			○
	伝熱面の清掃・スケール等の除去	年２回以上実施	○		
	熱交換器類の伝熱面の管理	月１回以上実施	○		
	ボイラーの水質管理	月１回以上実施	○		
	蒸気トラップの機能維持（ドレンの回収）の実施	月１回以上実施	○		
	機器のCOP値（効率）の管理	随時実施	○		
冷凍機	冷凍機の運転圧力の適正管理	随時実施	○		
	蒸発器・凝縮器の薬洗・ブラシ清掃などのチューブ内部洗浄の実施	必要に応じ実施	○		
	温度計・圧力計などの計測機器の機能維持，点検整備の実施	年２回以上実施	○		
	マノメーター・センサーなどの計測機器の機能維持，点検整備の実施	年２回以上実施	○		
	機器のCOP値（効率）の管理	随時実施	○		
冷温水発生機・吸収式冷凍機	機内の機密の適正な維持管理	随時実施	○		
	蒸発器・凝縮器の薬洗・ブラシ清掃などのチューブ内部洗浄の　実施	年２回以上実施	○		
	温度計・圧力計などの計測機器の機能維持，点検整備の実施	年２回以上実施	○		
	マノメーター・センサーなどの計測機器の機能維持，点検整備の実施	年２回以上実施	○		
	機器のCOP値の（効率）の管理	随時実施	○		
冷却塔	充填財の汚れ，水質の汚れ等の管理 冷却塔水槽の清掃	随時実施 随時実施	○ ○		
	冷却水の薬注管理の実施	随時実施	○		
ポンプ関連	二次ポンプの起動・停止・圧力流量の最適化の実施	随時実施			○
	グランドパッキン等の水量適正管理の実施	月１回以上実施	○		
	断熱材の状態管理	年２回以上実施	○		
	３管・４管式設備の場合，状況に応じた運転停止などの実施	随時実施			○
蓄熱槽	蓄熱槽における水・氷蓄熱量の最適化運転の実施	随時実施			○
	槽内温度分布の適正管理	随時実施			○
ファンコイル	ペリメータ用ファンコイルの運転最適化（時間帯・設定温度）	季節・外気温に応じ実施			○
	エアーフィルタの定期的な清掃	月１回以上実施	○		
	冷温水ファンコイルの定期的な清掃	月１回以上実施	○		
	空調の還気，吹出し口の障害物の撤去	随時実施		○	
空冷ヒートポンプ	室外機ファンコイルの定期的な洗浄	年２回以上実施	○		
	室内機ファンコイルの定期的な洗浄	年２回以上実施	○		
	室内機のエアーフィルタの定期的な清掃	月１回以上実施	○		
	運転圧力・運転電流などによる運転状況の確認・管理	随時実施	○		
	全熱交換器の清掃	年２回以上実施	○		
	全熱交換器の停止措置	季節・外気温に応じ実施			○
水冷パッケージ方式	室内機ファンコイルの定期的な洗浄	年２回以上実施	○		
	エアーフィルタの定期的な清掃	月１回以上実施	○		
	運転圧力・運転電流などによる運転状況の確認・管理	随時実施	○		
	全熱交換器の清掃	年２回以上実施	○		
	全熱交換器の停止措置	季節・外気温に応じ実施			○
	冷却水薬洗の実施	月１回以上実施	○		
その他	自動販売機の節電（照明を消灯・夜間運転停止時）の実施	毎日実施			○
	OA機器は昼休み等にスイッチをOFF	毎日実施		○	
	ブラインド・カーテンの有効利用	毎日実施		○	
	省エネに必要なエネルギーデータの把握	毎日実施	○		

注：「①日常・定期点検」は日常点検・定期点検業務で実施可能な項目
「②利用者の協力」は施設利用者（入居者，来庁者）に協力を求めることにより実施可能な項目
「③管理・運用面」は設備・機器等の管理・運用面において実施可能な項目

表５９　車両のエネルギー効率の維持等環境の保全に係る点検・整備項目

【点検・整備の推進体制】	
	□　点検・整備は，明示された実施計画に基づき，その結果を把握し，記録として残していること。
	□　点検・整備結果に基づき，点検・整備体制や取組内容について見直しを行う仕組みを有すること。
【車両の適切な点検・整備】	
	■　点検・整備を整備事業者に依頼するに当たっては，車両の状態を日常から把握し，その状況について伝えていること。
	■　目視により黒煙が増加してきたと判断された場合には，点検・整備を実施していること。
	■　フロン類の大気中への放出を抑制するため，カーエアコンの効き具合等により，エアコンガスが減っている（漏れている）と判断された場合には，カーエアコンの点検・整備を実施していること。
【自主的な管理基準による点検・整備】	
	（エア・クリーナ・エレメント関連）
	■　エア・クリーナ・エレメントの清掃・交換に当たっては，メーカーのメンテナンスノート等を参考に，走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し，実施していること。
	（エンジンオイル関連）
	■　エンジンオイルの交換に当たっては，メーカーのメンテナンスノート等を参考に，走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し，実施していること。
	■　エンジンオイルフィルタの交換に当たっては，メーカーのメンテナンスノート等を参考に，走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し，実施していること。
	（燃料装置関連）
	□　燃料装置のオーバーホールや交換に当たっては，メーカーのメンテナンスノート等を参考に，走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し，実施していること。
	（排出ガス減少装置関連）
	■　排出ガス減少装置（DPF，酸化触媒）の点検に当たっては，メーカーのメンテナンスノート等を参考に，走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し，実施していること。
	（その他）
	■　タイヤの空気圧の点検・調整は，メーカーのメンテナンスノート等を参考に，走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し，空気圧の測定に基づき実施していること。
	□　トランスミッションオイルの漏れの点検は，メーカーのメンテナンスノート等を参考に，走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し，実施していること。
	□　トランスミッションオイルの交換は，メーカーのメンテナンスノート等を参考に，走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し，実施していること。
	□　デファレンシャルオイルの漏れの点検は，メーカーのメンテナンスノート等を参考に，走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し，実施していること。
	□　デファレンシャルオイルの交換は，メーカーのメンテナンスノート等を参考に，走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し，実施していること。

注：「■」は車両の点検・整備に当たって必ず実施すべき項目
「□」は車両の点検・整備に当たって実施するよう努めるべき項目

表６０－１　飲料自動販売機に係る基準エネルギー消費効率算定式

区分			基準エネルギー消費効率の算定式
販売する飲料の種類	自動販売機の種類		
缶・ボトル飲料	コールド専用機又はホットオアコールド機		E=0.218V+401
	ホットアンドコールド機（庫内奥行寸法が400mm未満のもの）		E=0.798Va+414
	ホットアンドコールド機（庫内奥行寸法が400mm以上のもの）	電子マネー対応装置のないもの	E=0.482Va+350
		電子マネー対応装置のあるもの	E=0.482Va+500
紙容器飲料	Aタイプ（サンプルを使用し、商品販売を行うもの）	コールド専用機	E=0.948V+373
		ホットアンドコールド機（庫内が2室のもの）	E=0.306Vb+954
		ホットアンドコールド機（庫内が3室のもの）	E=0.630Vb+1474
	Bタイプ（商品そのものを視認し、商品販売を行うもの）	コールド専用機	E=0.477V+750
		ホットアンドコールド機	E=0.401Vb+1261
カップ式飲料	－		E=1020[T≦1500] E=0.293T+580[T>1500]

備考）　１　「コールド専用機」とは、商品を冷蔵して販売するためのものをいう。
２　「ホットオアコールド機」とは、商品を冷蔵又は温蔵どちらか一方にして販売するためのものをいう。
３　「ホットアンドコールド機」とは、自動販売機の内部が仕切壁で仕切られ、商品を冷蔵又は温蔵して販売するためのものをいう。
４　E,V,Va,Vb及びTは、次の数値を表すものとする。
E　：基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）
V　：実庫内容積（商品を貯蔵する庫室の内寸法から算出した数値をいう。）（単位：L）
Va：調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に40を乗じて11で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（単位：L）
Vb：調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に40を乗じて10で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（単位：L）
T　：調整熱容量（湯タンク容量に80を乗じた数値、冷水槽容量に15を乗じた数値及び貯氷量に95を乗じて0.917で除した数値の総和に4.19を乗じた数値）（単位：kJ）
５　エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第289号（平成19年11月26日）の「３エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

表６０－２　飲料自動販売機に係る環境配慮設計項目

目的	評価項目	評価基準
リデュース（省資源化）	使用資源の削減	製品の質量を削減抑制していること。
	再生材の使用	再生材の使用を促進していること。
	製品の長寿命化	オーバーホール、リニューアルへの配慮をしていること。
		製品の分解・組立性への配慮・改善をしていること。
		修理・保守性への配慮をしていること。
	消費電力量の削減	製品の消費電力量の抑制が図られていること。設置条件、設定条件の適正化等の運用支援を行っていること。
リユース（再使用化）	リユース部品の選定	リユース部品について設計段階から選定し、共通化・標準化に配慮していること。
	製品での配慮	リユース対象部品の分解・組立性に配慮していること。
	部品のリユース設計	リユース対象部品への表示、清掃・洗浄、与寿命判定の容易性に配慮していること。
リサイクル（再資源化）	材料	リサイクル可能な材料を選択していること。
		プラスチックの種類の統一化及び材料表示を行っていること。
		リサイクル困難な部材の使用削減を図っていること。
	分解容易性	事前分別対象部品の分解容易性に配慮していること。